

平成29年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月16日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	竹中 宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（坂口哲哉君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ここでおわびを申し上げます。

昨日の本会議における議事進行上、反問の取り扱いにおいて、本職の不適切な取り扱いがありましたので報告いたします。

市木一郎議員の一般質問、監査委員の選任において市長からの反問の申し出があったおり、本来、市木議員の質問に対し、市長が答弁されたように本職が反問を取り扱うべきであったところ、市長の答弁を確認しないまま反問の取り扱いを行いました。

このような議事進行上における不備がありましたので、御報告申し上げますとともに、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり配付を省略しましたので御了承願います。

(日程第1)

○議長（坂口哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、太田健一議員、第8番、野並享子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（坂口哲哉君） 日程第2、昨日に引き継ぎ一般質問を行います。

発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

なお、質問・答弁に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

次に、通告第7号、第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 1番、稲垣でございます。おはようございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

市営住宅和田団地付近、道路危険箇所についてお伺いたします。

小篠原東部から新幹線高架を抜け、市営住宅和田団地付近へ向かう十字路北側には、カーブミラーがなく、地元住民の方から東西に走行する車両の確認が難しく危険であり、北側にも設置してほしいとの行政相談を受け、先日、道路河川課に出向き、現地調査の依頼をお願いしました。東西に走行する車両は現場付近を除き、見通しがよいため、スピードが出た状態で通過しやすい環境にあります。

該当の南北十字路に一時停止線はあるのですが、南側のコンクリート壁面が最近設置されたことにより、視界が狭く、突然車が来ていたりすると危険な状態であります。

交差点中央の注意を促す黄色部分も塗装がはげており、昨日の一般質問でもありました、歩きスマホの問題や野洲中学校の登下校等、事故が発生してからでは遅く、この交差点における危険性についての認識及び改善を求めたいと思いますが、都市建設部長にお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは稲垣議員1点目の市営住宅和田団地付近、道路危険箇所についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、市営住宅和田団地付近の交差点南側にブロック塀や建物が建設されたこの影響から、市道双方線の見通しが急激に悪い状況になったということを確認しております。

このようなことから、見通しの悪い危険な交差点であると、このように判断をいたしまして、地元自治会と協議の上、早急にカーブミラーを設置して、安全の確保を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 道路河川課さん、仕事が早いです。周辺市民に成りかわり感謝申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

裁判員制度と学校教育についてお伺いたします。司法制度改革の一環として、平成21年から裁判員制度が開始されました。国民の司法参加という視点から、画期的なことであると思います。

しかしながら、裁判員裁判の対象が殺人や強盗致傷等の重大刑事事件等であるため、責任の重さゆえに抵抗を感じている人が多いのも、各種報道でも御存じのとおりかと思えます。

そのため、国においても裁判員制度の理解を得るため、さまざまな努力を重ねていることは周知のとおりであります。

裁判員に選ばれるには、二十歳以上の有権者であり、現在の小学生や中学生は数年すれば対象となります。裁判員制度を推進していくためには、学校教育の役割は極めて大きいものがあり、野洲市の学校教育の中でも法を守る大切さについての教育、並びに将来の裁判員となる素養を身につける必要があると思います。

そこで、本市の小・中学校において、弁護士会が実施している裁判員制度、模擬裁判の出前授業を提案したいと思います。これは、模擬裁判を行い、子供たちが弁護士や検察官、裁判官、裁判員などの役割を演じ、公判、評議、評決、判決などを学ぶことでありますが、裁判員制度の啓発にとどまらず、子供たちがリベラルな目でバランス感覚を養い、筋道を立てて考える力、厳正中立に自分の意見や判断の理由を述べる力の育成を重視することにもつながると思います。

子供たち一人一人が公正な世論の形成者として、将来頼もしい裁判員となる実践力を身につけることができるようにしていただきたい。教育長にお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村健君） 議員の皆さん、おはようございます。

稲垣議員の裁判員制度と学校教育についてお答えします。

御質問の中にありましたように、裁判員制度の理解について学校教育の果たす役割は相当大きいというふうに考えております。

また、御提案の出前授業につきましては、小・中学生が体験や具体例を通して学ぶ有用性について、教育委員会としましても、十分承知をしているところでございます。

しかしながら、小・中学校とも限られた社会科の授業時数の中で、こうした授業を一律全ての学校に入れることは難しい状況でございます。

裁判員制度の出前授業につきましても、全ての学校で学習するのではなく、1年間の社

会科の中で学ぶ内容や授業時数とのバランス、さらに児童、生徒の実態を考慮しながら各学校で判断していただくものと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） では、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、限られた時間の中で提案しました授業を取り入れることが難しい状況である根拠についてお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村健君） 授業時数がですね、総合的な学習の時間というのは、小・中学校とも教科の枠を超えた学習をするというのが総合的な学習の時間なんです、ここにおきましては、各学校とも2時間ございます。各学年、小学校は3年から中3まで、大体2時間ぐらいの時間数なんです、それと社会科につきましては、小学校は裁判員制度は6年生で学びます。6年生は週3時間の授業です。

そういう中で、順番に言いますと、6年生はその3時間の中で日本の歴史全部と、それから政治について学習します。

裁判については、裁判所の働きと三権分立を1時間弱で学習しなければ、教科書全部終わることができないという状況です。

また、中学校の社会科につきましては、裁判制度は3年生の公民で学習しますが、大体週2時間少しあります。この中で、裁判については教科書は8ページ分が教科書に載っているんですが、これを2時間弱で学習するという。普通の時間帯で言いますと、こういうふうな割り振りになっております。

ですから、裁判員制度の裁判をすると、この弁護士会、あるいは裁判所の出前授業は大体2時間続きの授業になっております。そこにまとめの時間を入れますと、大体3時間ぐらいは要するのではないかなというふうに考えておりますので、学習内容が大幅に、そこをやるのであれば、ほかの部分を大幅に削るというふうになりますので、非常に入れるのが難しい。それが担当の先生がどこに重点を置かれるかというふうなことで考えていただいたらというふうに思っております。

裁判員制度を学習すること自体は大変重要なことやというふうに考えておりますので、私もそれは別に異議はございませんが、なかなか入れるのが難しいということでございます。

また、先ほど申しました総合的な学習の時間、ここにも入れられないかというふうなことを私たちも検討はしてるんですけども、例えばですね、共同学習であったり。

例えば、篠原小学校で言いますと、陶芸をやっておられたり、篠原もちをつくって、それを加工したりとかいうふうなのをされたり。あるいは国際理解や福祉の障害者の体験とか高齢者の体験授業とか。それから修学旅行を広島、長崎、沖縄に行っている学校がありますが、そういうところでは人権平和学習に事前学習でかなりの時間を使っております。

また中学校2年生で言いますと、先々週だったと思いますが、1つの中学校が職場体験学習、1週間行いました。こういう時数に当てられておりますので、なかなか余裕がないという実態でございます。

そこをいかに圧縮して、これを入れるかということはやっぱり学校で判断していただくのが適切かというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 2点目ですが、この最初の通告文書の中で、私はその一律の組み入れというのを提案してるわけではありませんでして、一律の組み入れというのは最終的なゴールであれば私はいいいとは思っております。

まず、モデル校という形で試験的に取り入れることも視野に入れて御検討いただきたいと思うのですが、その点、教育長いかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村健君） 社会科の先生方の野洲市社会科教育研究会というのがございますので、そういうところに提案をしていって、また紹介して論議をしていただいたらというふうに考えておりますので、紹介はどんどんしていけたらというふうに思っております。

○1番（稲垣誠亮君） 現場に。

○教育長（西村健君） はい。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 次の質問ですが、今回これ提案してるんですが、全国的に見ても小・中学校で模擬裁判を取り入れている学校というのが少なく、もし取り入れることができたら、野洲市の教育の特色を強く打ち出せることになるとは考えております。

教育長の答弁のとおり、今社会科と総合のお話があったと思うんですが、新しい内容を

盛り込むことが厳しいのは当然のことながら理解しております。

しかしながら、どの時間を割り当てるかは各学校が主体的に取り組む問題でありまして、社会科と総合に限定以外にも、特別活動、道徳等、視野に入れば、何とか実施可能などころではないのかなと私思うのですが、再度、教育長、答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村健君） 特活とか道徳とかは、ほとんどもう学ぶ内容が非常に詳しく決まっておりますので、裁判員制度というのは難しいかなというふうに捉えております。

今、お話しいたしました社会科か総合的な学習の時間が一番入る余地があるのかなと思っておりますので、そこで紹介できたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは最後に、例えばですが、私ちょっと調べてみたんですが、一部の学校では、研究授業等として出前授業を取り入れたり、夏休み等を利用して特別授業をしているケースも見受けられるように私は思います。

これらも視野に入れることを考えてみられてもよいかと思うんですが、最後にその点、教育長、見解を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村健君） 出前授業、いろんなどころから要請があります。裁判所だけではないに、18歳選挙権の問題で選管のほうからもそういうのをどうやとか、あるいは税務署から租税教育というので1億円を、ほんまもんじゃないですけども、その札束みたいなものを、1億円分をペーパーにして、両方はコピーなんですけども、そういうのを持ってきて授業をしていただいたりとか、いろんな形で出前授業をやっていただいています。

それぞれの学校で、それぞれの教科でいろんな形で最近は取り入れる傾向はどんどんふえております。やっぱり先生だけの授業じゃなくって、生の、先ほどおっしゃったそういう直接体験というのは非常に大きいですから。ですから、できる限りそういうのを進めていきたいというふうに考えております。

ただ、夏休み等につきましては教員の働き方改革の問題もありますので、そこは難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） あと1点、教育長。もし、ちょっと教えていただけたら教えていただきたいと思うんですが。

学習指導要領が改正になると思うんですが、そのカリキュラムの改正に伴って新しく時間を生み出すような可能性というのはちょっと、その辺いかがでしょうか。

再度、済みません。お願いします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村健君） 一番困っておりますのが、その授業時数の問題です。

小学校につきましては、今70時間の総合的な学習の時間を削って、英語を週5時間まで入れてもいいというふうになっております。

もうほとんど小学校は満杯の状況で、英語2時間のうち1時間は今までやってましたので、もう1時間どうやって生み出すんやということで、例えば全てを6時間、今、小学校は水曜日が5時間なんですけど、あとは全部6時間になっています。ですから、そういうのをさらにふやすか、あるいは帯時間と言いまして、朝15分ずつとか10分ずつをずっと毎朝、これは基本的には読書とか朝の漢字練習とか、基本的にはそういう学習に充ててるんですけども、そういう部分も削らなければならないというので、なかなか入れるのが難しいという状況です。

中学校のほうも、ほぼ今まで授業時数は満杯でしたので、なかなか厳しいと。新たなこの新学習指導要領の中では、学習内容はふえるんですけども、授業時数はそのままです。で現場が非常に苦慮している状況です。

ですから、新たな時間というのは非常に厳しいというふうに考えております。

以上です。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） いろいろとお調べいただいて、誠意ある答弁ありがとうございます。期待しておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

現・民間野洲病院の平成29年／3月期に対する、平成28年度予算計画と実績見込の乖離について、及びそれに伴う、新・野洲市立病院の収支計画の見直しについてお伺いいたします。

本件については、平成29年3月期における現・民間野洲病院の実績値、あるいは見込



み資料を通告時点で、現民間野洲病院より受領していない場合、速やかに受領を行い、内容によっては現民間野洲病院に対し照会、事前協議を行い、当職の質問項目に対して病院問題の解決に向け、誠意ある答弁を期待するものであります。

現・民間野洲病院は民間法人ではありますが、野洲市、野洲市議会における法人の置かれた状況を考えますと、現時点においては、100%完全たる当事者能力を有しているとは言えず、本件の質問は妥当性があるものと思われまます。

また、本市としても、譲渡される法人の内容は、不利益情報を含め、把握していることは、市民への情報開示の点からも必要不可欠なことであります。

なお、平成29年3月期に対する平成28年度予算計画と実績見込みを参考資料として通告書に添付いたします。

それでは、質問を始めさせていただきます。

平成29年3月期の経常収益で予算計画時は、34億1,396万5,000円。実績見込みが28億3,088万5,000円と5億3,808万円減少しております。

その主な原因であります。平成29年度3月期の医業収益における入院収入の予算計画20億6,366万5,000円と実績見込みの15億5,654万6,000円の24.5%の乖離であります。薬価の改定、患者数の減少、平均在院日数の短縮等は原因ではないと思っておりますが、この乖離要因について詳細な説明を政策調整部長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま御質問いただきました稲垣議員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

野洲病院の平成29年3月期における、平成28年度予算計画と実績見込みとの乖離要因についての詳細な説明をというふうな御質問でございますが、市といたしましては、実績に関しましては、市民病院の収支見通しに係る重要なデータとして、野洲病院から適宜情報を得、また一定の分析等も行っておりますが、年度計画の計上に関しては関与しておりませんので、それらの乖離要因について詳細を申し上げる立場にはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長、反問を。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時24分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

反問を許します。

政策調整部長。

○政策調整部長(寺田実好君) 議長のお許しを得ましたので、反問をさせていただきます。

今、稲垣議員のほうから数値のデータでお示しをいただいておりますこの内容については、市当局といたしましてもまだ入手をしておりません。

ですから、この数字が公の立場の、この中で議論されるということになりますと、この数値をどこから入手されたのかということになってきますので、ちょっと信憑性についても伺いできればということで御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(坂口哲哉君) 稲垣議員、今の質問に対して答弁。

稲垣議員。

○1番(稲垣誠亮君) 関係者の方から。確固たる関係者の方からいただいております。

以上です。

○議長(坂口哲哉君) それでいいですか。

(「市長関係ない。当事者がしゃべったら。政策調整部、黙っていない」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 部長、これでええか。

政策調整部長。

(「これ休憩やろ。休憩でしょう」の声あり)

(「始まってますよ」の声あり)

○政策調整部長(寺田実好君) ちょっと暫時休憩お願いします。

○議長(坂口哲哉君) 何で。

○政策調整部長(寺田実好君) えっ。

○議長(坂口哲哉君) 答弁あったでしょう。

○政策調整部長(寺田実好君) はい。

○議長(坂口哲哉君) それに対して何かあるんですか。

(「あれがあかんから……総括……答えられへんかったらそれで終わってしまいますやん。きのう質疑も……。進めたらいい。答えはったら」の声あり)

(「ちょっと休憩してよ」の声あり)

○市長（山仲善彰君） 確かな人というのではありません。誰からという。

(「市長は質問の立場でないから黙っとかんと」の声あり)

○市長（山仲善彰君） 議事が進みません。

(「とめて……」の声あり)

(「休憩しましょう。とめてください。休憩してください」の声あり)

○市長（山仲善彰君） 確かな人では確かかどうかわからへん。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

(午前9時27分 休憩)

(午前9時28分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員、続けてください。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

関係者というのは当然一般的解釈としては、現民間野洲病院の関係者という解釈以外には。

(「要らんこと……いいじゃないかはい」の声あり)

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

それでは、今答弁の内容をお聞きしまして、今の答弁を聞いていますと、本市野洲市は既に事業譲渡を予定しているにもかかわらず、今の質問に関してはゼロ回答と言わざるを得ないと思ってます。

こちらの事前説明の上段の部分も、内容的に私、誠意を持って書いたつもりなんですが、御理解いただけず、大変残念だと思っております。

市民の税金を使って事業譲渡を実行する以上、当然のことながら情報開示義務が私は求められると思ってます。

原因について、現状の最新の情報をもとにした実績見込値と予算の計画の乖離について質疑するのは当然のことであると私は思っています。

譲渡者に当職の質疑内容について照会をかけてしかるべきであると私は考えております。

この計画にかかわってないということで申し上げられないということですが、被事業譲渡者として、これは責任を果たしていないと私は判断しますが、この点、部長にお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今の稲垣議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

当然、我々も新市立病院の収支計画をつくる上で参考とするために、野洲病院さんの実績というのは我々も入手をして、それを参考にさせていただいているのは事実でございます。

そして、その情報を入手するに際しましては、当然地方公共団体と民間法人との間で、経営状況にも関することでございますので、文書でのやりとりをして、公開に当たっては第三者情報を厳守するという立場で双方の協議をしながら入手をしております。

その時期的なものが、ただいまの時点でこの見込みが我々は入手をしていないというふうに申し上げたまでであって、何も収支計画の参考にしてないというふうなことではございませんので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） まあ、なので照会をかけて伺ってくださいと私申し上げたんですが、事前にも通告もしていますし、その点、答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） お答えをさせていただきます。

野洲病院さんのほうの理事会、あるいは評議員会が5月の末に開催されたということは、把握はさせていただいております。

その後、議事録作成、そして我々から手続として請求をさせていただく予定をしております。

それを受けて入手をするということでございますので、その手続に時間が要するという点で、その辺については御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。ゼロ回答ということで、次の質問に移らせていただきます。

このような予算計画と実績見込みに20%の乖離率のある収支計画は民間では考えられないことだと思いますが、仮に民間企業（上場企業）であれば、注視されるのが業績予想の修正ではありますが、その基準は当初の業績予想（売上高）に対して10%以上の変動があった場合が見込まれる場合、下方修正しなければいけません。

現民間野洲病院が業績予想と実績見込みが経常収支、民間企業売上高に相当しますが、に対し、17.1%減少していて、下方修正の基準に抵触するレベルであります。

すなわち、業績予算と実績見込みの乖離は民間企業であれば、注視される基準を大きく上回っています。

現在、計画が進んでいる新野洲市立病院の収支計画においては、3年前の情報である平成26年度の良好な実績数値を経常収支に補正し作成していますが、実績見込みがこれだけ落ち込んでいるのであれば、今後の計画に反映させ、最新の実績数値により、収支計画を見直すべきであると考えます。

民間企業であれば、直近年度の実績数値をもとに最新の予算計画を立案するのが通常であり、詳細な説明を部長に求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、御質問いただきました民間企業ではということで、計画値と実績値の乖離が大きいというふうな御質問でございます。

まず、冒頭、御指摘をいただいております下方修正の基準に抵触するレベルではないかというふうな御質問でございますが、我々のほうとしましても、ちょっと調べさせていただきましたところ、このルール、これについては、上場企業に対して適用されます証券取引所の独自ルールであるというふうに認識をさせていただいております。

このルールを全く属性の異なる今の医療法人に適用するということは、ちょっと適切さを欠くのではないかなというふうに我々は認識をしております。

後段の御質問になります。今度は最新の実績数値で収支計画を見直すべきであるというふうなことににつきまして、お答えをさせていただいております。

議員おっしゃいますように、平成26年度のデータをもとにして、従来の収支計画に今度、最新年度の実績数値を反映させて見直すべきだというふうな御意見だというふうに聞きました。

今回、年度が変わりまして、その収支計画につきましては平成26年度のデータを1年更新させていただいて、平成27年度の実績ベースを参考に置きかえていきたいというふうに考えております。

今、最新の年度が28年度ということで、それを使えないかというふうな稲垣議員の御質問でございましたけれど、これは先ほども申し上げました、この時点で28年度のデータに書きかえる時期が通年5月に実施をさせてもうてますので、この時点で28年度のデータを入手していないということで、27年度のデータで対応をしていきたいというふうに考えております。

ただ、今後のことを申し上げますと、現野洲病院の状況ですね、これについては既に新しい病院が開院するというふうな予定で施設の更新、あるいは修繕等については一定抑制された形で予算を見積もり、計上されているということもあると思いますので、次年度以降については、そのデータの使用あるいは活用については検討をしていかなければならないのかなというふうなことは考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、今、1番、2番質問しまして、ちょっとそれを両方踏まえて幾つか質問させていただきたいんですけど、一般論的なお考えで構わないんですけど、これ乖離が、そのすごい高い目標数値が今回、30年度の3月期の目標が立てられていますが、これについて一般的な視点でも構わないので、何か御答弁いただけないでしょうか。

一般的な企業の考え方でも構いません。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 済みません、稲垣議員、もう一度お願いできますでしょうか。

○1番（稲垣誠亮君） 平成30年3月期の計画が高いですよ。その高いんですけど、今は僕、この病院についてお伺いしてましたけど、一般的な企業の感覚としてということなんです。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 申しわけございません。

一般論としてと言うと、我々が見解を述べる立場ではございませんけれど、今、委託をしております業者等の会計士さん等に確認をしますと、一般的に中小の中でもそうですけ

れど、企業が、これは上場企業はまた別個な、先ほどおっしゃられた余りにも上向きですと下方修正をしなければならないというルールがあるんですけど、上場企業でない場合については、やはり社員であったり、従業員のモチベーションを高めるという意味合いもあって、一定上方、高い目標数値で予算を計上されているのではないかというふうな御意見を賜っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

稲垣議員、ゆっくりしゃべってください。聞こえにくいです。

○1番（稲垣誠亮君） 会計士さんにお伺いされたということなのですが、私はこのまま病院という特質上を鑑みまして、この乖離率は今、モチベーションを上げるためとおっしゃったんですけど、余りにもちょっと高過ぎるんですよ、その乖離率が、ちょっとパーセントが。

先ほど、24.5という数字を出しましたけど、高過ぎてましてですね、これ譲渡者は、これ当然今回、特定医療法人でありまして、通常特定医療法人であればそこまで利益追求する必要性はなくて、医療を遂行するのが本質的な価値であると私は考えていますが、現民間野洲病院は、ただいまの市の一般的な考えですが、説明によりますと、極めて高い利益目標を立てていまして、被事業譲渡者として譲渡者組織の風土や経営方針を、まずは市として確認されているのか、その点をまず。

これは別に今回のぺらの紙には関係がない面だと思いますので、その辺の今の2点、確認しているのかお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） お答えをさせていただきます。

あくまでも、将来その野洲市民病院という条件設定があるとはいえ、現時点で民間病院でございますので、その予算を立てられる段階、つまり経営方針ですね、そこまでは我々には関与させていただいてはおりません。

ただ、先ほどから申し上げてますように、今後市民病院をつくるに際して必要な実績というものについては入手をする必要があるというふうな考えで、市としては考えておるとのことでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 1番で私、この提出しました見込みの表については薬価の改定や、

この患者数の減少、平均在院日数の短縮とか原因ではないかということでお伺いいたしましたが、当然もうすぐしますと、平成29年度3月期の確定数値が、これは正式な形で野洲市役所のほうに入ると思います。

これ同様の事例に置きかえて、28年度3月期の実績と、もうすぐ入ってきます平成29年3月期の実績で、執行部に同様の内容の要因については私は何う予定ではありますが、それについては誠意を持ってお答えをいただけるということで理解してよろしいでしょうか。再度答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 当然、前年度の実績から当該年度の実績ということになってきますと、その中で、例えば医業収益が落ちてる、あるいは上がっている、そして医療費用がまた同じように上がっている、下がっている。その要因について我々は知るべきものではないかなというふうには思っております。

ただ、それが実質上、今、野洲市民病院ということに関しての話になってきますと、それはあくまでも参考情報として、先ほど申し上げましたように次年度以降の収支計画をつくるに際しては、一定検討して、その検討の余地ですね、検討が要るのではないかなというふうには考えております。

○1番（稲垣誠亮君） 検討っていう。

○政策調整部長（寺田実好君） 検討の余地ですね。

○1番（稲垣誠亮君） その答えていただけるのかということをお伺いしたんですが、今。

○政策調整部長（寺田実好君） 答えられる内容についてはお答えをさせていただきたいと思っております。あくまでも民間病院のことでございますので、市が入手した情報について、当然出させていただくには民間病院に照会をかけたということになるので、その辺は御了解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは質問ですけど、実際にお尋ねしたら、照会をかけてオーケーが出れば回答いただけるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今申し上げましたように、お答えできる内容については、我々のほうで精査をした上でお答えをさせていただきたいというふうに思います。



以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 次にですけど、大変、先ほどの部長の答弁で私、ちょっと心外な答弁を私1件いただいたと思ってます。

当職は、これ民間企業の、上場企業のことをちょっとお話しましたが、あくまでもこれは例示として私述べてるだけで、決して医療法人に抵触してとは述べておりません。

この通告文書を読めば、今いただいた部長の答弁は明らかにおかしいというのは、この答弁を作成された方であれば、私はわかると思います。

もう少し端的に申し上げますと、この答弁を作成された方は、趣旨は理解されてると思いますが、意図的に当職を批判するためにこのような論調をとっているものと思えないんです。

以前にも私、このように感じることもありまして、今、部長が答弁されたと思いますので、これは表現としてちょっと不適切なのではないのかなと思うんですが、ちょっと部長、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 私のほうから申し上げるべきことといたしましては、今申し上げましたように、稲垣議員の通告書に書かれております内容、下方修正の基準に抵触するレベルであるという御指摘をいただいております。

これに関しまして、当局、こちら側といたしましては、先ほど申し上げました上場企業に適用される、証券取引所のルールですね、当然、上方修正、下方修正、大手の会社されてます。あくまでもそれは株主保護の観点からルールとしてできているのではないかというふうに認識をさせていただいております。

非上場であり、医療法人であります野洲病院の今の予算と実績の乖離についての御質問に対してはいささか不適切なものであったのではないかというふうなことで答弁の内容とさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 何かかみ合っていないんですけど。僕は例示として述べただけなんですよ。医療法人に抵触してって、これ、そういう通告文書ではないと思うので、要はだから、意図的なものをすごく僕は感じるんですよ。

以前にも何度か感じることはあったんですけど、僕の被害妄想と言われれば、それかもしれませんけども。

これ、誰が作成されてるのかはわからないんですが、ちょっと、もう一度ちょっと。それでも問題ないというのであれば、私もこれ以上追及しませんが、ちょっと答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 予算と実績値の乖離ということが、この稲垣議員の今回の質問に対しての本旨であるというふうに我々は捉えさせていただきました。

答弁を作成するに際しまして、それにきっちりとお答えをさせていただくときに、まずは民間病院である、民間であるということで、予算に我々は関与してないということは1点述べさせていただかなければならない。

もう1点が、ここで抵触するレベルにあるのではないか、上方修正、下方修正というのが必要ではないかということでございましたので、その必要はないということをございにして、適切ではないというふうな表現でお答えをさせていただいたというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 次の質問、再質問ですが、これ現在、事業が、予算が成立しなかったことにより中止している状況であります。時間的余裕も当然のことながらありますので、平成29年3月期の実績数値が間もなく入ってくると思いますので、収支計画を見直すことを提案したいんですが、当然だと思んですが、再度お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 現在、先ほど申しあげました国・県レベルとの協議に際して必要な今の収支計画ですね、これに間に合わせるということで、26年度から今回は27年度に置きかえて計画をしております。

ただ、残念ながら予算のほうで否決ということになりましたので、その協議が正式にはできないという状況になっております。

次期収支計画の見直しに際して、最新の情報を反映させるというのか、それとも先ほど申しあげました、それを参考にして作成をしていくのか、これまたちょっと内部で検討をさせていただかなければならないというふうに考えておりますので、時期的なことはここでは申しあげられないので御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、次の質問に移ります。

平成30年度3月期の経常収益の予算計画と比較し、その一方で、それに見合った給与費の増加、経費の増加がそれほど見込まれていないのはなぜか、部長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 先ほどからお答えをさせていただいてますとおり、計画値の計上に市が関与はしておりませんので、詳細を申し上げる立場にはないということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） ゼロ回答ということでお伺いいたしました。

それでは、次の質問に移ります。

平成29年度3月期の経常収益の実績見込みが28億3,088万5,000円、平成30年度3月期の予算計画が34億1,560万円と20.7%も伸びております。

これはどう考えても私も公認会計士と今回の質問に関しては打ち合わせしておりますが、計画達成の実現可能性が低いのではないかと考えられますが、この計画の根拠、実現の可能性について、部長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 計画達成の実現可能性が低いというふうなお尋ねでございますが、これも先ほどの答弁と同様、計画値の計上に関しては、市は関与しておりませんのでお答えを申し上げる立場にはないということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） ゼロ回答ということで、こちらもお伺いいたしました。

次に移ります。

野洲駅南口における、公務員型／新野洲市立病院を計画する市長と、非公務員型による運営とすべきと、計画の修正を求める市議会との対立が続いております。

5月11日の市民病院整備事業特別委員会でも、市長と反対派議員の間で双方主張に乖離が大きく、平行線が続き、同趣旨の関連予算案は四度否決されています。

本件は本市における財政規律に多大なリスクが伴うことは、修正派における主要な懸念材料であり、5度目の予算提案をする前に、収支計画が事前の想定に反した場合（ネガティブストーリー）においても、本市の基礎的財政収支に疑義を与える影響が少ないことを議会に対して丁寧な説明を行うことが欠けていると思われませんが、部長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） まず、2点、今の御質問の中にあつたというふうに思います。

まず、1点目なんですけれど、公務員型を計画する市長と非公務員型による運営を求める市議との対立というふうなことをおっしゃっておられます。今、ここで通告にありますように、5月11日の市民病院整備事業特別委員会での配付資料をごらんいただければと思うんですけれど、市は「直営堅持とは考えておらず、可能な限り速やかに検証を行った上で、その後の最適な運営形態について検討する予定であり、独立行政法人への移行はその際の選択肢として存在する」と述べさせていただいております。まずこの前提がないということを御理解賜りたいと思います。

そして、もう1点でございます。

市といたしましては、病院整備事業費あるいは収支計画、一般会計の現実的な見通しを関係資料とともにかねてから提出をさせて、お示しをさせていただいて、そして丁寧に説明をさせていただいてきているものと我々は思っております。

そして、ここに後段、稲垣議員が書いておられますネガティブストーリーで推計というふうなことでございますけれど、市といたしましては、今申し上げました、積み上げてきた数値の作成に当たりましては、すべて客観的な数値をもとに作為のない計算を行っているところでございます。ゆえに、ネガティブあるいはポジティブであれ、根拠ない予断を交えた試算をというお求めについては、これについてはまた適切ではないのかなというふうに我々は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 再質問を2点ほどしたいんですが、中途の独法への移行のかわり、選択肢として存在するというふうに部長、答弁ありましたが、これについては職員さんのこともありまして、かなり実行のハードルが高いものだと思いますので、当初からの独法、指定管理等と同列に扱うべきではないと思うので、今の反論としては不適切だと思ってお

ります。

その上で再質問させていただきたいと思います。

自治体運営の公務員型の病院は軒並み赤字経営でありまして、執行部の以前の答弁では黒字の病院もあるとたびたび説明しています。ただし、それは一般会計からの繰り入れを踏まえたものであり、繰り入れを除いた病院事業会計のみの収支では、滋賀県内では全ての病院で赤字であると。

特にこの建物の建てかえなどの費用返済等を鑑みますと、ある程度ネガティブストーリーをイメージさせることは市民への説明として必要であると私は考えております。

本件の事業の性質ですね、100億円を超える投資金額を考慮すれば、当然必要なものであるのかなと私は思うんですが、部長答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 稲垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ネガティブストーリーという言い方で御指摘をいただいているんですけど、我々といたしまして、収支計画を作成するに際しましては、当然リスクマネジメントも行いながら計画をつくっております。

その面において、今のお話でございますと、例えばの例ですけれど、収益が少なく、そして、歳出のほうが多くなる。そういうふうなことを想定してというのがネガティブストーリーということで御意見としておっしゃっているんだと思うんですけど、我々は先ほど申し上げましたように、予断を入れない数値、できる限り客観的な数値でリスクマネジメントも行いながら収支の計画を策定しているというふうに思っておりますので、今、おっしゃっていただきましたネガティブストーリー部分も考慮した上で説明をさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 最後になりますが、現在、政策調整部の改造が行われる以前に、良識派の職員の方々が平成27年の1月から3月にかけて、割と厳し目の収支計画を公表された1件はあったと思います。

私、これはその担当職員の方々は本件におけるリスクの同意について、やはりよく理解されていらっしやっただと、私は考えております。

ゆえにですね、市民病院整備課長の強気一辺倒の立案ではなくて、数パターンの収支

計画を立案したかったと思うんです。ただ、それがかなわず、これは私の推測でしかありませんけども、楽観論の市民病院整備課長案ではなくて、厳し目の収支計画を示して、実行に際してのリスク同意を議会や市民に取りつけたかった意図があったのではないかと推察しております。

それを踏まえて、部長、この病院整備問題はこの住民投票の実施を鑑みましても、方向性が不透明な状況でありまして、数パターンの収支計画をぜひ作成していただいて、本市の財政収支に幾らまで耐え得るのか説明して、リスク同意さえ得れば、この病院の必要性は全議員の悲願でもあると思いますので、歴史的な前進をしたいと思いますので、この辺をちょっと誠意ある答弁を求めたいんですが、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 誠意ある答弁をさせていただく前に、まずもって今、稲垣議員の発言の中に、市民病院整備課長の強気一辺倒というふうな発言、そして良識ある職員が作成をした過去の収支というふうな御発言があったんですけど、我々市といたしましては、先ほどから申し上げてますように、リスクマネジメントも行いながら、客観的な数字、それは全国的なレベル、あるいは先ほど稲垣議員がおっしゃっていただきました黒字の病院が確かにございます。

そこら辺の経営方針等も参考にしながら、よりよい計画になるように進めようとしております。今、おっしゃっていただいたことについては、我々はちゃんとリスクマネジメントも行いながら数字を提示させていただいているというふうに自負しております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。長くありがとうございます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

福祉医療助成制度の拡大を早期に求める決議(小学校3年生までの医療費無料化拡充を求める決議)の採択後についてお伺いいたします。

本年3月定例会において、小学校3年生までの医療費無料化拡充に早期に求める決議が採択されました。3分の2を超える賛成により決議が採択された以上、いつを目標に制度として確立させてしていくか、市民に対して周知していく必要があると思いますが、制度の進捗状況について市長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

稲垣議員の福祉医療助成制度の拡大に関するご質問にお答えいたします。

今月の去る6月7日、東京で内閣総理大臣、総務大臣臨席のもとに全国市長会の総会が行われて、当然私も参加いたしました。

ここで、子供の医療費助成の地方単独事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから、子供の対象年齢にかかわらず、減額措置を全面的に廃止すること。

また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることに鑑み、国の責任において、子供の医療助成制度を創設することという内容を決議いたしまして、速やかに国に要望いたしております。

ご質問をここでされてるんですけども、ちなみに全国市議会議長会はどうされてるのかなど。多分御存じだと思いますけどね。また、多分質問があると思いますので、そういうときにお答えをいたしますけども。

この場でちゃんちゃんバラバラやるよりは、まずはそれぞれの持ち場できちっと議論をしていただきたいと思います。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 質問の通告に対する回答と違ったと思います。私は本市の決議が議員の総意としてできましたので、制度の進捗状況、本市の進捗状況についてお伺いしております。

さらに、ことし10月から小学校3年生までの医療費助成を草津市が表明されまして、今進んでいる現状もありますので、答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、野洲市としては、まだ今でもいわゆるペナルティーが課されている。これをなくしてくださいと。

今就学児童もやっています。そういうペナルティーが来てるわけです。マイナスです。…それはやめてください。

そして、全国市長会の総意として、これは国家的な課題なので国でやってくださいというアクションを起こしてるんですよ。これが進捗状況です。6月7日です。

草津市は単独でやるというふう聞いてます。今年度の途中かららしいということまで

は聞いてます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） この医療費無料化は全国的な流れではありますので、この草津市の事例を調べてみたんですが、草津市さんの今回事業費の予算が3,300万ぐらいで行われると、1人自己負担が500円あるんですが。

草津市の人口が14万人いますので、以前市長答弁で4,000万ぐらい費用がかかるとおっしゃってたんですが、それともちょっとつじつまが合わないんですが、その4,000万の根拠は間違いないものなんでしょうか。

答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 草津市の例は、詳細は知りませんが、野洲市は4,200万、3年生まででかかります。

稲垣議員は結構、野洲病院の情報まで入手されるぐらい情報に速やかな方なんですけども、草津市は私は聞いているのは10月から始まると聞いてますから、恐らく1年間の予算ではないんじゃないかなと思いますけども。

子供の算数でもできる計算だと思います。数カ月の予算しか組んでないと思います。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。ちょっと私も資料、勇んで今、発言してしまいましたので、そちら再度間違いがないかどうか確認しまして、お伺いしたいと思います。

ただし、市長、決議が通ってますので、当然、このまま、今の回答では市としての回答はゼロ回答ですので、今後その議員から何らかのアクションがあることも十分、このままですと想定していただきたいと思いますので、それだけは御理解いただけたらと思うんですが、その点ちょっと答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） どこかの方みたいに、さっきも部長の回答もゼロ回答とかおっしゃるんですけどね、回答できないものをゼロ回答、そもそも回答できないことを要求しておいて、回答ができませんと言ったらゼロ回答になるんですね。これは違います。

野洲市としては、全国市長会の、今回初めてここまで及んでるわけですから、国がやるべきだという観点ですから。

ましてや、もうあえて言いますが、私、保守とか革新という考えはとらないんですけ



ども、稲垣議員は昨年保守系何とかの会長をやられましたし、会派は保守系の会派と同一ですね。

保守系の論調は、小学生、乳幼児も含めてですけども、医療費の無料化を行わないという政策設定をされてるわけです。

なぜここ野洲市だけやっておられるのかよくわからない。それなら、まず党の中でそういう政策を議論されるべきだし、あるいは議長会で皆さん方要求されたらいい。

私にだけなぜ3分の2でやれるか。だから、私はもともとやろうと思ってました、病院の事業の前は。

でも、守山市が抜けたから破綻したわけです。栗東市はちょっと別の要因で先駆けをやってましたから、そこに合わそうと。ですけど、守山市が市民を入れて議論したらやめるということだったんで、4市の足並みがそろわなかったんです。そこから病院事業が出てきた。

今、草津市とおっしゃったんですけどね、草津市は中学校の給食まだやってませんよ。小学校の給食も委託で安く済ませてますよ。

○1番（稲垣誠亮君） 関係ないでしょう、その話。

○市長（山仲善彰君） いやいや、そういった子供施策全体の中で、今、野洲市は病院をつくるか、つくらないか。あなたはリスクを開示しなさいと言ってるわけですよ。ここに毎年4,200万円を乗せるとなったら、当然リスクが生じます。私は子供の医療費の無料化は反対ではない。当初は手がけようと思ってた。

けども、そこに病院という大きな課題が出てきてる。その議論をしてる最中に4,200万の経常経費を毎年入れる政策を今同時に打ちなさいというのは不可能なので、大きく国の政策の中で変えようとしてるのに。そういうことですから、十分な答えに私なっているとします。120点ぐらいの答えになっているとします。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○市長（山仲善彰君） やじが多過ぎる。さっきから。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員言ってください。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

新・野洲市立病院整備における住民投票についてお伺いいたします。

当職は、住民投票は従前から提案していますが、それは本市において、わずか5万人の町で市長がリーダーシップを発揮できない深刻な状況を懸念し、方向性を定めるためにはやむを得ない側面から来たものであります。

今回、市長みずから住民投票を提案し、市民に直接審判を仰ぐことは、市長としての重点課題である職責を一部果たすことができないと内外にデフォルト宣言しているものと思われてもいたし方ないマイナス要素があると思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の住民投票に関する御質問にお答えをいたします。

デフォルト宣言というのが全くわからないんです。だから、またこれゼロ回答になると思いますけども。デフォルト宣言をもう少し詳しく言っていたらいいと思いますが、意味がわかりません。

これは答えてます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 辞書を調べていただければ、当然わかると思うんですが、不履行というふうに理解していただけたらいいと思いますが、よく国でもデフォルトしたとか聞きますので。まあ普通感覚であればわかると思うんですが、答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 単純な国語の辞書に載ったり、英和辞書に載っている意味はわかりますけども、今の文脈の中で、デフォルトというのは何がデフォルトしたのか、そこをはっきり言っていたらいいと答えられません。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） いや、通告の文章の流れを見れば理解できると思うんですが。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 流れというと、これから質問される通告を先読んだ上で答えろという意味ですか。

（「いや、稲垣さんの質問」の声あり）

○1番（稲垣誠亮君） いや、リーダーシップが発揮できない深刻な状況と書いてあるじゃないですか。わかるじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） いや、だからリーダーシップが発揮できてないとは思ってませんから。ここまで。

○1番（稲垣誠亮君） いや、そう答えていただいたらいいと思いますよ……。

○市長（山仲善彰君） だからデフォルトの意味。

（「やじがうるさいな、ほんまに。黙っとけや」の声あり）

（「やじやめろ」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩にいたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時08分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） リーダーシップが発揮できていないのがデフォルトという意味がつかないから私がこう言ってるので、もう少し丁寧に。今、おっしゃった言葉は物すごい短いですよ。

どういう事象を捉えて、何がどういうことがデフォルトという意味になるのか。デフォルトというのはそんなふうに使いませんよ、普通は。もう少しきちっと言っていただいたら、きちっと答弁いたします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） このような今の現状の状況ですね。まあ御自身のリーダーシップ不足。まあ議会のメンバーの大多数が納得できるような説明ができなかったと、もしくは計画そのものに問題があるということでお伺いいたしております。

その2点について理解いただいたらいいと思うんですが、答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 納得しておられないか、しておられるかわからないけども、3月も5月17日も採決をとっていただいたら、9の方が賛成、9の方が反対。でも半分の方は賛成なわけですよ。

私としては、はっきり言いますが、反対理由がわからない。先ほども、非公務員型で云々とおっしゃったけども、まず民間病院を今のやり方でしょうと思ったら、1回公立病院、市民病院にしない限り、指定管理も独法法人もできません。

あなたはいつもいきなり指定管理ができるとおっしゃるけども、指定管理というのは市民病院を指定管理するわけであって、特定医療法人を指定管理はできませんよ。

稲垣議員はもともと、独法化、指定管理とおっしゃって、今はどちらを優先しておられ

るのか知りませんが、独法も独立行政法人というものであって、野洲市が主体となって法人設立するわけであって、法人の設立主体は野洲市ですよ。

だから、実質、市民病院をまず経過しない限りはできません。私も何も小規模病院にこだわっているわけじゃなくって、これまで昭和60年から多大な支援をしてきた病院が立ち行かない。その中でまずは市民病院にしましょうというのは、私の考えというよりは、あり方、可能性検討、基本方針、ここまで積み上げてきてやってる結果であって、それが理解されなくて今の段階で、まだ民間でないとだめとおっしゃるけども、……議会も超えていますよ。

さっき部長も言ったように、これまで本当にきちっと情報を出して、議論いただいて、審議いただいて、ここまで来てます。だから、そこに何が問題があるのか。それがリーダーシップの欠如なのか。私はリーダーシップみたいなのはとってませんよ。シュギに基づいてやってる。

だから、皆さん方が9・9に分かれておられるのを辛抱強く提案をし続けてるわけですよ。これがリーダーシップがないのか、リーダーシップがあるのか。

だけど、稲垣議員はリーダーシップがないとおっしゃってるんですけども、きょうの会議は成立してます。自慢してるわけではないけども、きちっとこの前もつくってる。ほとんど死に体だった国道8号も全国の人がびっくりするぐらいに進んでますよ。小学校の耐震化も半分だったやつが全てやりました。学童も6年までやってる。湖南幹線も平成35年までに開通約束してもらってる。クリーンセンターなんて県内で、まあ八幡がようやくできましたけども、これほど穏やかに反対看板もなくって、経費が安くできた町は全国でも珍しい。これをリーダーシップと言わずして何と言うんですかね。

子育て支援でも最大限ですよ。あるいは、生活困窮者支援、きのうの山本議員に評価いただいたけども。全国のモデルになってるぐらいなってますよ。

これ私だけじゃなしに、私は皆さん方の議論と職員の働きがあっていて、決してリーダーシップ型のまちづくりはやってないつもりです。

だから、言ってる意味がわからないというのは、そういうことですよ。リーダーシップをとろうと思ってないやり方をしている人間が、リーダーシップがとれてないからデフォルトと言われたから、意味がわからないと。ということをおし上げてます。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） では、次の質問に移ります。

本件のこれ以上の長期化は野洲市にとって重大な傷を残すおそれがあり、投票結果をもって政策の方向性とすべきであると考えます。

住民投票を実施したと仮定して、その結果が僅差で反対であった場合、どのような政策判断とするのか、市長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ以上長期化しないためには、議会で病院関連予算、賛成していただいたら済むわけですので、まずはそれだと思いますけど。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） いや、答弁のほう、質問の答えになってませんよ。

僅差で住民投票実施して、その今、質問したじゃないですか。その答えいただいてません。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それ以前の答えを申し上げたわけですよ。あるいは少なくともまた、9・9になった場合、この間もお願いしたんですけど、坂口議長が賛成されたら、もうそれで済むんですよ。

だからそんなに深刻に考えるよりは、ここまで議論をして、9対9になって、一時は10対8になったこともありますし。いずれにしても、9対9になって坂口議長が賛成とおっしゃった……。この間も私の部屋に来られたんで、なぜ反対ですかと聞きましたら、商工会の半分が反対してるから反対だとおっしゃったんですけどね。

なぜ反対されたのか説明していただきたいと前の議会でもお願いしたけども、否決に回った理由がわからない。だから、そういうことだと思います。

そして、前の議会でも反対の議員の方の発言の中で、市民のコンセンサスとおっしゃったので、もうこれ以上議会に説明して、議論をしてもらって、今度あしたも、市民との話し合いの場を設けてますけども、そういったこともした上で決着がつかなければ、市民コンセンサスと言われたら、そのためにある市の条例ですから、これを採用して決めるというのが一番手続的には正常な方法だろうと思っております。

万が一、その結果いかにかわらず、それは真摯に受けとめて、次の政策判断をしていったらいいんじゃないかと思えます。

まずは、私はもう決して住民投票をやりたいわけじゃないですよ。ずっと反対してまし

だから。

○1番（稲垣誠亮君） いや、その次の政策判断というのは、どのようなものをするのかと僕は質問……。

○市長（山仲善彰君） 次の政策判断は結果を見てからです。

○1番（稲垣誠亮君） いや、その結果を見てからじゃなくて。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。立ってからしゃべってください。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

結果で判断ということで、断言いただけなかったのは大変残念だと思っております。

野洲市民の、私、年齢分布から分析しますと、これ大半年配者でありまして、病院という施設が求められるであろうということは需給面からも確かであると私思っています。

その中で住民投票の結果が、過半数以上の賛成を得られなかった場合、仮に行政執政官として病院の運営や正当性に問題を感じられるのか。

その点、答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か先ほどから、私は結果を見てから判断しますと断言してるのに、明確な答えがないとおっしゃる。本当にうまいですね、これ。

私ははっきりと限界の中で、きちとぎりぎりの答えをしています。

いずれにしても、今の質問は全く同じことで、この今議会で認めていただいたら無駄なことはなくていいんです。

それと、もう1つ前に言いましたように、なぜ病院の設置条例、開設条例を変えようとされないのか。あそこには駅前の土地に、あなたが反対しておられる野洲市立で病院を建てますよと、平成32年10月には。建ちますよと書いてあるわけですよ。

あなた方多数持っておられるんだから、さっきも何か、福祉医療の助成で3分の2の賛同者を募っておられるわけですから、3分の2あったら条例変えられますよ。そこをチャレンジされたほうが私も一市民としてわかりやすい。私は今の野洲病院を、これまでやってきた貢献を現施設ではできないので、市民病院が必要だと。つくるのであれば、誰にも一番便利なところでやるのが、便利であるし、形状もいいというので、この案を推進します。

皆さん方が反対だったら、条例ができてるわけですから、なぜ条例を変えないのかなと思うんですけども、そういう議論をまずしないとだめであって。さっき、私、答えを行い

ましたから、結果は住民投票はやりたくないけども、住民投票やったら、まずは住民投票の結果を見て、次の判断。予断も偏見もなしに住民投票です。

先に結果を言って住民投票したら、住民投票やる意味がないじゃないですか。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私、まあもう、しつこく言いませんけども、方向性をやはり示していただけなければ、その結果についてですね、そんな答弁であれば、やはり住民投票の正当性に対する信頼性が十分に私は各議員間、今、最後言いますけども、確保できないと思うんですが、その点、ちょっと答弁求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議長。これ答え求められる質問だと思っておられるから当てていただいたのかどうか。

さっき稲垣議員は先を読んでくださいとおっしゃったので申し上げますけども、どういう住民投票にするかと言えば、提案説明で申し上げましたように、前回、最大限の情報を出したので、野洲駅前南口整備構想の中でというのを入れましたけども、そうでいいかどうかは皆さん方の御意見を聞くという意味で出しましたから、もっと簡単にとおっしゃったので、提案説明で申し上げましたように、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて皆さん方、賛成いただけますかというふうに多分なるといふふうに思ってます。

それで住民投票をさせていただいて、これまで6年、議論してきたわけですから、ある程度御存じだし、住民投票の中でさまざまな反対も賛成も御意見が交わされると思いますから、それをもって市民の一人一人が、18歳以上の方が判断される。まずそれを待つということであって、その結果こうしますよとか、こうしたら操作になってしまうじゃないですか。

あえて言えば、これで病院がなくなったら、これは前から申し上げてますけど、本当に野洲市民病院があるから今、野洲病院の院長以下、医師が確保できてるし、そこで働いてる人も頑張っておられるわけですから、これが消えれば本当に野洲病院は崩壊しますよ。おどしじゃなくって。でも、そんなことを言ったら情報操作になるから、そんなこと言わないで、前向きに199床の病院を、野洲駅前の便利なところに医師も確保できてる形でこういう診療科目で整備します。皆さん方どうですかと。

それを客観的にお出しして、結果を聞こうとしてるのに、この議会で万が一反対が多かったらどうしますか、賛成が多かったらどうしますかという議論をするんですかね。する

ことが本当にいいのかどうか。

それなら、こんなことするくらいやったら、ここでもう1回、まだ最終日までいっぱい日ありますし、特別委員会も開かれるから、マル・バツをここで決めてくださいよ。

私は万が一否決されたら、残念だけでも、10対8で賛成8になったら大いに残念ですし、本当に深刻だと思いますけども、それもここに託されてるんですよ。

皆さん方が市民の代表として、ここで決められる責任と権限を持つてるのに、住民投票の結果云々とか、結果によってどうするという議論を、これは全く本末転倒。

声を大きくして言ってますけど、これは真剣な議論なんですよ。そういうこともきちつと言った上で質問してください。

あなたはさっき教育長に模擬裁判やったらどうですかと言ってましたけど、ここは模擬議会とは違うんですよ。

○1番（稲垣誠亮君） いや、そんなこと関係ないじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） いやいや、違います。真剣に。

だから、住民投票の結果云々……住民投票をするかしないかを重視したらいいけども、住民投票の後の対応までどうするかなんて今言ったら、結果は本当にわからないんですよ、どうなるか、本当に。それを予断も偏見もなくやらないとダメなのに、多かったらどうする、マイナスだったらどうする。そんなの全部示せません。

本当に野洲病院の状況がどうなるか。さっき病院のことをなぜ私に聞いていただかなかったのか、大いに残念なんですけどね。

野洲病院は、2回も否決されて本当に大変なんですよ。機械も更新できない。だから、私本当にまだ、野洲病院の直近の情報はもらってない。

そして、何かさっきから聞いてたら、経営計画云々って、経営計画に口出したらダメなわけですから。出せない。出したら、理事とか評議員さんに介入する。

でも結果は聞いた上で評価します。全部お出しします。万が一成績が悪かってもお出します。そんな心配してもらわなくても大丈夫ですよ。

○1番（稲垣誠亮君） いや、介入しろなんて僕言ってないじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） 違う、違う。経営計画と違うというのは。

○1番（稲垣誠亮君） 分析を聞いただけですよ。

○市長（山仲善彰君） いずれにしても、まずは住民投票をやるんだったら、予断も偏見もなくやった上で、その結果で判断しますと。



だから、野洲病院の動揺がどうなるか、滋賀医大の関係がどうなるか、そういうことも含めて全部答えを出さんとだめじゃないですか。だから、そんなこと全部言えないというのが答えであって、はっきり断言した答えです。

それをまたあなたはゼロ回答と言うと思うんだけども、ゼロ回答ではなくて、きちっと内容の詰まった責任持った答えをしています。

ぜひ、稲垣さん、前の選挙が終わったときに、私にも、いろんな人にももう病院が終わったから賛成しますと言ったんだから、もう賛成したらどうですか。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） では、次の質問に移ります。

私、これ別にゼロ回答で申し上げておりませんので。

住民投票を実施する際に二者択一にする、設問の内容について、やはり恣意的にならないよう議会と協議した上で慎重に決めるべきであると思います。

市長には現在その姿勢が見受けられないことが残念に思いますが、その姿勢を改め、慎重な協議を行い、住民投票の結果の完成度を現在より高くすべきであると思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 完成度というか、もうできるだけこの間の4月26日の御意見では、できるだけわかりやすく短くとおっしゃったので、私、雑談じゃなしに、提案説明で正式に住民投票の基本的な問いかけの内容を申し上げますよ。

なぜそれを質問されないのか。私、一般質問にちょうどいいと思ったのであってね。だから、もうそんなんも終わってますよ。

○1番（稲垣誠亮君） 意見出たじゃないですか、いろいろと。

○市長（山仲善彰君） もちろんね、病院は9人反対、9人賛成なわけですから、問いかけについても、みんながいいとおっしゃるはずはないと思いますよ。

だから私としては、市長の提案なので、これは議員さんもできますし、市民の方もできます。でも、できるだけいいものにしようと思って問いかけたわけでしてね、4月に。御意見いただいてるし。

それを踏まえて中で協議をして、検討して、本議会の提案説明で、私としては、市としては、野洲駅南口市有地に野洲市民病院を整備することという問いかけが、現時点ではふ

さわしいと考えてますと。

だからそれに対して、稲垣議員、ここで議論していただいたらいいんじゃないですか。何かそんな持って回ったようなことしなくっても。東京へ行くのに沖縄回って行くような話じゃないですか。もう簡単にそれでいいとおっしゃったら、一緒に反対だったら反対とおっしゃたらいいですよ。

ちょっと反問します。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時27分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から反問が出ましたので、反問を許可します。

どうぞ、市長。

○市長（山仲善彰君） 私はリーダーシップ型でやってませんが、できるだけ無駄な作業は省きたいと思いますから、まず稲垣議員は住民投票が賛成なのかどうか、行うのであれば、稲垣議員としてはどういう設問がふさわしいと考えておられるのか、はっきり言ってください。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私は住民投票実施に関しては、その時期と、この設問の仕方、現状それを除けば、この市長提案に対してはおおむね賛同しております。

そのちょっと同意できない2点なんですが、やはり時期については、きのうの議案質疑の中でありましたけども、部屋が2カ所必要で職員の観点からも同日では実施できないとあったんですが、何ですかね、他市の事例を見てますと、必ずしも今回の質疑の答弁が正確なのかなというのは疑義があるところではあると思っております。

肝心のその今お問いかけの設問の仕方についてなんですが、私はやはり今回、その争点になってます公務員型、非公務員型。

やはりまずは病院の運営形態に関するこの2点の設問ですね。あとは、場所、野洲駅南口市有地、まあその意見についてはいろいろありますので、それ以外というような形で。しかもちょっといろいろな意見がありますけども、実施ができないのかなとは思っております。

そのあたりを委員会の中で集約して行って、話し合って決定すればいいと思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 続けます。稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 次の質問に移ります。

野洲市住民投票条例第19条に「住民投票は1つの事案について、投票したものの総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しないものとする。この場合においては開票作業、その他の作業は行わない」とありますが、不成立となった場合は野洲駅南口における公務員型の病院事業を進めるのか、あるいは中止や計画の修正を行うのか、お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 住民投票をやる限りは、半分以上の方に投票いただいて、結果が明らかになることを願ってますが、どうなるかはわかりません。

だから、いずれにしても結果はきちっと評価をして、この場におられる皆さん方、さっき言われた改選後だったら残念ながらこの場にはおられませんけども、こちらが想定してらんだったら、この場におられる皆さん方と協議して、最終的な判断をしていきたいと思えます。

そういう意味でも、責任持つ意味で市議選より前にやられたほうが私はいいと思えますけども。最後まで責任を持っていただきたいと思えます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

市長提案では1,667万円をかけ、8月20日告示、8月27日を投票日として住民投票を行うとのことでしたが、当職は10月15日告示、10月22日投票の市議会議員選挙と同日に行うよう修正を求めます。

これより、私は大幅な経費削減になると思えます。野洲市の厳しい財政状況の中では、なぜ2カ月も満たない中で、単独で実施するのか理解できないところであります。

昨日の質疑と一部かぶるところがありますが、答弁をお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まさに完全にかぶってますからね。何回同じことを聞くのか、議長が。

○1番（稲垣誠亮君） いや、もうだから回答をいただ……ければそれでいいです。

○市長（山仲善彰君） いただけなければいいと言うんだったら、質問しなかったらいいわけですよ。

○1番（稲垣誠亮君） いや、通告してますから。

○市長（山仲善彰君） もう1回言います。

まず経費は安くなりません。これはこちらとしてきちっと、そういうふうには断言できません。かえって煩雑になる、問題が起こる、それと根本的なところは、きのうも申し上げたように、民主主義のルールとして住民投票は可能な限りの意見表明ができるようになってきます。

でも、議員選挙は公職選挙法が、特に専門家も言っているように、日本の場合はかなり厳しい制限されてる中で行われるので、せっきくの野洲市の住民投票条例のよさが生きてこないということです。

それともう1つは、病院は6年前から議論してここまで来ているのに、わざわざ時間をあけて市議選のときに合わすという、そこも合理性がない。できるだけ準備をして速やかに行うということなので、十分私は答えになっていると思います。

わざわざ市議選に合わせにいくという根拠はないと思っています。

いずれにしても、もしか御希望だったら、みずから提案されたらいいんじゃないですか。

市会議員もできるし、市民の方もできるわけですから、なぜ私が提案しようとしているか。これ三権分立じゃないんですけども、一応3つの権利が保障されてる条例になってるわけですから。

昔、何かぬれ落ち葉というのがありましたけども、何かそれに近い。絡んできて、絡んできて、もう自分ですかっととったらいじゃないですか、住民投票。

私が提案させてもらおうと思ってる住民投票になぜそこまで絡んでくるのかよくわからない。だから、予算も審議していただいたらいいんであって、内容とかやり方とか時期とか、それはもしくはこの市民の方がやられるのにそんなこと言いますか。

これは私、この制度では市民の方と同じ権限を負託されてるんですよ。もしか、市民の方が喫緊の問題があって、できるだけ早く住民投票をやりたいと言って、署名集めてこられたときに、あなたは数カ月先に国会議員の選挙があるからとか、市議選があるから一緒にやったらどうですかと、そんなこと言えますか。同じことですよ。

言ってることが全く権利の侵害。市長だから気楽に言ってると思いますけども、これ一市民に言ったらすごいことですよ。相手の、まさにこれ人権の町と言われて、まだまだ弱

いと私思ってるんですけども、相手の人権を尊重してないわけですよ。

そこがわからなければ、まさに人権感覚ない。議長もう1回ちょっと、野洲市議会の人権研修きちっとやっといってくださいよ。そこまで及ぶ。

だからいつまで言っても、私はっきりと、きのうも市議選とはあり得ない。万が一安くなるんだったら、その裏には、市民の意見表明とか、表現の自由を阻害する可能性がある。はっきり明言しておきました。これがわからなければ、いつまでたっても議論はすれ違いだと思いますよ。普通の方はすっと落ちると思います。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。市長の御意見、十分にわかりました。

ただ、これ広報で住民投票を行うことは周知されると思うんですが、この1,667万円かけることも当然のことながら広報の中では触れていただけのものと思慮いたしますが、その点、市長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然これ、予算書にも載ります。私もいろんなところで約1,700万かかりますけど、申しわけないけども議会の反対の方が住民投票、住民コンセンサスを得てくれとおっしゃるから、突き詰めるところ、これしかないので提案させていただきますと。いろんなところでもう経費は言ってますよ。一番経費に敏感なのは私だと思えますけどね。こんないつまでもぐだぐだやってたら、本当に無駄無駄。

だから、何回も言いますが、ぜひ稲垣議員、反対議員、私、根拠ないですよ。あなた言ってるように、民間病院を民間病院にすることはあり得ないんでね。民間病院も独法法人もいきなりないです。

○1番（稲垣誠亮君） またトンネルしたらいいじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） トンネルってあり得ない。

○1番（稲垣誠亮君） 一旦は通過して……。

○議長（坂口哲哉君） 座ってしゃべらないように。

○1番（稲垣誠亮君） 済みません。

○市長（山仲善彰君） トンネルはあり得ない。何回言っても結局同じところに戻っていくだけであって、私に本当に反対の理由がきちっとわかったら、そこは丁寧にやるつもりですよ。でも、民間病院をいきなり独法法人に、今トンネルとおっしゃったけど、まあこ

これは議事録にあなたのは載らないんでしょうけども、雑音で載るのかな。

いずれにしてもトンネルという言葉自体が、これは変な言葉ですね。トンネルである。野洲はトンネル得意だったんですけどね。保育園はトンネルでできてますけども。

私はトンネルでは一切やらない。きちっと正規に一旦は市民病院にした上で、それを独法法人にするか、指定管理にするかしかあり得ないわけであって、このどこが問題なのかははっきり言ってもらわないと、いつまでたってもできないことをおっしゃってますよ、あなたは。

あなたは答えられない質問をして、ゼロ回答と言ってみたり、できないことを提案して、そしてこちらが応じないと言ってみたり、駅前が反対なのか反対でないのかもはっきりしない。前回もいっぱい手紙が来てます。

どっかの河川敷とか、工事跡地とおっしゃった。あれで私、本当にもうびっくり……。

○1番（稲垣誠亮君） そんなこと言ってません。

○市長（山仲善彰君） いやいや、そういう議論もここで、今議会で大いにやっていただきたい。

最後のチャンスですよ。私は住民投票をやりたくないんですよ。ここでもっともっと議論していただいて、皆さん方がこの議会の最終日までに決めていただいたら、何の市民の不安も、無駄な経費も、野洲病院の人たちの不安も、スタッフの不安も消えるんですよ。本当にここにいる数十人の人間で物事が託されてるんですから、本当に重要な議会ですから、だから大いにもっと明確に、私としてはトンネルは納得できないし、トンネルはできません。はっきり言っときます。

まあ委員会もあるので、もう1回議論した上で、最終日期待してますし、何人か期待できる人がありそうな感じもしてますので、ぜひ市民にとっていい結果が出ることを期待して、私の答弁は終わります。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

同日ではできないということで。私はまあこれ、市長の答弁と近隣の高島市の事例等ありますし、この辺は市民の理解に任せまして、次の質問に進みたいと思います。

住民投票が投票総数に満たず、不成立となった場合、自身、市長の責任をどのように考えているのか、市長に見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 不成立になるかどうかは期待してないけども、不成立になったら、不成立という結果も大事なので、そこに責任は生じないと思ってます。

これが市民の方が提案されて、万が一不成立が生じたら、市民の提案に責任があるということになりますね。

署名を集めてこられて、要件を満たしたら住民投票は成立するんですよ。市民の方が問題を持って住民投票を提案されて成立する場合がありますね。成立して、住民投票を行った。でも、半分以上の投票がなかった。不成立。その場合に、誰にどういう責任が生じるんですか。

（「市民が」の声あり）

○1番（稲垣誠亮君） ああ、市民ですか。済みません。

○市長（山仲善彰君） これはですね、きのうもすごい法律ができましたけども、もしかそれを言ってしまったら、市民の発意、市民の活動に萎縮をさせることになるんですよ。

どっかの副大臣みたいなもんですよ。だから、私はこれは絶対応じられない。

その市長の責任という発想がそもそも普通の人権感覚、憲法感覚があれば出てこないんですよ。議員さんでもそうだし、市民でも発議されて、結果はわからない。でも、5割を切ったら責任どうするんですかと。

それは客観的なことなんですよ。それが民主主義なんですよ。人権主義なんですよ。結構大きな問題です、今のは。御質問の趣旨は。ましてや、萎縮させる。

答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 多分、回っていただければ、私が今問いかけた、同様の感覚を持っていらっしゃる市民の方も、やはり多数いらっしゃると思います。

責任について問われるべきではないということですが、最初から責任を問われないという考えで、このような莫大な金額が動くことを進めていいのかなと私は思うのですが、市長、答弁求めます。

（「そんなんやったら、住民ができひんやん」の声あり）

○1番（稲垣誠亮君） いや、住民とは違うと思ってます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本当に何か疲れますね。だから、これ市民と議員と市長が対等で住民投票条例ができるわけですから、同じことなんですよ。ほな、議員の場合は責任とる

んですか。同じことですよ。

そんなもんとるんだったら、住民投票怖くて誰も提案できない。課題優先、問題優先であって、それが適切であったら、どうかということであって。

だから反対だったら、皆さん方は予算で否決したらいいじゃないですか。私に聞くよりは、私はしたくないけど、せざるを得ない状況に追い込まれているからやりますと。それがむだ遣いになると思ったら、もうこんな中身の議論しなくて、中身に及んだらだめなんですよ、形式要件なんですよ。

情報公開と一緒に、中身に及ばない。誰が何のためとは別に、公的な情報を請求されたら提供する。枠の議論です。

それに責任を負う。これは今、何か日本のムードですね。本当にああいうふうに言われている公益通報、おんなじですよ、発想。

そもそも私、理解できない、あなたの言ってることが。結構くどく言うようだけど、この議場で、人権集会で差別発言があったら訂正するのと一緒に、責任をとるとらんとかいう話と違う話なんです。中身が要件を満たしていたら、及ばないで認めると、そういうことなんです。結果は問わないという、そういう世界なんです。法に守られてる世界なんです。

あえて言えば、検閲と一緒にするんです。先に結果が出なかったら責任とりなさいと言われてたら、私はそんな議論、ここできちっとできるかやりますけども、一般市民の方がムードでそれ聞いたら、ああ、住民投票で万が一、半分に満たなかったら責任とられるなと思ったら、もう萎縮されますよ。自分が住民投票で問いたい課題があっても、5割が投票されなかったらだめだという責任問題があると言われてたら。

そこをわかってもらえませんか。この質問をすること自体が、私は本当に心配なんですけどね。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私はやはり市民と特別職ではやはり同列に扱うべきではないと思っています。やはり特別職に関しましては一定の責任が私はあると、私見ですけども、思っております。

では、次の質問に。

○市長（山仲善彰君） 反問。



○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（稲垣誠亮君） いや、別に僕は質問をしてませんので。

○市長（山仲善彰君） 疑義があります。私が答えが終わってから反問してください。

○議長（坂口哲哉君） まだ質問の段階ではない。

反問を許可します。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員、先ほど、責任があるのでとるべきだとおっしゃいましたけども、私は責任問題は住民投票にはなじまないとお答えしましたけども、あるとおっしゃるのであれば、どういう責任がどういう根拠であるのか明確に言っていただきたい。

それがあるんだったら私はとります。そこは断言します。そのかわり、はっきり根拠と、制度を言ってください。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それは各個人、特別職自身が、それぞれが自分で考えることだと思いますので、そういう意味で申し上げております。

○議長（坂口哲哉君） 質問を続けてください。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、次の質問に移ります。

住民投票を実施したと仮定して、その結果が大差で反対が多かった場合、今まで病院事業に費やした行政執行費用、野洲駅南口市有地が遊兵となった逸失利益は莫大なものになると思いますが、その責任をどのようにお考えか、市長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それは制度に基づいて判断されるというふうに考えてます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは最後の質問に移ります。

平成24年12月の都市基盤整備特別委員会で、市長は基本方針（素案）の承認採決において、3分の1を超える議員の反対を重く受けとめ、病院検討を凍結するとされ、凍結後は議会制民主主義の原則から、民意を得る前提として、市議会の大多数の賛同が得られる状況づくりを行うとしました。これは極めて妥当かつ賢明な判断であると思います。当時の市長の思いに立ち返り、今回の住民投票の開票結果の判断基準を3分の2以上の賛成

者とするのが妥当な判断基準でもあると考えますが、市長の見解をお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 3分の2にしたらいという御質問で、その中に過去の私に立ち返りとおっしゃってるんですけども、立ち返るんじゃなしに、常にその立ち位置におります。あのときに3分の2にしたのは、初めて市の税金で基本構想の委託費を積みました。だから、今御心配のように無駄にならないようにということで、慎重にやろうということで、もう一度一旦休止をして御意見を聞きました。

その後、賛成も多くて進めてきてます。何がわかったかと言いますと、議論がずっとすれ違いということがわかりました。先ほどみたいに、トンネルとかおっしゃるし。河川敷とかおっしゃるし。

○1番（稲垣誠亮君） いや、僕は言ってません、河川敷は。

○議長（坂口哲哉君） 座ってしゃべるなど言うの。

○市長（山仲善彰君） いや、あなたが言ってるんじゃなしに。

そういう議論が議会の場でされてるということは、私は内容を精査してきちっと専門家の検証も受けて、市民の会議でも出して進めていきますけども、3分の2とかそういうのじゃなしに、本来多数決でするのが、そういうことです。

だから、本来の私に立ち返ってというか、立ち返らなくて、同じ姿勢でずっとおります。決して、あのときと今と変わってません。あのときは初めて税金を使うので、できるだけ慎重にということで。それまでは、内部の職員、私も入れて議論はしていた、あるいはいろんな専門家に相談していた段階ですから、初めてあそこで、実質ですよ、大きな委託費として市のお金を使うんだから、できるだけ慎重にということでやりましたけども、もうそういう段階はとっくに越えていますし。今、言いましたように、すれ違っているのを、これはやはりもう反対の方は反対、賛成の方は賛成。できるだけその方が多くなるようにということなので、本当はもっともっと全体にと思いました。

義を尽くせば、全議員の方にわかっていただけだと思います。野洲駅の土地を買うときは、1カ月もなかった時間を本当に交渉して、1年間もらって、市民集会何回も開いて、市議会で議論いただいて、当時の20人の全員の賛成をいただきました、議員さんの。

だから、私はそれを理想としてましたので、誰が見ても旧の野洲市を、ここにおられる方も理事をしておられましたけども、いろんな方がいい意味でも貢献と加担した病院がああいうふうになった、これを全部ぶち上げて、新しい形でどうしようかと、市民代表、

医大の学長、京都大学の福山先生、専門家を入れて議論したら、私、結構素朴ですからね、全員が賛成いただけるかなと思ったんですよ。

政治思想の問題ではないので、課題解決だったら駅前の土地を買うのとおんなじことで、全員が議論をしたら20人賛成いただけるというふうに素朴に思っていましたので、半年時間を置きますよと言ったわけです。この2つの理由です。

もう1回整理すると、初めて数百万円の税の委託費を出す。それと土地を買うときは20人賛成だった。半年話せば。

でも、その後、4年余りやってますけども、かみ合っていない、残念ながらかみ合ってません。こちらはまだ説明が不十分なところがあるのかもわからないけど、最大限やってるつもりです、説明と情報提供は。

だから、これはもうあとは多数決でいいと思いますし、ましてや、それ以前にできている住民投票条例は過半数となっておりますから、当初から私は野洲市住民投票条例の制度を使って住民投票をさせてもらおうと言ってますから、今さらこれを変えたら約束を破ることになります。

それなら、条例の提案権とかあるわけですからね、予算まで組み替える力持ってるあなたたちの会派だったら、住民投票条例も変えてもらったらいじゃないですか。

私は改正するつもりは全くないです。だから、3分の2にせえとか何とか私に言うんじゃないしに、既に成立してある条例ですよ。条例を軽く見過ぎですよ。それなら皆さんここで変えてもらったなら、私それに従います。

住民投票を実施する時点での野洲市住民投票条例に基づいてやりますと言ってるんだから、3分の2とかそんな議論はもう無駄な議論ですよ。時間の無駄。はっきり申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。

市長が市長のお立場で、全身全霊でこの問題に取り組まれているのは私、当然理解しております。

どうしても考え方が違うので、このような状況にはなっていますが、ここ数カ月、やはり今月、先月と特別委員会等でも執行部の政策調整部の方々のやはり、若干ちょっと前向きに資料提供をしていただいたり、お話しをお伺いしたりしてますので、その辺の誠意とかは大なり小なり感じておりますので、主義、主張、立場は異なりますけども、この問題

が速やかに、これ以上長期化することなく解決することは願っております。

では、この質問、一般質問を終了させていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に通告第8号、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子でございます。

大きく2つの質問をいたします。1つ目は、介護保険制度改正後の新しい総合事業についてと文化財保護についてです。

まず、平成27年4月に、介護保険制度の改正の第6期が施行され、市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予すると定められている中で、野洲市はこの4月よりスタートを切られています。

要は、高齢化が進み、その人口が増す一方、従来の制度では、このまま推移すると、国の財政は破綻に追い込まれるは必定。一部、市町村にボールを投げた形だと思います。実際4月から2カ月が経過いたしました。課題はあって当然ながら、大きな混乱とかサービス提供の事業所間でのバトンはスムーズに行われているか、お伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、岩井議員の御質問の1点目の総合事業の移行状況についての御質問にお答えをいたします。

ことし4月からスタートをしました本市における介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、移行に際して、現在のところでございますけれども、大きな混乱等はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは、大きな混乱等はないということで、どこまでが、疑うわけじゃないんですけれども、今、2カ月しかたっていない中で、このような困惑とか、課題が残っていないのはどうかなとは思ったんですけれども、そのあたりもう一度お伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 現在課題等がないかという御質問でございます。

やはり多様な主体のサービスというのは必要であろうということは認識しておりまして、今年度から実施をいたしております生活支援体制整備事業の中で、いろんな主体のサービスが把握し、それを状況……しながら進めていけるような形で進めていく必要はあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 一概に新しい総合事業と言っても、一般的には難しく、しかも地域性によっても若干違いがあるので、対応する側は大変な思いとお察しいたします。

まず、65歳になったとき、どんなサービスが受けられるのとそこから始まり、あなたの今の状態に合ったサービスや支援が受けられますと資料には書かれています。自分が当てはまるのではないかと思っただけで、地域包括ケアセンターや市の高齢福祉課窓口にご相談してもらえば、何とか道は開けてきますが、なかなかそれすらたどり着けない人や、要支援認定がされないぎりぎりの人も多いと思います。

家族と同居であったり、積極的に情報の豊かな人は何でもないことですが、孤独やメンツで言い出せない人も多々あると思います。

要支援認定にいま一歩という市民も多いと見込まれる中、こうしたことを踏まえた、今回私は細かなシステムは置いておいて、少し提案をしたいと考えました。

それは生活に合った柔軟なサービスの中の、その他の生活支援サービスに当たるかと思っています。

以後申し上げることは、私の一方的な提案であります。私自身、長く訪問介護など携わっておりますが、特に生活支援について絞って質問をいたします。

一昔前と異なり、今は市内でサービスを提供する事業所も見られ、少し調べてまいりました。実に地域に合った多種多様なサービスを展開しておられます。私自身そうしたお届けサービス、ホームサポートサービスなどを知り、感嘆いたしました。今後において、その利用価値もあるのではと思いつきました。

ただし、決して事業所の回し者でも何でもないことを断っておきます。市内にはそうした店舗がありますが、店舗なりに実態を把握しておられるのかお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、岩井議員の2点目の市内の買い物支援サ

ービスの実態把握についての御質問にお答えをいたします。

小売店によります買物支援につきましては、市内で少なくとも7店舗が実施をしていることについては認識しておりますけれども、利用者数などの利用状況については把握しておらない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 7店舗あるということ把握しているというお答えでございました。

さて、介護職員の定職率の低迷の中、私は介護職員はあくまで身体介護に重きを置くべきであると考えています。

ヘルパーによる買い物等は、時間の制約もあり、御利用者さんの情報の乏しい中での食品依頼はいつも偏った商品が多いのが現状でございます。

そこで介護度いかににかかわらず、ちゃんと意思を伝えられる利用者さんなら、その店舗のカタログや情報を参考に、食料品、医療品、また服ですね、こちらの衣料品等を電話1本で注文。ある程度の物品は調達が可能であり、しかも地域や物品によっては午前中注文をすれば、その日のうちに配達が可能でございます。

配達料もゼロ円や、1回ごとに108円など店舗により差はありますが、決して高くはなく、大型店だから実現可能なシステムなど、数々の利点があると思います。

場合により、事前に依頼をすれば、商品を、例えば寝たきりの方であれば枕元まで、あるいは冷蔵庫までというように前もって言えば、指定のところまではサービスがついております。

なぜ、こんなことを提案するかと申しますと、これから団塊の世代にあって、高齢者がふえる一方、人間としての尊厳とそのサービスを提供する看護、あるいは介護従事者の需要と供給のアンバランスが生じるのは必定と懸念するからです。

また、財政的に言いますと、御利用者さんが支払われる利用料は、1割あるいは2割負担で、財政負担は8割あるいは9割負担となります。

まして、仕事の内容の割には、厳しい給料体系の中で介護職離れも否めず、需要をこなすためには仕事も雑になりかねません。やはり、先ほども言いましたように、介護職員は主に身体介護に徹し、ほかで賄えることは他の連携に委ねることで生活支援のある程度のことは省くことができ、介護に係る身体的かつ財政的負担を軽減すべきと考えますが、そ

のあたりのことについてはどのように思われるかお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、岩井議員の御質問の3点目のヘルパーによる訪問介護の適正利用につきましての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、それぞれの方に合った適正なサービス利用を進めることは非常に必要なことと考えておるところでございます。総合事業におきましては、その趣旨からも、買い物など家事援助の生活支援につきましては、介護専門職に限定せず、幅広い担い手によるサービス支援が可能となっておりますので、先ほど申し上げました生活支援体制整備事業を展開する中におきまして、広域で活動をされておりますNPO法人や、民間企業が実施しております生活支援サービスの情報収集をしながら、情報共有に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 私もこのようなことを言いましたきっかけの1つは、介護にも全くかかっておられない八十五、六の奥さんなんですけれども、御主人を突然亡くされて、ひとりぼっちになられた。

そのときにもう買い物も今までお父さんに全部乗せてもらっておられた中で、自分がもう行くめどもない、どうして行っていいか、自転車しか乗れなくて。平和堂やどこにも行けないのに、そんな制度があるの、そんな買い物やらしてくれはるところがあるのと私が言われたのが、これをちょっと調査してみようというきっかけだったんです。

ですから要支援1、2とか、そういう認定にかかわらず、いろんなお問い合わせがあったときには、やはりこういうところも1つの視野に入れて、助言をしてあげてほしいなと、このように思います。

最後、地域での助け合いやふれあいサロンなどの大きなお力添えのもと、こうした地域に根差した店舗での利用を視野に入れて考えていくことも重要ではないでしょうか。

地域包括ケアセンターの仕事もますます多様で大変とお察しいたしますが、地域性が問われる今、いろいろな可能性を視野に入れ、取り組んでいき、介護事業所や関係各機関の連携を密にし、啓発と市民により身近で安堵していただける支援を願い、1つ目の質問を終わります。

では、2つ目、文化財保護について。兵主大社の庭園の糞害の現状からと題し、質問を

いたします。

去る5月24日、淡海観光ボランティア連絡協議会、「平成29年度 全体交流研修会」が行われ、滋賀県下観光ボランティアガイド約410名が、我が野洲市のさざなみホールに集結。基調講演の後、そこから大津・湖南ブロックが8コースを担当し、あらかじめ申し込みのあった各希望コースのバスに便乗していただき、さざなみホールをスタートいたしました。

野洲市ボランティア観光ガイド協会も2コース約110名の方を、各バス2台ずつに分かれ始動いたしました。

そして、「天保義民」の紙芝居の後、私たちガイド3名が担当する「兵主大社・大笹原神社・御上神社」コースのバスに乗り込みました。最初の兵主大社の庭園に入って、文化財保護課の職員さんから丁寧な説明を受け、終盤になったとき、森の奥からすごい大きな話し声が聞こえてまいりました。

誰がいるんだろうと置いていたら、サギではありませんか。後で振り返れば、巣にいる子供を守るため、大勢の私たちに威嚇をしていたのではないのでしょうか。

驚きはそれだけではありません。そのあたりの木々や説明版もふんで真っ白、独特のにおいが漂い、そのさま変わりにびっくりしてしまいました。他所のガイドさんが思わず説明版をふいておられました。皆、急な目の前の光景にびっくりした様子でした。

この光景に出くわし、ここ二、三年庭園の変化に疎かったことを、これも一年中鳥もいないということでタイミングもあろうかと思いますが、疎かったことを反省するとともに、早々に市の文化財保護課や宮司さんを訪問し、お話を聞きました。

改めてサギを駆除すればよい話ではなく、近隣の森林が開発でなくなり、あるいは公園が整備されるなどで居場所を失い、追いやられてここに移ってきたのではないか。ここ二、三年で特にふえてきたとの宮司さんのお話でした。ある意味、鳥たちも被害者なのだとつくづく思いました。

しかし、ふん被害で枯れてきている木々もあり、御近所からの苦情も大分あるという事実でございます。ただ、1年を通じて、今も申しましたように、いるのではなく、3月末から6月中旬ころまで、もうすぐ飛び立つんですね、巣づくりの期間で、もうすぐ飛び立つとのことでした。

前置きが長くなりましたが、文化財保護課として、この現状について把握をしておられますか。把握をしておられるなら、いつごろからされているのかお伺いいたします。



○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） それでは、岩井議員の文化財保護につきまして御質問にお答えをさせていただきます。

昨年秋に文化財保護課の職員が確認をいたしまして、兵主神社にお伝えをしたところでございます。

また、本年度に入りまして、多くのサギが飛来しているところを、庭園内をこの4月に確認しましたところ、庭園の西側において、クスノキの高木にサギが巣をつくり、ふん害による枝枯れや白いふんが飛散しているという状況を確認しているところです。

これにつきましては所有者である兵主神社とも協議をしまして、今、滋賀県文化財保護課のほうに状況を報告しているところでございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは、昨年秋からこういう実態を知ったということなんですが、滋賀県のほうに保護課のほうですか、申請をされているというのはいつの話ですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 本年4月に確認を再度しました。そういったことの現状を県の文化財保護課のほうに報告をしているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 4月といたら、まだそんなに日が過ぎてないんですけども、県としての見解はまだ寄せられてない状態でしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 今まだそのような見解というのは、こちらも具体的にこうこうやというようなことは言えてませんので、今後、計画づくり等に参画していただくということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） わかりました。

平安時代の庭園で、紅葉とコケが美しく、国の名勝に指定され、ライトアップもされるなど、県下でも屈指の神社です。文化財保護課の話では、毎年交付金200万円のうち、半分の100万円を県と国が2分の1ずつですね、残り100万円を兵主大社と野洲市が

2分の1出しているということでした。

これは庭園の管理だけでなく、本殿の修理など優先順位があり、また鳥獣など生き物は保護されていて、一概に駆除すればよい問題ではないという説明がありました。

このようなことから、今後は兵主大社だけの問題視ではなく、今年度から着手される永原御殿跡の整備も含め、文化財や自然保護の観点から、環境問題、観光面、鳥獣保護あるいは駆除など、さまざまな部署が連携して最大の策を駆使すれば良好な案が出せるのではないかと考えますが、その点を踏まえ、連携といったことですね、課題や建設的な考えをお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 庭園は国の名勝に指定されているところでございまして、その対策を講じる場合には国の許可が必要となります。

現在、事業実施主体であります兵主神社におかれまして、専門家を交えて将来の庭園修理計画を立てようとするための整備委員会の立ち上げを今予定されているところでございます。

その中に県及び市の担当者もオブザーバーという立場で委員会の参画を要請されているところでございます。

そして、この庭園修理計画について、新たな国の補助採択に必要な資料でありますので、市におきましても委員会に参画し協力をしていくというようなものでございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは、有識者会議などを立ち上げ、市もかかわっていくということございまして、期待はするんですけども、永原御殿跡もしかりですね、鳥たちを追い払ってもまたどこかの森に行ってしまう。そうかといって駆除だけが優先されるものでもなく、鳥獣保護の観点から、非常に難しい問題がはだかっていることは理解できます。

宮司さんも有識者会議を開催されたり、いろいろ模索をされているということをお聞きしました。決して簡単なことではございませんが、何とかすばらしい庭園を守るため、市がやれる最大限の支援についてはいかなるものか、最後にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 先ほども言いましたけども、名勝庭園の荒廃防止といたしまして、国・県・市が、事業補助を行いながら維持管理事業を今実施されているところでござ

ございます。

御質問の鳥獣対策につきましても、新たな補助対象の採択を受けるために、県あるいは市、ここの今まで積んできた知識、そしてネットワーク、そういったものを発揮しまして支援を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

私もボランティアガイドといたしまして、本当にショックを受けたんですね。あのようにおいと、もう何とも言えない、木まで真っ白になっている現状を見まして、鳥も被害者なんだけれども、こういった現状を見たときに、やはり国の史跡に指定されてるといふ、また県下屈指の庭園である、また神社であるということから、やはり守っていただきたい。

一度職員の皆さんもその現状を捉えていただき、6月の中ごろもう飛び去るそうなんですけれども、本当に現状を知るといふことは、改革あるいはいろんな改正の第一歩だと思いますので、皆さんの御協力、そして御支援のほどをよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第9号、第3番、荒川泰宏議員。

○3番（荒川泰宏君） 第3番、荒川泰弘でございます。

私は、平成29年第3回野洲市議会定例会一般質問に当たり、いじめ防止対策について質問します。

報道によりますと、平成27年11月茨城県取手市で中学3年生の女生徒、当時15歳が、いじめられたくないと日記に書き残して、自殺いたしました。この問題で市の教育委員会は、当初いじめによる重大事態に該当しないと議決しましたが、中学校は市の教育委員会に対し、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめによる重大事態の発生と報告していたことがわかりました。

市の教育委員会では、いじめが自殺の原因とは判断できなかったとしていましたが、文部科学省の指導を受け、その後は一転して、この議決を撤回いたしました。

そして、6月12日遺族の要望に応じて、第三者委員会を解散し、教育委員会は新たな調査委員会を設け、自殺の背景を改めて調査することになりました。

記者会見で女生徒の母は、娘が亡くなって傷ついているのに、さらに傷つけられた。不

信感しかないと目に涙をためてとのことであり、私もこの映像を見て心が痛んだところがございます。

本市においては、大津のいじめ事件前、そして事件後も、今日までさまざまな取り組みをされてきておられますが、今回の取手市での中学生いじめ事件に対し、新たに着任いただきました教育長の所見を伺います

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 荒川議員の取手市のいじめ事件についての御質問に答えいたします。

報道から知り得る範囲の情報ですが、文部科学省が「いじめにかかわる重大事態」との見解を述べておられます。私もそのように捉えています。

私は、元は中学校の教員をしておりました。新任から15年間、大阪の中学校に勤めておりました。

そこでは、人権・同和教育を真ん中に据えた教育が行われておりました。当時の校長先生が口癖のように、「学校の先生はしんどい子の味方やで」ということを繰り返し述べられていました。私は学校を挙げて、そういう校風の中で育ててもらったというふうに捉えています。

ですから、いじめられている子がいたら、とことんその子に寄り添うのが当たり前やというふうに捉えています。

今回の事件では、亡くなった生徒さんが日記にいじめがあったことを書いておられますので、もちろん、いじめにかかわる重大事案であるというふうに私は捉えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） ただいまは、教育長から立派な所見を述べていただきました。ありがとうございます。期待をするところでございます。

しかしながら、このいじめというのは100%なくなるものではございません。そういう中において、本市におけるいじめの実態の件数の報告をお聞きいただきたいと思えます。

なおまた、今回のこの所見をお聞きいたしましたこの件につきましても、やはり先ほど申しましたように、いじめというのは100%なくなるということから、定期的にこういう問題は、一般質問等でそれぞれさまざまな議員の皆さんが今日、発言、質問されてきておられます。

そのことも踏まえて、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市におけるいじめの状況についてお答えしたいと思います。

平成28年度、昨年度の本市におけるいじめの認知件数ですが、認知件数というのは学校が把握した件数です。小学校が171件、中学校が92件でした。一昨年、平成27年度と比べると、小学校が26件増、中学校が60件増となっています。

ただ、この増加は、いじめ事案の増加というのではなく、学校での教員によるいじめの見取りがそれだけ丁寧にできるようになった結果だというふうに考えております。

また、本市では、今までに子供の命にかかわるような重大な事案は発生していません。

本市では、いじめ認知のきっかけとしまして、子供から教員への訴えが非常に多いというのが大きな特徴でございます。いじめ認知件数全体の46%を占めております。

これは全国と比べますと、全国が17%、滋賀県全体が30%。比べまして、その比率が高いことが言えると思います。このことは、市内の学校での、子供が教員に話しやすい雰囲気づくり、それとか、大体学期に1回、教育相談活動というのをそれぞれの学校でやってるんですが、先生と1対1でその子とマンツーマンで話しするという、そういう相談活動の充実による結果だというふうに捉えております。

また、特に中学校では、教員が発見した件数も大きくふえております。いじめ認知力の向上がそれだけ見られたんかなというふうに捉えています。

次に、いじめの内容としましては、一番多いものは、嫌なこと、具体的には、冷やかしか、からかいとか、悪口を言われるという、こういうことが一番多いと思います。次に、叩かれる、蹴られるという、こういう暴力行為、それから3つ目が、物を隠される、とられるということがあります。

また、中学校では、ネット上での誹謗、中傷といった、ネットいじめも少し見られるようになってまいりました。

いずれにしましても、いじめは重大な人権侵害であるというふうな認識で、今後も積極的にいじめを認知し、関係機関とも連携しながら、丁寧に対応し、いじめゼロを目指していきたい、その思いは十分持っております。御理解願えたらというふうに思っております。

以上、回答といたします。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） 詳細な報告をいただきまして、ありがとうございます。

小学生と中学生の報告をお伺いしたんですけれども、特に私が気になるのは、思春期である中学生のほうでございます。

今、92件という数字をお聞かせいただいたんですけれども、この数字を教育長は多い、少ない、どのように受けとめられておられますか。

それと、軽微のものと重大なものと分けれると思いますけれども、その92件は全て軽微なものとして受けとめておられますか。

その2点についてお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめにつきましても、決して軽微なものはないというふうに捉えております。どれもみんなやっぱり、特にされてる子供の立場に立てば、本当に学校に行けなくなるような大変つらいものやというふうに捉えておりますので、とことんやっぱりその子に寄り添うということが大事かなというふうに思っております。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） ありがとうございます。

今回の一般質問に当たりまして、私も資料をいろいろ集めたんですけれども、野洲市のいじめ防止基本方針ですね。それは国・県もあるわけでございますけれども、それと中学校が気になりましたので、インターネットでホームページを開かせていただきました。

そうしましたら、中学校はこれは中主中学校のいじめ防止基本方針、それから、こちらが野洲北中学校の防止基本方針、2個取り出すことはできたんですけれども、野洲中学校は取り出すことができなかつたんですが、野洲中学校はこういう基本方針はできておるんですか、それをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野洲市全体で、野洲市いじめ防止基本方針というのを作成しております。これに基づきまして、各学校でいじめ防止基本方針はつくることになっておりますので、野洲中学校におきましても必ずあります。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） ことしの3月に次代を担う中学3年生がそれぞれ卒業いたしました。現場を見るということは大切であり、よく観察しながら、式の流れを先生、生徒と私も御案内をいただき、光栄に思うとともに観察をさせていただいたところでございます。

ところが、式が終わりまして、廊下で上半身は裸で、その上に派手な刺しゅう入りの膝まである学生服を身にまとった数名の中学生を見かけました。この生徒たちが卒業式に出席したかどうかは確認できませんでしたが、校則で定められた服装ではないことは明らかでありました。

思春期で目立ちたい、こう思う生徒とは全く私の中学時代を振り返ると理解できないこともないわけでございますけども、服装はやはり校則で決められたものでございますし、身を美しくする、いわゆる漢字でしますと、「躰」という字になりますけども、基本的なところが欠如しているように思っておりましたが、これについて教育部といたしましては、報告を受けておられるのか、受けておられないのか、わかっていたらご回答お願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 各小・中学校におきましては、教育委員の方々、教育委員の先生方とそれから学校教育課の職員が各中学校に参っておりますので、そういう状況については把握をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） 把握されてるということならば、その後の対応はどのような対応をされたのか。

私はあの服装で、教室で、通常の授業に入っておるとすれば、ほかの生徒に対しては、正常な授業ができないと思いますが、どう思われますか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そういう刺しゅう服等の関係とか、あるいは裸になつてるので授業を受けたというのは聞いておりません。私もずっといろんなところでやんちゃな子供たちとかかわってきたんですが、そういう子供たちにつきましては、あいてる先生がへばりついて、その子らと話をしたりとかいうので、教室ではなしに別室とか、別の場所に対応するということが、学校では基本的に原則というふうにしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） 先ほども言いましたように、思春期の生徒たちでございますので、何か目立ちたちということが、そういう服装、態度に出てくるんだと思うんですけども、

自分自身が振り返ってみますと、やっぱり中学校に毎日通うことが朝楽しいと思うような気持ちで学校に行く状況をつくらなければならないと思います。

これはもう皆さん方と一緒に、市役所に行くのが嫌やなど思いながら仕事してもらうのと、楽しいなど思いながら仕事をしてもらうのでは大きな差があるわけでございます。

私も振り返りますと、中学は非常に楽しかった。たくさんの友達に会える。男友達に会える、女生徒に会える、名前は言いませんが、個人情報でございます。そういう楽しみや、クラブ活動も、当時私は野球部におりましたので、授業が終わるのが本当に待ち遠しく、そういうような楽しさでございました。授業はあんまり楽しくなかったように思ってますけども。

しかしながら、学校に行くという楽しみを、いかに環境づくりをしてあげるかということが私は大切であろうと、こう思います。

今、放課後の中学生が、さまざまなクラブ活動があると思うんですけども、最近ではクラブ活動をしなくて家へ帰る生徒のことを帰宅部と呼んでおりますけども、そのような帰宅部の生徒は全体の大体何%ぐらい占めておるのか、おおよそ何かつかんでおられるようでしたら、そのパーセンテージをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 市内3中学校とも、基本的には放課後、部活動には100%入るように指導しております。ただ、そういう中で、一部、例えば、サッカーとか野球が民間でチームをつくっておられますので、そういうところに行ってる子どももございしますが、そういう子は帰ってから、その活動に行くということがございます。

問題になっておりますのは、一旦クラブに入りますが、入って途中でやめた子供たちです。

学校側としましては、そのやめて何もしないということは生徒指導上も余りよくないということもありまして、できる限り次のクラブ、別のクラブに入るように指導してるんですけども、そういう中でなかなか入部できない子供たちもおります。

そういう子につきましては、さまざまな形で支援をしていこうと思うんですけども、やはりなかなか難しい状況が続いております。

中学校の1年生では、1割弱やというふうに捉えてるんですが、中学校2年生になるとそれがもう少しふえまして2割、2割はいかないと思うんですけども、そういう状況やと思います。



3年生はもう1学期の終わりで、夏休みで部活が終わりますので、2年生までいきますと大体3年までいくというふうな状況です。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） ありがとうございます。当初から質問の項目に細かく書いてなかったことを御回答いただきまして、ありがとうございます。

そこでクラブ活動は私、本当に大切だなと思います。しかしながら、いま一步先生の働き方ということと、サービス超勤等々の問題で、この問題はあると思います。

これはまた別の機会で議論したいと思うんですけども、その帰宅部に対する生徒たちの何かフォローを、私提案なんですけども、例えば今、野洲市内で若い方が、よさこい踊りだとかね、それとまたムカデ太鼓だとか、兵主太鼓だとか、そういうサークルで活動をしておられる生徒たちもおります。

一度、3中学で、どういうクラブ活動をしたいのか。例えば、ダンスだとかいうのが出てくるのかもわかりませんが、これは指導される先生だとか、さまざまな準備、段取りがあると思いますけども、そういうような形で、クラブ活動をちょっと違った観点で一巡取り組んでみられてはと思うんですけども、ちょっとこれは御提案しときます。

御検討よろしくお願ひしたいと思います。

それと、次の質問に移っていきますけども、先ほども申し上げましたが、中学生は思春期になりますと、もう体が一段と大きくなります。異性を意識するところでございます。

今回の取手市いじめ事件の背景には、思春期から来るトラブルも原因のように報道されております。取手市の自殺した女生徒は、よくトイレで嫌がらせを受けていたと言われております。トイレは先生の目の届かない場所でございます。

また、そのトイレ内が汚くなっているところは、精神的にもよくないです。そのような中でいじめが行われることが多いと言われてます。本市においても、3中学のトイレは全て洋式ではなく、時代に即していないところがございますが、いじめが行われる可能性の高いトイレの改修についての見解をお伺ひいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） トイレ等ハード面につきましては、先ほどから荒川議員がお話のとおり、やっぱり子供たちの落ち着いた環境づくりには、非常に重要な施設やというふうに捉えております。

私がお隣の栗東市で中学校、現場におりましたときも、トイレでたばこを吸ったりとか、あるいはトイレトーパーに火をつけたりとか、いろいろございました。

そういう中で、中学校では次の時間、授業のあいてる先生がそこをずっと巡回するとか、あるいはトイレに張りつくという、そういうことをやっておりました。

本市におきましても、なかなか厳しい状況になった場合はそういう体制をつくったり、今も廊下で学年ごとに立ち番と言うんですか、授業を飛び出た子がいたら、その子ですぐに対応するように巡視をしたりというふうなことをやっていたいております。

トイレの改修につきましては、野洲中学校につきましては新しくなりましたのでかわつてるとは思うんですが、野洲北中学校が非常に古い状況でございます。そこにつきましては今年度、その改修計画をつくるという方向で、トイレだけではなくに学校全体の改修が必要ということですので、それを検討していく予定でございます。

中主中学校につきましても、校舎半分、大分きれいになっておりますので、言われてるトイレという部分だけについては、今のところ計画はしておりません。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） ありがとうございます。

工事費がそんな簡単なものでないので、事情は私も察します。恐らく大改修とったときにあわせてというのが基本的な考えだろうと思えますけども、著しく汚れてるようなトイレを発見されたら、その部分は、やはり緊急の処置をしていただきたいなど、こんなふう

に思います。トイレが荒れますと学校が荒れるとよく言われます。校長先生によっては、先ほど見て回るという話があったんですが、そういう校長先生もたくさんおられます。

よい例がお隣の栗東市なんですけども、当時は栗東町でございました。教育長と同様に、新しくある意味では民間から教育長に就任されました。里内教育長さんだったと思えますけども、そのとき教育長は当時、日本トイレ協会と実施した学校トイレフォーラム、学校トイレセミナーで、生徒参加型トイレづくりによって、荒れた中学校をよみがえらせたということで、大変話題になりました。

教育長いわく、トイレをきれいにすると学校が変わる。生徒に学校に対する帰属意識を持たせるためには、学校に関することで決定権を与えられたと感じさせればよい。学校への帰属意識は、学校を壊すことは許されない、よい学校をつくるのは自分たちの責任だ

どの意識を生む。学校トイレの改修への参加は、正義感、自主性、公共心、責任感を育む心の教育となると語っておられました。

トイレ改修は、平成の米百俵とも言われます。参加型トイレづくりは、そのプロセスを通じて結果として学校がよみがえり、町がよくなれば将来につながる極めて投資効果の高い公共事業でございます。前向きな取り組みを期待するところでございます。

次に、学校評価と人事評価でございますが、いじめに対しての学校評価と人事評価でございますが、いじめがないことを評価するのではなく、いじめがあることを表に出して、いじめの解決に取り組んだことを評価する制度があってほしいと願うところであります。

どうも全国の至るところで、評価する側の物差しに狂いがあるようでございます。30センチの物差しを持っていても、判断が25センチの判断をされてると、この評価はどんどん狂ってくるわけでございます。教育長の見解を伺います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市では、公平性、透明性に重点を置いておりまして、学校で把握しました児童生徒の問題行動や、いじめ、長期欠席などにつきましては、全て市教育委員会に報告していただくことになっております。そして、報告された事案は全て県教育委員会にも報告をしております。

また、少年センターなどの関係機関との連絡協議会、こういうのも定期的に持っておりますし、各校の詳細な情報交換、大体月に1回生徒指導の担当者を集めての交換会も行っております。

重大事態が発生した場合は、時系列も含めた詳細の報告が学校から教育委員会に入ることになっておりますし、速やかな関係機関と連携をとるという、そういうシステムをつくっております。

また、場合によっては重大事態になりましたら、第三者委員会の設置は義務づけられておりますし、その調査・報告を受けて、問題解決に当たるべく、そういう仕組みをつくっております。さらに、その結果は全て市長に報告するというふうなことになっております。

学校におきましても、個人情報の扱いには十分配慮をしながら、保護者にできる限り情報公開を行って、開かれた学校づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

そういう中で、いじめゼロを目指すという、そういう考えで取り組んでおります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） もう少し突っ込んだ学校評価、人事評価のお話を、回答を期待してたんですけども、お聞かせいただけなかった。ちょっと残念に感じますけどね。

先ほど私が言いましたように、いじめを隠す評価ではなく、いじめを表に出してくれる評価。

例えば、職人さんが仕事は70%できるけど、お中元、お歳暮は上司に贈らない。もう1人の方は、仕事は60%できるが、お中元、お歳暮は贈る。こういうときにどういう判断をしていくか。ここらの物差しであろうと思います。

先生の立場、校長先生の立場は非常に大変だということは十分認識しておりますけども、評価については正しい物差しで判断をしていただけますように、これはもうお願いをいたします。

それと、結びに、警察等との連絡についてでございますけども、重大ないじめに対し、学校だけで対応するということが困難であると判断したときは、早期に専門性のある警察や児童相談所等に相談することが大切であると考えますが、常日ごろから顔の見える関係を守山警察署生活安全課などと連携を保つべきと思います。今日、定期的な会合や臨時の会合はどのように持たれておられますのか、お聞かせください。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市では、小學校生徒指導担当者を集めた会議は、2カ月に1回開いております。また、中學校生徒指導主事を集めた会議は毎月、関係機関、少年センターなどを入れて、連絡協議会を持って、児童生徒の様子について詳細に情報交換を行っております。

これによって、指導や支援の方向性をその職員たちで共有しながら、方向性を十分検討して、児童生徒の着実な成長を図るとともに、重大事態が発生しても、同じ方向で問題解決に速やかに取り組む体制を構築しております。

主な連携先といたしましては、先ほど申しました県教委はもとより、中央子ども家庭相談センター、守山警察署、守山野洲少年センター、本市の家庭児童相談室、発達支援センター、ふれあい教育相談センター、そして、地域の民生委員さん、児童委員さん等を入れております。

それから、先ほどちょっと答えが不十分だったと御指摘いただきました学校評価と人事評価につきましては、各学校の特色ある学校経営に対して、重点項目を設定して学校評価をとっております。

子供たちのアンケート、保護者のアンケート、それから教職員のアンケートというふうなのをとっております。

それから、学力・体力調査、学級活動や生徒指導などの子供の状況を参考に、総合的に評価をいたしております。

いじめの問題に関して申し上げますと、単にいじめの認知件数が多いからといって、それがそのまま学校評価につながるものではありません。それは先ほど御指摘のとおりだというふうに捉えております。

認知件数が多いことは、いじめの見取りがよくなったと、そういう評価をしております。このように学校評価は、数値の結果を分析し、学校の取り組みと重ねながら総合的に評価していております。

また、人事評価につきましても、単なる成果主義ではなくって、目標に向かってどれだけ自分の能力を発揮したかということ、多面的・総合的に評価しております。いじめの問題に関して言いますと、先ほどの学校評価と同様のことというふうに考えております。

先ほど議員お話のお歳暮とかそういう件につきましても、私らはそういうのは一切、教職員の中ではなしやということで、それがもうかなり昔からそういうふうになっておりますし、そんなので人を見るということはもちろんやってはならないことだと教職員の中では、そういう共通認識が成り立っております。

ただ、情報公開という部分ではやはりまだまだ弱い部分があるかと思っておりますので、本市はいろんなことがありましたら全て透明性を重要視しておりますので、明らかにして、それをみんなで共有して対策を考える。そういう中で、いじめというのは根絶できるものであるというふうに捉えておりますので、御了解願えたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） 立派な御回答をいただき、ありがとうございます。遂行されることを期待しております。

警察との連携でございますけれども、研修、会議を開いたりとかというような御回答でございましたけれども、私……、これも1つの提案でございますけれども、警察の方をお招きして、先生を対象にロールプレイングをやって、そういうちょっとした経験を先生方もされたらどうかと思っておりますけれども、御検討いただきたいなど。これは提案でございます。

それと、警察の立場から考えますと、刑事訴訟法上、いじめが犯罪と判断したときに捜

査着手されますけども、被害者側が被害届を提出し、警察が受け付け、受理されますと、捜査が始まります。

そこで届け出を提出すると加害者に対し行為をとめさせられる観点から、解決につながるものと思われまじけども、被害届を出す、出さないの判断、このかかわりは教育長、どのようにお考えでございますか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 最終的に被害届を出されるか、出されないかというのは、被害者の保護者さんと相談して決めなければいけないかなというふうに思っておりますが、余りにもひどい場合は、学校判断で出すということもできるというふうに捉えております。

それから、いじめに関しまして、警察との連携は、私も4月就任早々守山警察署に御挨拶に寄せていただきましたし、学校教育課の専門医は、大体月1回程度の間隔で野洲市の子供たちどうですかというふうな形で、守山署の生活安全課のほうにお伺いに寄せていただいたりとか、あるいは中学校によれば、いじめとか、あるいは問題行動も含めまして、こういうことがありましたということは、その都度、生活安全課のほうには結構、頻繁な回数で行っております。

ただ、弱いのは小学校、守山署から御指摘いただいたんですが、小学校の先生が余り来はらへんのんで、何とかそこをもうちょっとお願いしたいと、中学校は結構行っていますので。そういう状況でございます。

できる限りいろんな関係機関と連携を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 荒川議員。

○3番（荒川泰宏君） どうもありがとうございます。

被害届に関しての回答で重大なものは学校のほうから出せるということでございます。

そこで、恐らく個人情報が出てきますので、取り扱いだけは十分に注意して取り組んでいただきたいなと思います。

中学校というところは、もう何回も言いますが、思春期の子供さんの集まりでございます。私のときはどういうわけか、1学年の半分の先生が住職でございました。住職がお葬式ができるとかかわりの先生が来られる。その先生も住職でございます。まるで百人一首のような。

そういう中で感じましたのは、やはりふだんから、法話、説法を説いておられますので、

非常にうまくクラスを先生がまとめておられたなど。

やはり適材適所な部分はあったんだなと振り返っております。ただの説得ばかりでなく、我々に納得するまでお話をしていただいたことを思い出すわけでございますけども、この生徒たちは野洲市にとって大きな宝であり、財産であります。どうか正しく、大きく育てていただけますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10号、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 14番、鈴木市朗でございます。行政の方々には、常日ごろより日夜市民のために努力されていることに対しまして、敬意をまず表したいと思っております。

それでは、まず私の質問をさせていただきます。既に通告書を出しておるとおり、立地適正化計画(社会資本整備総合交付金)と病院事業についての質問をさせていただきます。

国は平成26年に都市再生特別措置法を改正するとともに、コンパクトネットワークの考えに基づき、医療、福祉、商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、穏やかに誘導を図りながら、公共交通を連携とした多極ネットワーク型コンパクトシティを目指すよう示しております。

多極ネットワーク型コンパクトシティとは、医療、福祉施設、商業施設、住居等がまとまって立地する。高齢者を初めとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により、医療、福祉施設、商業施設等にアクセスできることとなっております。

ちなみに、この公共交通の状況をまず調べてみますと、商業バスは別といたしまして、今現在野洲市で事業として行われておりますコミュニティバスの利用者を見てみますと、平成26年度では、合計5万3,936人という方がこのコミュニティバスを利用されております。

したがって、日常生活に必要なサービスや行政サービスが、住まいの身近に存在することを目的とし、この立地適正化計画が都市計画審議会において平成29年2月16日に決定されました。

都市機能誘導区域の決定については、JR野洲駅を中心として半径800メートルの円の中に施設を取り込み、形成を図ろうとするものであります。

例えば今、さまざまな問題になっております駅前病院、私は今、思うのに、今後の、将来的に駅前の利用というものはどのような状況になっていくかとよく考えてみますと、数年前になります、名古屋市の南生協病院へ視察に行きました。この病院につきましては、その駅に行くのに病院内の通路を通過して改札口へ行くという仕組みになっております。

そして、また、皆様方もよく行かれると思いますが、阪神甲子園ですね。甲子園駅の2つ手前に武庫川駅があります。その武庫川駅の真正面には、西宮すなご医療福祉センターがございます。そして、その横にも兵庫医科大学病院があります。

このようにして、今後の駅前の状況というのは、今までの商業施設にかわりまして、そうした福祉、医療というような、さまざまな複合施設的なものに今後変化していくものだと私は思っております。

ちなみに、野洲市の場合、コンパクトシティの該当面積は、野洲駅を中心とした120.5ヘクタール、野洲駅を中心に半径800メートルですね。それを円周径で囲みますと120.5ヘクタールでございます。また、旧中主にあります北部合同庁舎周辺では25.9ヘクタールとなっております。

病院事業は、国土交通省の方針である立地適正化計画に適合していることにより、コンパクトシティのモデル事業として約10億5,000万円の交付内諾を得ています。また、実施設計に対する予算5,200万円は既に交付決定済みであります。

しかしながら、平成28年第5回定例会において、病院事業の設置等に関する条例が可決しているにもかかわらず、2月臨時議会で病院関連予算は否決になりました。

そこで、お伺いをしたいと思います。国の交付金が決定したにもかかわらず否決されたことに、今後約10億5,000万円は野洲市に交付されない可能性が危惧されるが、いかがお考えなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の立地適正化計画（社会資本整備総合交付金）と病院事業についての1点目でございます。国の交付金の今後の可能性ということでお尋ねですので、お答えをさせていただきます。

次年度以降の交付金の内定等は本来国が決めるものでございまして、具体的な協議等は今後進めていくこととなりますことからお答えいたしかねるところでございますが、国・県に対しましては、本市の現状について説明の上、引き続き今後も協議を進めてまいりたいと、このように考えてございます。



以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） お答えいただきましてありがとうございます。

この件につきまして、立地適正化計画と……の位置づけですね。そうしたものは、いずれにしたかて、先ほど申し上げましたが、コンパクトシティというので、今のこの野洲市がこの病院関係、それぞれの福祉施設に対して約10億5,000万円交付されるということでございます。そうした内容とこの病院の位置づけはどのようにお考えなのですか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の再質問でございますが、立地適正化計画の位置づけから市民病院についての今後の取り組み等についてお尋ねですので、お答えをさせていただきたいと思えます。

本年3月31日に公表をいたしました野洲市立地適正化計画におきましては、医療、福祉、商業等の都市機能を都市拠点に誘導して集約することによりまして、これら各種のサービスの効率的な提供を図る区域といたしまして、先ほどから鈴木議員がおっしゃっておられました野洲駅周辺と北部合同庁舎周辺の2つの拠点を、いわゆる都市機能誘導区域として設定をしております。さらに、野洲駅の周辺の中心拠点におきましては、誘導施設としまして、病院のほうを位置づけているというところでございます。

このように、立地適正化計画の位置づけからも、野洲市市民病院につきましては、本市の都市機能として最も重要な施設であると考えております。さらに、市民病院整備事業については、市の政策に基づきます最重要課題として、今後も丁寧にかつ迅速に推進していくべきものであると、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 先ほども申し上げましたが、今後高齢化が進んでいく時代に、自分の車に頼らない、また、家族に病院に送ってもらえなくてもいいというようなことで、コミュニティバスの利用者が5万3,936人という数字が出ております。これは商業バスは別の数字でございます。そうした交通手段を、このコンパクトシティに向けて、公共交通の利便性を図っていく、そうしたことが私は最重要課題だと思います。

まず、コミュニティバスに対して、コンパクトシティへのアクセスについてはどのようにお考えですか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいまの御質問につきまして、コミュニティバスの位置づけということでございますが、3月31日に策定しました立地適正化計画の中にも、今後将来迎えるところの高齢化社会に向けまして、今現在車社会というのが定着しておるわけなんです、現在車を利用されている方が高齢者のほうに、当然年を追うごとになっていくというようなこととなります。

当然今、御指摘をされてますように、今後将来に向けてさらなるコミュニティバスの、公共機関ですね、こういった公共的な輸送機関をさらなる発展のために、どのように野洲市として整備をしていくのか、あるいは政策として決定していくのか、これ重要な課題として今現在捉えているところでございます。そういったことも含めまして、計画書の中には将来的な将来像も含めて記載をさせていただいてるわけなんです。

いずれにしましても、将来的な重要な課題として捉えておりますので、今後もその時点に応じた検討を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。丁寧にお答えしていただきましてありがとうございます。

高齢化社会に向かって、そうした公共交通をうまく利用して、病院、あるいは駅前の複合施設に高齢者の方が気楽に行けるというような手段をとっていただくよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、今のコンパクトシティの交付金、これもうちがモデルとして国交省より許可を得ておりますが、約10億5,000万円ですね。この交付金の裏づけとなる議会の承認というのが当然必要になってくると思うんです。この交付金の最終リミットはいつになりますか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の2点目でございますが、交付金の最終リミットはということでお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

制度上、国において、当該年度内において最終期限が定められたものではなくて、その判断は国のほうにあるわけでございますが、具体的なりミットの時期につきましては、今後も県や国に対して、引き続き本市の現状を説明の上、協議を進めてまいりまして、最大

限の努力をしてみたいと、このように考えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） このコンパクトシティにおいての国交省の交付金というのは、各市町村が競ってこの交付金申請をされてるという思いがするんです。それに対して、野洲市がこのような状況で進んでいけば、国交省としても、やはり県と国とのつながりを幾ら持っても議会のほうで議決が得られなかったら、これは国交省としてもモデル事業として認められないということになりかねないと思います。

これは私は一番重要なことだと思うんです。モデル事業として10億5,000万円もの交付金を国交省が出すという、この大きなお金を国交省からいただけないということは、市民に対して損失を与えるという大きな意味合いも私は考えております。ですから、市長を先頭に行政の方々も、議会も一団となって、このモデル事業に採用していただくべく努力をしていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成26年度自治体病院の現状を見てみますと、100床以上200床未満の自治体病院は202病院あります。そのうち80病院が黒字経営であり、80病院の合計経常利益が56億8,900万円であるということです。このように利益を出している病院の経営手法と特徴はどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） ただいま鈴木議員のほうから、自治体病院の中の利益を出してる病院の経営手法と特徴についてというお尋ねでございます。

まず、総務省のほうで平成19年度に公立病院改革の推進についてというのを各地方公共団体に対して、公立病院改革ガイドラインというのを通知しております。その中で経営の効率化、再編・ネットワーク化、そして経営形態の見直しという3つの柱を示しております。

ただ、鈴木議員がおっしゃっていただきました成功事例につきましては、これらの柱ごとの取り組みを、具体的かつ着実に進められた成果が黒字経営を実現したものと認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 確かに経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直

しというのは、これはもう一般的に考えたかてごく当たり前のことですね。この当たり前のことをどのような手法でやっておられるのか。例えば経営の効率化について、どのような部分を効率化されてるとか、そういう部分を部長が知る限り御説明していただけますか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） ただいま鈴木議員のほうからお尋ねいただきました。まず、経営の効率化につきましては、一番重要となってまいりますのは医師等の人材確保、これは最重要なことであろうと思います。その意味におきましては、医大との連携、あるいは、看護助手の採用による看護師負担の軽減などが特徴的に上げられるものと思っております。

また、事務職員の人材開発の強化であったり、あるいは資材の調達におきましては、民間病院並みの効率化を果たしていくというふうな項目で努力をされた成果だというふうには認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 幸いにいたしまして、民間野洲病院におきましては、滋賀医大とうまく連携をとりまして、よそと比較しては悪いんですが、守山市民病院の形態とは全く違う形態で今、民間野洲病院が運営されております。その滋賀医大との連携ですね、そういうことについては、努力をしていただいていることに関しましては、私は敬意を表したいと。

ほんで、ドクターの平均年齢にしても、43歳でしたか、もうばりばりのドクターが野洲病院に来ていただいております。本当に皆さん頑張っておられる姿に私も感謝をいたしております。

次にお尋ねしたいのが、野洲市の今後の課題ではないと思いますが、再編・ネットワーク化というのがありますね。これも野洲市は、こういう部分に関しては、今のところはそういう問題はないと思いますが、どういようにお考えなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 再編・ネットワーク化、これ先ほど私のほうから申し上げました、公立病院改革のほうで1つの柱として出ている部分でございます。一般的には、そのネットワーク化を果たす上で、機能分担を明確にして、患者の流れを気づく連携、ちなみに病病連携と言われてるものがございます。そして、あとは在宅療養支援のための地

域医療機関との連携、病診連携と言われる部分でございます。このような取り組みが一般的にネットワーク化を図っていくべきというふうなところで、指針が出ておるものでございます。

それを野洲市の場合というふうなお尋ねでございますので、野洲市におきましては、患者サポートセンターでの地域医療連携業務の充実、あるいは訪問看護事業の実施、そして地元医師会との強固な信頼関係に基づく病診連携体制の強化というのを特徴的に取り進めていきまして収益の安定を図っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） おっしゃるように、在宅医療というのは、今後高齢化に向かって、これはもう大事な事業でございます。そういうことに向かって努力をしていただきたいという思いでございます。

まずそこで、今も現野洲病院については、経営形態もまずは安定していると捉えておりますが、今後市立病院にした場合の形態ですね、それはどのような形態で取り組まれるのか、お答え願えますか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これも先ほど申しましたガイドラインの中で出ております経営形態の見直しという項目で、それを努力されたところについての黒字経営が果たされてるというふうな実績が出ております。野洲市におきましても基本的な課題であるというふうなところを捉えております。

これにつきましては、開院を可能な限り速やかに、経営形態の検証をして、独立行政法人化、非公務員型ですね、この辺の移行も選択肢に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

私も、これ随分以前の仕様なんですけど、野洲病院の利用者数を調べたんです。各学区の人口と野洲病院を利用されてる累計数ですね、入院、外来を含めて。例えば野洲学区の総人口が1万3,187人に対して、外来、入院されてる方が、利用されてる方ですね、その方が2万8,697名おられます。そして、北野学区の人口では、1万4,112人に対し

て、現野洲病院を利用されている方が1万3,237人いらっしゃいます。三上学区におきましては、4,680人の人口に対して9,889名の方が利用されております。

また、祇王学区におきまして、人口が7,598名のうち1万4,096名の方が利用されております。篠原学区におきましては、3,544名の人口のうち8,685名が利用されております。中里、兵主におきましては、1万1,587名に対して2万2,068名の方が野洲病院を利用されております。

人口は今の平成28年度の人口統計であらわしておりますが、この利用者数はちょっと過去のデータになっておりますので、ちょっとそれは申し上げられないので。

このように、現野洲病院に対して、入院、外来の方が利用されてるという実績があるわけなんです。ですから、今後においてもこの実績を踏まえて、行政の方々も1日も早く市立病院化に向けて努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（坂口哲哉君） 続けてください。

○14番（鈴木市朗君） 次に、本市の事業として、国道8号バイパス、湖南幹線、雨水幹線事業等が残されております。病院事業が万が一否決になった場合、今後、国土交通省の対応を心配しますが、当局の考え方はいかがですか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の4点目の御質問でございます。今後の国土交通省の対応ということでお尋ねでございますので、お答え申し上げます。

議員御心配いただいております本市における事業もさることながら、まずは市民病院整備に対する交付金が有効に活用できるように最大限の努力をいたしまして、同事業を実現することが最重要課題であると、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 今、回答いただきましたが、国交省がこの病院事業に対して、これだけの予算づけをしてるのにもかかわらず、それが没になった場合、本市の今後残されたハード面における大きな事業がありますね。そこで社会資本整備総合交付金とか、そういうものをうまく利用して事業展開をしていかなければならんわけです。

たちまち雨水幹線、湖南幹線、今、国道8号バイパスは、前段に市長のお話のとおり、かなりのスピードで進捗しております。それはもう目に見えております。でも、残っている残事業に対して、国交省がこんな野洲市みたいなもんほっとけと言われるような可能性

もないとは限りませんので、その辺はどのように対応されていけますか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の再質問でございますが、社会資本整備事業についての国、あるいは県の信頼関係ということで保てなくなるのではないかとというような御質問、それに対する対応ということで御質問いただいておりますが、これにつきましては、本市のさまざまな重要なプロジェクトといたしまして、国土交通省所管のさまざまな事業がございます。ただし、事業区分の制度上から見て、特に問題はないと、このように考えておるところでございますけれども、国・県・市の信頼関係を確保しまして、今後将来に向けて禍根を残さないように、逐次状況説明等を今後も行っていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 私が申しあげました湖南幹線、また、妓王井川の浸水対策等々、ハード事業が野洲市には多く残っております。道路関係におきましても、他市と比較いたしましても、野洲市の現状は、他市と比べるとおくれをとっているということは、これはもう間違いのないことでございますので。関係部局の方は市民の期待に応え、1日も早くこうしたものの環境整備をお願い申し上げたいと思います。

次に、北口の整備事業、社会資本整備総合交付金を活用しているが、次年度からの影響というのは出てこないですか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の5点目でございますが、野洲駅北口整備事業の現在、社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めてるわけなんです、次年度以降からの影響ということでお尋ねでございます。

これにつきましては、次年度以降の国の予算配分が現時点では何も決まっている状況ではございません。これにつきましては、国の裁量により決定されるものであることから、先ほどもお答えをいたしましたとおり、まずは第1の目標といたしまして、市民病院の整備に対して、この交付金が最大限に活用できるように努力をいたしまして、同事業の実現を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 今の北口の整備事業、これの残事業はどれほど残っているのか、その残事業に対する予算はどれぐらいか、もしおわかりなら答えていただけますか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、ただいまの御質問でございますが、野洲駅北口整備事業の残事業ということでお尋ねでございます。お答えをさせていただきます。

まず、来年度、平成30年度の社会資本整備総合交付金の概算要望額といたしましては、野洲駅北口の中央広場内の工事といたしまして7,376万円、市道、その他の関連事業として4,736万円の合計1億2,112万円を、現在概算要望として国のほうに要望をしているところでございます。

ただし、これ例年のことではございますが、要望額に対しまして充当率がかなり下がってきております。先ほども鈴木議員のお話の中で出ましたように、全国的にこの交付金の活用をする市町がふえてきている関係上、薄く広くと、言い方は悪いんですが、このような配分状況になってございまして。

ちなみに申し上げますと、平成29年度の北口整備事業に対する事業費、内示額でございますが、要求に対しての実際交付金がついた率といたしましては40.6%と、非常に年々充当率が悪くなっているという状況でございますので。

こういったことも含めまして、30年度以降は何とぞ要求額に見合うような事業費をお願いしたいということで、現在滋賀県、あるいは滋賀県を通じて国のほうに要求をしているところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 社会資本整備総合交付金は、私の知る限り、2分の1という原則で、少ない場合でも45%というようなことが今までずっとあったわけです。今、部長が報告されました29年度の要求率に対して40.6%というのは、今後だんだん社会資本整備総合交付金の活用がふえてきてる、各市町村が競ってこの交付金を利用していくという現象がずっと出てきてます。

うちのほうももう随分と社会資本整備総合交付金を活用して、さまざまな事業展開をしていただいております。そうしたことに鑑みまして、さまざまなことを私申し上げましたが、まず、10億5,000万円の交付金ですね、アサヒビールの土地を12億5,000万円で野洲市が購入をいたしました。



そうしたことを見てみますと、10億5,000万円もの交付金が出る場合、本当に今の野洲駅の用地、アサヒビールから買った9,300平米の土地代が3億円ほどで買えたというような状況になってくるわけです。これは僕の単純計算ですよ。12億5,000万円で10億5,000万円の補助金が出た場合、2億円ですね、ごめんなさい。2億円の支出で済むという単純な計算をしております。

そうしたものは全て市民の財産でございますので、できるだけ行政の方々も私どもも精いっぱい頑張っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第11号、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、大きく3点質問させていただきます。

まず、1つ目に、ガイドヘルパーについてですが、視覚障害者の方々が利用されているガイドヘルパーは、これまで野洲市の社会福祉協議会が訪問介護事業の中で行ってききましたが、ことしの3月末で終了となっております。この運営が廃止となった理由をまず伺います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、太田議員のガイドヘルパーについての1点目の御質問でございます。野洲社会福祉協議会がガイドヘルパーの行う事業を廃止された理由についてでございますが、本質問につきましては市がお答えする立場にはございませんが、社会福祉協議会の理事といたしまして私も説明を受けておりますことから、その範囲内でお答えをさせていただきたいと思っております。

野洲市社会福祉協議会がガイドヘルパーと言われる介護従事者による、視覚に障害のある人の外出支援を目的とするサービスでございますが、これ事業を廃止された時点では、障害者総合支援法の指定サービスの1つである同行援護というサービスに今、なっております。御質問の事業の廃止の理由につきましては、介護職員の高齢化及び後継者の確保が困難なことが理由であったと伺っております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 運営廃止になったということで、これまでガイドヘルパーを利用されてこられた視覚障害者の方々にとっては、市内の受け皿がなくなってしまったということになるんですけど、市として現状はどのような対応を行っているのか、どのように考え

ておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 先ほど市内の受け皿がなくなったということでございますが、市内の視覚障害者の受け皿がなくなることについての対応ということでございますが、市内には、現在、視覚障害者が利用できる、先ほど申しあげました同行援護サービスです、の提供事業所につきましては2事業所ございまして、そのうちの1事業所が現在休止となっておりますので、したがって、利用できるのは1事業所ということでございます。

また、これまで野洲市社会福祉協議会で同行援護サービスを利用しておられた方、28年度で2名おられましたが、この2名につきましては、野洲市社会福祉協議会では、事業廃止後も継続して同サービスを利用いただけるよう、早い段階から利用者等への説明、あるいはサービスの利用計画を作成されます相談支援専門員と調整をいただいております、平成28年度中に利用事業所を移行されておられますことから、市といたしましては、特段の対応はしてございません。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 僕が直接視覚障害者の方々、協会の方々とか、あと社協にも直接聞きに行ったんですけど、そのときは、市内にはもうゼロになったんですねという話を聞いてたんですね、ないというふうに。

ということは、今、2つされていて、そのうち1つは閉鎖で1カ所やられてるといふことは、これすごくいいことというかいい情報で、逆にその情報を、今、利用されてる方2名おられて、移行できてるといふことはそれで問題ないと思うんですけど、これから利用される方々であつたり障害のある方に対する周知というのがまた必要になってくると思います。

その上で、視覚障害者の方々に聞いている話によりますと、市内では受けられないけど広域で、近隣の事業所で利用してほしいというふうに言われてるといふことを言われてました。

ということなので、守山、草津などの事業所でガイドヘルパーされてるといふことも聞いているんですけど、そのどのぐらいの数の方がおられるのかとか、ガイドヘルパーの方、あと利用状況というのがどうなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 近隣自治体におけるガイドヘルパーの人数、それとあわせまして利用状況についての御質問でございますが、近隣市のガイドヘルパーに当たる同行援護従事者の人数については把握ができませんが、同行援護サービスを提供できる事業所数、こちらにつきましては、平成29年3月末時点でございますが、市内の事業所を除きますと、湖南圏域各市には17事業所がございます。

また、利用状況でございますが、同時点での同行援護サービスの利用者5名おられまして、4名が守山市内の事業所を、1名が大津市内の事業所をそれぞれ利用されてるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 野洲市内の視覚障害者の方々の人数であったり年齢構成を教えてください。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 市内の視覚障害者の人数と年齢構成についての御質問でございますが、市内の視覚に障害のある方のうち、視覚による障害により身体障害者手帳を所持されてる方、こちらの人数につきましては、本年4月1日現在では110人でございます。また、年齢構成につきましては、20歳未満が4人、20から30代の方が5人、40から50歳代の方が10人、60歳から70歳代が51人、80歳以上の方が40人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 視覚障害者の方々から今回のお話を聞くところによりますと、社会福祉協議会がガイドヘルパーをやり始めた当初には、市内には介護福祉の事業所が少なく、いずれ事業所がふえていく中で、その事業所でガイドヘルパーが充実していくことを目指して、約15年前ぐらいから、ちょっと正確なところは、年数はあれなんですけど、ぐらいからスタートしたと。結果的に、僕が聞いている、さっきの2事業所は別として、聞いているところによりますと、社協だけでガイドヘルパーをこれまでやってきたということを知りました。

そこにも書いてあるんですけど、社協に直接聞いた実態の中では、昨年度の利用実績は

ゼロであったと。その理由は不明であるんですけど、そのときもそういう話をしたんですけど、そうであるなら、そもそもガイドヘルパーのニーズがないということで、不要じゃないかというふうにも受けとめられるんですけど、問題は別のところにあるというふうに考えられます。

視覚障害者の方々に直接聞いてると、ガイドヘルパーの方々が若かったころは、要望があった場合、障害者の方も若いころによく利用されてて要望があったころに、若かったので対応できていた。けど、高齢化によって体力的に困難なことも含めて、断ることもあったということ。

その理由としては、ガイドヘルパーを頼まれるのが障害者の行事や大会などがある土日とか祝日に集中すると。あと人数が重なって対応できない状況、3名しかおられないって社協のほうでは言われてたんで、4名、5名と頼まれると断るしかないという状況があったそうです。

そういうことがあったということで、頼んでも受けてもらえないという、障害者の方々が、という気持ちになるのは当然だと思うんですけど。となると、諦めるか、よそで探すしかないというようなことがあったんですけど。そういったところから、過去数年の範囲でいいんですけど、このガイドヘルパーの利用状況を改めて、また、わかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 過去数年のガイドヘルパーの利用状況についての御質問でございますが、まず全体、社協に限らず、全体でございますが、利用者数26年度からしか今、私ども把握はできておりませんが、26年度では11人おられます。また、平成27年度では9人、平成28年度では9人。これが実利用者数ということでございます。

このうち、先ほどお話がございましたが、社会福祉協議会のほうの利用者でございますが、平成26年度では3人、平成27年度では2人、先ほど御説明の中で、28年度は利用実績がなかったということでございますが、市のほうで確認をとっておりますのが、28年度は2人ということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 障害者協会の会長さんの奥さんにもお話を聞くと、お子さんが小学校に上がるまでで、一番利用が多かった時期で、1日約二、三時間で年間30時間ぐら

いの利用をされたということでした。ここら辺の利用率が高いのか低いのかはどこをもって判断していいのかわからないところもあるので何とも言えないところあるんですけど、そもそも野洲市内にガイドヘルパーの受け皿が、社協はやめたということで、事業所はやってるけど、ゼロにはなってないけど減ってしまったという原因には、先ほど、最初の答弁の運営が中止になった理由にもありましたけど、社協のガイドヘルパーさんの方々の高齢化であったり、人材不足、市内のニーズの少なさということも言われてました。その人材不足の要因として、普通のヘルパーと違って拘束時間であったり、給与面も含めて一定の人材育成というのが困難という点が考えられると思います。

具体的には、先ほども少し言いましたけど、利用される場合は基本二、三時間かかると。長い場合はもう朝から夕方、午後3時から5時まで、ほぼ丸一日の長時間利用のために、仕事自体が体力的にも大変だという点があります。

事業所としても、数年前の法の改正によって、ガイドヘルパー研修のための日数とか時間をたくさんとらなければならないということに変わりましたんで、事業所としてもハードルが高くなっているというのが現状で、ガイドヘルパーをやりたくてもやれないというような困難な状況というのがまず生まれてしまってます。

ニーズの少なさという原因の1つとしては、盲導犬を使うようになってからは利用者が一段と減ったということを知りました。そういう点であったり、視覚障害者の方々自体が高齢化しています。先ほども人数のほう聞いたら、やはり60代以上の方々がほとんどです、半数以上ということなんで。そこら辺で、子育て時期は、子供が小さいときに遊びに連れていくときに利用していたけど、現在は使っていないという方が多い点ということが考えられております。

そういう中でも、大きい原因は利用したくても利用できない、先ほども言いましたけど、対応できてない状況が、社協に関してですけど、があったということ。基本的に、例えば利用する前、1カ月前の予約で、ぎりぎりでも2週間前に申し込まなければならないであったり、いろんな規定はあると思うんですけど、なかなか気軽に頼めないという利便性の悪さが利用率の悪さというふうな、悪循環ということにつながっていることも考えられると思います。

視覚障害者の方々にとっては、ガイドヘルパーという存在はなくてはならないものであって、今年度からガイドヘルパーを、減ってしまっている、1事業所ではされてるとは言ってるんですけど、これからまたそういうガイドヘルパー頼まれると、新たにという方々に

としては、今、減ってる現状というのは気軽に頼めない状況ということで、困っておられるということを聞いてます。

障害があるなしにかかわらず、市民の暮らしであったり健康、福祉とか医療を行政として守る責務というのはとても重要ことです。そうした障害を持つ方々の声をしっかりと聞いてもらって、今後改めて制度設計の充実が必要であると思います。

先ほど市では何も考えてないとは言われてましたけど、2名利用されてる方は移行されてるんで問題ないとは言われてたんですけど、最初のほうに僕も言いましたように、これからまたニーズがふえてった場合の、将来的に受け皿を広げていく必要があると思うので、市で直接ガイドヘルパーを雇用するなり、市内の事業所、事業所7事業所、先ほどの質問、誰の質問か忘れましたが、市内の事業所、岩井さんの質問で、市内に事業所7カ所、7事業所あるということなんで、そうした事業所にもガイドヘルパーを雇ってもらうように、そこで配置してもらうような働きかけが重要やと思いますけど、そういった点に関して、将来的なビジョンという面でも考えていくべきと思いますが、見解をお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 将来におけますガイドヘルパーの雇用とか、その辺の人材の育成についての御意見、御質問をいただいておりますが、議員おっしゃるとおり、今現状としては同行援護サービスという事業所が少なくとも近隣でも複数ございますし、市内でも事業所があるという状態ではございますが、将来においては、さらなる市内事業所があるほうが、当然利用者の利便性の観点からも必要というふうに考えてございます。

こうした中で、先ほどおっしゃっていただきましたこのサービスにつきましては、視覚に障害のある方を対象とするサービスで、特段の研修が必要になる部分でもございます。同行援護従事者養成研修、こちらのほうを受講していただくということがまず要件にもなっております。

今、現行においては、緩和措置でございますけども、これが基本になってございますので、そういった部分につきまして、御紹介いただきましたように、介護保険の居宅介護事業所とか、あるいは障害福祉サービスの中でも訪問系のサービス、この同行援護に限らず居宅介護サービスとかございます。こういった中で、同行援護サービスを提供できない事業所もございますので、まずはこういったことについての現状についての情報共有を図っていくことが必要かと考えてございます。

具体的には、市のほうでは、従来から障害者の福祉の地域課題を共有する場として、事

業所を初め当事者の団体等、あるいは行政も含めまして、そういう場がございます。障害者自立支援協議会でございますとか、あるいは、特定相談というところが今回1カ月前に計画しなければというところのところにあった主な要因ではございますが。

こういった特定相談を進めていく中で、いわゆる支援者の力量というところ、つまりこれは事業者の把握というところも含まれてございますが、こういったところを支援強化するために、事業の従事者研修ということも昨年度から進めておりますので、こういった場でまずは情報を共有するというをまず考えていきたいと思っております。

また、あわせまして、こうした養成研修の案内等、県の視覚障害者センター等が実施されることになろうかと思いますが、こういった案内につきましても、市ホームページへ掲載するなど広く市民に情報を提供し、人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） ちょっと1点だけ確認なんですけど、先ほど1カ所やられてる事業所の名前ってわかります。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） 市内の現行の同行援護事業所でございますが、株式会社青空訪問介護事業所という名称でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） ありがとうございます。

では、2点目の質問に移ります。近江富士自治連合会と近江富士第五区自治会から提出された要望書について質問します。

まず、1点目に、前年度末に近江富士団地の自治連合会で協議された野洲市長宛ての要望書が2件、自治連合会長名で提出されています。

1件は、2月20日付で桜橋会館の跡地の管理について、解体、整地工事が終了したが、このまま放置されては何かとふぐあい心配されるので、市として十分な管理を行うための具体案を示してほしいという内容です。

もう一件は、3月7日付で地域コミュニティ（近江富士団地）の再生に向けての要望と提案ということで、近江富士団地の高齢化が進むとともに、幼稚園がなくなり、保育園も

3年先に廃園になる見込みで、桜橋会館で行われていた、高齢者が互いに支え合い、若い母親の子育てを支援するという活動ができなくなったため、市として地域でともに交流し、支え合う活動の拠点となる施設を建設、また、地域住民がともに支え合う地域支援に向けて、地域住民と行政が継続的に検討し、協議を進める場を早急に設置してほしいという内容でありました。

この要望を受け、3月13日に市長と28年度の近江富士団地一区から七区の全自治会長と自治連合会長との懇談が行われまして、市長は住民の声をよく聞き、全て公開で話し合うという姿勢を示してくれ、今後も連合会として複数年度にまたがって市と話し合っていくことになるといったような報告が、地域住民に伝えられています。

まず、1件目の要望について、旧三上幼稚園（旧桜橋会館）跡地で公募を行っている50床の特別養護老人ホームの進捗状況をお尋ねします。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、太田議員の1点目の旧三上幼稚園（桜橋会館）跡地で公募を行っている特別養護老人ホームの進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、旧三上幼稚園跡地（桜橋会館跡地）でございますが、この土地に限定して事業者を応募したものではありませんでして、第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施設の事業者を公募するに際しまして、市内の社会福祉法人が事業可能な土地を既に市有地で借り受け、確保されていることがわかりましたので、公募するに当たりましては、公平性等の観点から、選択肢の1つとして事業予定候補地を提供する必要がございましたので、事業者が希望すれば有償で貸し付けを行う候補地として位置づけておったところでございます。

次に、お尋ねの進捗状況につきましては、平成27年から29年度を計画年度とする第6期介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの事業者の再公募につきましては、既に報告しておりますとおり非選定となったところでございます。

今後は、現在策定中でございます第7期計画におきまして、施設整備の内容について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 7期でまた検討されるということは、30年度からの7期という



ことですので、ということは、いつまで公募を続けるのか、締め切りとか、そういうことも地元としては気になるところではあると思うんですけど、そこら辺は、ざくっとしたことでも何かわからないですかね。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） ただいまの太田議員の御質問でございますけれども、ただいまも申し述べましたとおり、第7期計画について、今年度策定に向けて取り組んでおるところでございます。その辺につきましても、計画内容を検討する中でまとまりましたら、そのことについてはまた具体的に検討してまいるような形になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） では、公募というか秋から検討するというので、公募をまたするかどうかということもまずあると思うんですけど。この当該地の利活用、利用計画というのは、今、更地の状態になってるんですけど、そういうものは検討されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） 今の御質問でございます。桜橋会館跡地の利用計画、特別養護老人ホームの公募が決まるまでのというような御質問をいただいておりますけれども、この利用計画につきましては現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 現在解体工事がもう完了して、グラウンド状態に整備してあるんですけど、このままだと、既に雑草が生え始めてます、着々と夏に向けて。それが今後生い茂って、景観的な、美観的な問題であったり、雑草が生えたら蚊が発生しますよね。そういった害虫の問題だったり、そうなってくると空き缶等のポイ捨てなどの不法投棄、一番恐れられることは火災の発生なども心配されると思います。

さらに、この近江富士団地は日ごろから強い風が結構吹く地域でもあるので、当該地に隣接する居住者への家への砂じん被害も十分に考えられますし、防犯、防災の観点からも、住環境的に今後さまざまな不安を抱かれておられます。

地元では、これまでも市と協力しながら、河川敷を初め、団地内の草刈りであったりごみ回収などの活動に積極的に取り組まれていまして、景観美化と安全を守る活動に対して

はとても意識がすごい高い方々がたくさんおられます。旧桜橋会館でもさまざまなイベント活動をされていまして、大山川河川敷でのイベント活動なども今も積極的に取り組みを行っておられます。

次の質問に移りますが、この要望書には地域住民が抱かされているさまざまな心配に対する具体的な対応策というのを求められておられますが、提案として書かれているのは、美観的緑地化も兼ねて芝生を張るなど、何らかの防じん対策を含む整備を講じてほしいというふうに書かれてあります。

地域の方々のお話しでは、芝生化をすることによって住民の方々が利活用できるような場所としての活用、例えばグラウンドゴルフであったり、さまざまな活用ができる場所として整備の可能性があると思うんですけど、その場合は、地元のボランティアで管理運営も考えている、それやってもいいというふうに言われておられます。将来的な当該地の整備というのがまだ検討がこれからということなんで、何も決まってないということなので、それまでの間の利活用の方法の1つとして、地域の活性化だったり交流の場としての可能性も高まるんじゃないかなというふうに感じています。

僕も先日、この芝生化のことで近江八幡のほうに視察に行ってきました、個人的に。何かというと、近江八幡では平成23年度から小学校や幼稚園の校庭の100%芝生化というのを進めておられて、そもそもの目的というのが充実した教育環境の提供や、脚力の強化や体力の向上ということで、今回の芝生化の地元要望の提案と目的は違うんですけど、長年の課題でもあった近隣への砂じん飛散防止の効果もあると、近江八幡のほうでは、ことであって。一番驚いたことは芝生そのもの、芝生苗が日本サッカー協会のグリーンプロジェクトで、ポッド苗方式芝生化モデル事業に申請して、全部無償提供を受けてるということで、芝生購入費がゼロということでありました。

応募期間が12月から翌年の2月の間であったり、応募条件に6月初旬から7月初旬までに苗植えができることなどの時期的な課題もありますけど、募集要綱には、対象として、グラウンドや校庭等の敷地2,000平米以上（ただし園庭は200平米以上）を芝生化する地方自治体というふうにも書いてあるので、こうした制度を活用することも1つの手段じゃないかなというふうには考えます。

初期投資として散水設備や芝刈り機、倉庫管理、維持管理費としての肥料代であったり水道代であったり芝刈り燃料代だったりの予算確保というのは必要ではあると思いますけど、水道はもともと通ってますし、例えば芝、無償でも手に入れますし。地域の方々

が何よりも跡地の利活用、活用するまでであっても、地元の住民の人々が管理運営をやってもいいというふうにまずあること、これが一番大きいことだと思うんですけどね。そういうことによって、地域そのものの活性化というのにもつながると思いますし、有効な管理運営というのができるのではないかと思います、これに対しての見解を求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 桜橋会館の跡地の利用についての御質問にお答えをいたします。

結構問題は深刻でして、これ何回も、御質問なので、私お答えしてると思います。今の芝生の問題以前の話で、芝生は昨年度末、地域の方が芝生を植えてとおっしゃったので、そのときのイメージでは、みずから芝生の種買ってきて、とりあえずまいて管理しましょうということだったんで、そういうことであればというぐらいのイメージなんです。

まず、芝生でいきますと、今のようにスプリンクラーとか何とかという話だと、ちょっと今、聞いて思い出したんですけども、過去に野洲小学校のグラウンドを芝生化という提案があって、検討してもらったんですけども、かなりコストが高いと。あそこは今でも砂じん防止の水まいてますし、芝生化にすればということだったんですけども、結構課題が重いということですので、積極的な芝生化を期間を定めなくてやるというのは、これはかなり問題が多いと思います。

それと、桜橋会館は、これも何度も言ってますように、過去に三上幼稚園をわざわざ高い土地を買って、JAさんに動いてもらって建てました。そのときに、本来はもう解体すべきなのを地域の方に、かなり個人的なつながりの中でお貸しをして、私が市長になったときはいいボランティア活動をしておられました。

ただ、庁内では、できるだけ早くもう解体したいと。耐震対策ができてない建物に市民が活動しておられるのは問題。消防設備も点検もしてないし整ってないと。だから、すべからく除去すべき建物を制度外でお貸しをしてたわけです。

でも、私は活動を評価していたので、継続してお使いをいただいていたけども、実質そこで活動しておられる皆さん方が、高齢化も理由に活動を廃するというをおっしゃってきたのと、高齢者福祉施設の募集が重なりました。その際だったら、少しお金をかけても、廃棄してもらったのを除去できるし、中に入ってるいろんなものも、自分たちも除去するのが大変だとおっしゃったので、一気に解体費用の中で負担を軽減しようということで、時の利を使ってやりました。

なぜ、あそこを高齢者福祉施設の募集に競争としたのかといいますと、これも前言ったと思いますし、今、少し政策監が触れたと思いますけども、今回の期の介護保険事業で募集をするときに、公募が原則です。でも、野洲市は初めてですね、公募は。全部慈恵会に随契でやってきてます。珍しい町なんですね。

今回はきちっと客観的に公平・公正・透明性を保って公募しようという検討した段階で、慈恵会がぎおうの里のところにもう30年、無償の借地で土地を確保してあると。そして、応募しようとしてると。ちょっとさっき経過を省いてますけども、応募をしようとしているということでした。

話が前後しますけども、あそこに、50床にするのか30床にするのかは別として、つくらないとだめだということがはっきりその後の調査でわかりました。毎年数千万円の赤字が出てます。ぎおうの里をつくるときに、別のところにつくるというのを政治決着で無理をして、少人数の施設でつくってまして、現に大変なことになってます。私も内部では、野洲病院と慈恵会は双子ですよと、全く同じことですね。土地は無償提供している。施設整備の借金は全部元利償還を野洲市がやってます。

その施設が無理にぎおうの里をつくったがために、毎年すごく大きな赤字になっている。その補填を野洲市がしてきてるわけですけども、そこに増設をしない限り、その経営が健全化しないわけです。その当事、私そこまでは立ち入ってないんですけども。だから、増床の意向があった。でも、応募がなかったんです。

でも、いずれにしても、民間と競ってもらおうと思ったら、一般の民間と、一方はただで土地を持っている。これはもう全然競争にならない。だから、ちょうど桜橋会館は、それより少し前に地元の皆さん方が、もう活動しないので事業解消しますとおっしゃって保留になっていたの、じゃあこの際、ちょうど面積的には、もちろん事業者の意向はありますけども、十分建つ面積だというふうに客観的に見られたので、解体をしようということになりました。これについても議会にお諮りしてますし、予算もおつけをいただけてます。

結果的には、いずれも選定できなかったわけですけども、次の課題で、やはり50床やらないといけない。ただ、これまでも支援してきて今も支援している法人のあり方、これは真剣に考えないといけない問題です。

一方、桜橋会館の跡は、通常のルールでいきますと、私、地域の意向を無視して売るとか何とかいうことはありませんけども、いつまでもほっとく土地ではないと思ってます。

公的に活用するのか、あるいは地元の方も、ひいきにおっしゃってるんじゃないし、若い人も入ってくるんだから、宅地に売ってもらったほうがにぎわいが出ますよとかおっしゃってもらってる方もありますし、いろいろ御意見がありますので、これは地元と協議をした上で、いつまでもじゃないし、速やかに方向を見出していきたいと思ってます。

後に出てくるんですけども、きのうも矢野議員が御指摘になったように、学区ごとに高齢化率はすごく違います。20%台から30%台の後半。三上学区が一番高いんです。これはやはり近江富士団地のかつては一番若かった方々が今、一斉にお年を召されてるので40%を超えています。これがあるために三上学区が一番高くなっているという意味では、高齢化の課題解決ということで何らかのサービスが必要かどうか。

ただ、それを、自治会館もう古いですから、これも従来から私提案してるわけですけども、自治会館も老朽化してるので、自治会館の建てかえということで三上保育園の移転の事業とあわせてやったらどうですかという御提案はしてるんですが、なかなか自治会がまとまらない、なかなか議論できないとおっしゃってるので、市が引っ張っていくわけにいきません、自治会館の事業ですから。ただ、自治会が検討するとおっしゃるのであれば、市は寄り添ってという大変ですけども、一緒に考えましょと、地域の課題としてということをお願いしてる中で現在この土地がありますので、ちょっと長くなりましたけども、芝生を植えるとなると投資になりますから、もう先行き別に使うのであれば、そこは慎重にと。

ただ、気軽に何か種まいて刈ってとおっしゃるレベルだったら、これはお願いしますよといったことはありますけども、今、おっしゃったようにスプリンクラーを置いて、芝刈り機入れてということになれば、これはもう都市公園にするか何かですから、永久に法制度か条例で公園にすべきだと、投資をするのであれば、というふうに思っております。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） ということは、地元で、じゃあ例えば、地元の方がどう判断するかは別として、芝をじゃあ自分たちが植えて、先ほど言った地域の方、そこを誰が利用するかとかいろんな課題はあると思いますよ。団地の人みんな使えるのか、三上学区の人皆さん使ってもらってもいいですよってするのかわからないけど、それは可能だということですか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、土地利用の方向性をできるだけ速やかに協議いただいて、

もちろん市の土地ではありませんけど、地域の課題とか地域の意向は尊重しますから、これにしよう。でも、その間2年あるから芝生植えようというのか、いや、これはもう都市公園にしようかとおっしゃるのかということです。

ただ、現に、近江富士団地はもともと下水道がコミュニティ・プラントでしたから、今、市の下水道をつないで1本でいってますけども、その土地も今、地域に供してますね。ですから、本当に広場が要るのかどうかとか、そういうことも含めて、まずは地域でいろいろ御提案いただいた中で、これ今、堺も同じ形になってますけども、どうするのかを議論いただいた中で芝生の議論。だから、そういう意味で私根本から申し上げたわけですね、あの土地の位置づけというのは。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 次のまた質問にもここかぶるとこなんで、とりあえず次の質問に移らせてもらいます。

2件目の要望につきましては、1点目に具体的な内容として、将来的に有効な利活用が望まれる貴重な旧幼稚園や保育園跡地に、地域でともに交流し支え合う活動の拠点となる地域交流センター（仮称）のような施設を建設すること、またはリニューアル活用して整備することと強く要望されています。

そもそも近江富士団地は県の住宅供給公社によって、当時の最大規模の戸数、800戸ほどですが、昭和49年度から開発、分譲されてきましたが、保育園や幼稚園、マーケットが立地する中で路線バスも誘導され、公共的な施設も整う緑豊かな住環境として、多くの人々が移り住んでこられました。

しかし、現在は野洲市では最も高齢化が進んだ地域となり、先ほど市長も言いましたが、37%でしたかね、ぐらいになっておりまして、県道の渋滞による交通の不便や、近くに十分な商業施設もなく、高齢者にとっては極めて生活しにくい環境となっています。

また、三上幼稚園の廃園や三上保育園が数年後に廃園予定と、子育てに不向きな環境にもなりつつあり、団地内には空き家もふえる一方で、新たに住民が移り住んでこられる好適条件がないと嘆かれておられます。

こうした状況には、単に1つの地域だけの問題ではありませんが、現在の地域社会が直面する普遍的な課題でもありまして、市として本腰を入れて取り組むべき行政課題とも訴えられておられます。

しかも、ただこれは黙ったまま行政任せにするのではなくて、近江富士団地の地域住民

の方々はみずから立ち上がり、このような課題を解決する手段の1つとして、旧三上幼稚園の建屋を市から借り受けた桜橋会館で、高齢者が互いに支え合い、若い母親の子育てを支援するという目的のもと、大いに活用されてきた活動そのものが、今後の地域社会に求められる目指すべき姿ではないかというふうに考えています。

県道の渋滞問題に関しましては、市長頑張って8号バイパス進めてもらっていますが、その開通によって解決の糸口が見えたことは大いに評価するべきであると思いますが、地域住民が気軽に支え合い、そして交流する場としての桜橋会館も解体された今となつては、地域住民の活用できる場所としては近江富士会館しかありません。耐震化であったりスペース的な問題もある上、そもそも桜橋会館のときのように気軽に住民が交流するということができないというのが現状です。

さらに、近江富士会館を改築して増築しようとしても、年金暮らしの高齢者が年々ふえられてるんですね。そういった状況の中では、なかなか財源的に自治会の財源だけでは厳しいというのが現実です。

国の介護保険の改悪、これは改悪だって僕らは思ってるんですけど、そもそもそこがあるんですけど、今は地域ボランティア等への丸投げということで、問題があるということも議会でも何度も言ってますが。今後、それでも市としては地域包括ケアシステムの構築ということを目指しておられますよね、本年度から始まりましたね。そういった意味では、こうした地域の支え合うためのコミュニティーの場というのを整備していくというのはすごく重要だと思います。

1番はこうした目的の施設建設、市が建ててくれるということが望めますけど、例えば三上保育園の廃園後の建屋を耐震補強して、高齢者とか子育て世代が気軽に立ち寄れるような集会所のような施設整備も可能ではないかなというふうに思うんですけど、その点に関してはどのように考えられるか、見解を求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三上保育園、今、使ってますけども、耐震化の問題があるから新しい建物を設計して施工しようと思ってますが、いろいろ御提案いただきました。決して否定はいたしませんけども、それが政策として成り立つかどうかですね。まず、桜橋会館は本当に、もう十数年前に解決しておくべき問題をだまされやってきました、市としては。

私活動は、やっておられる方、目に見えてるし、評価してますけども、制度外でお使いをいただいていた、これが禍根を残してるわけです。やめてくださいとは言ってなくて、

高齢化したから閉じますとおっしゃったから、わかりましたということで、課題になっていた解体へ、ちょうどさっき申し上げた課題があったから、合わせてやったわけです。

三上保育園も、リニューアルしてやれるんであったら、私は三上幼稚園にはひっつけません。検討してもらったけども、危ない。屋根もかなり老朽化してます。前の台風でも、お隣の家へ瓦が飛んでいって、車とかガレージを壊しました。雨漏りがしている。さっき誰かも1番の公共事業とおっしゃったように、手洗いなんか物すごいひどいんですよ。病院のほうが私大事だと思ってますけども。だから、リニューアルというのはあり得ないと思ってます。とするなら、もう解体しかないと思います。

前から歴代の連合会長さんとか自治会長さんに申し上げてんのは、近江富士会館、近江富士の自治会館が老朽化している。それと、桜橋会館は使いやすいけど近江富士会館は使にくい。ちょっとこれ私とこの自治会館昔から建てて、みんな気軽に使ってまして、自治会館が皆さんのよりどころであると思うんですが。

ちょうど空き部屋があったから、ルールなくて、一応私的なルールはつくっておられたけども、桜橋会館は使いやすいただけであって、本来の自治会館をきちっと整備されて、皆さんが使いやすいようにされるべきだと思いますから、今の近江富士の自治会館を建てかえるに当たって、保育園の解体後、そこに建てられて、現会館を使いながら、仮設も何もしないでやられるのが一番いいんじゃないかという御提案で、それもいいねとおっしゃってる方もあるんですけども、なかなか近江富士の中でまとまらないと。そこに、議論にこちらから率先していくと責任持てませんから、議論に寄り添う形でさまざまな支援はしましようということで、もう数年がたってます。

ですから、そこを解決いただいたら一番いい方法、そして真ん中の道も取り払えばもっと土地が出るので、駐車場とか広場も使えますから、現在の近江富士会館と三上保育園を一体にして、共通にされたらいかがかと。

もう一つの提案もしてます。例えば今の桜橋会館の土地に、近江富士は幾つか区がありますから、2つか3つが寄られて、これも自治会館という形で、今、一区、二区が全部自治会になってますから、制度上はできます。三上学区の三上自治会でも、前田とか山出とか分かれていますが一自治会扱いで、先般も前田にも自治会館をつくられたので、1,200万円補助をしてます、県補助と合わせて。

だから、そういう手法を使われてやられたらどうですかというので。これ話し合いの場を持つと思ってますし、3月末に前自治会長さんちょうど私のところへ来られて、また話



し合いの場を持つようになっているんですけども、持っていないんですが、連合自治会長さんは先般2回ほど来られてお話をしています。

だから、もうここで課題解決は図れないと思うので、はっきり言っときますけども、切り売りするつもりもないですし、地域の意向を無視してどうもこうもないんですけども、耐震のできてない建物をお使いいただくとか、あるいは土地をいつまでもとか、これはないので、ぜひ前向きに検討いただいていい方向にと。

それで最後に、今、おっしゃった自治会館はお金がないから丸々やはり市でと、これはちょっと厳しいなと私思っています。現に先般も公営住宅の自治会がみずから負担をして自治会館を建てられたので、補助はしていますけども、みずから建てておられます。そういったことを考えると、年金生活だから一切負担なしでとか、あるいは桜橋会館の土地を売ったお金をそこへつぎ込んでくださいというのを、私はちょっと公平さがないと思うんですが、太田議員提案されて、ここにおられる皆さん方が市民代表として了解なさるのであれば、私はそれに従いますけども、というのが現在の考え方でございます。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） もっと議論したいんですけど、ちょっと時間もないので。先ほど市長が言われたとおり、ここですぐ解決できる話じゃないと思うんです。ただ、大事なのは、地元の、前の自治会も今の自治会の方も言われているのは、丸投げされてももう、今現状、先ほど言った厳しいのは本当高齢化で、お金もないような高齢者がたくさんいる中で、答えを出せってすぐ言われても、それ正直厳しいと。それ大事なのは、行政も一緒になって、一緒になって話し合いをしてほしい。

だから、答え出してください、今、市長言われている、まずは地域で答えを出してぶつけてください。それには協議に応じますよって言われているんですけど、そうではなくて、一緒になって考えていきましょう、協議する場を。協議もされるって言われましたよね。今、だからここで話していることを何度も何度も積み重ねていく、これから複数年かかろうが、それが大事やというふうに言われています。そのことに関しては、今、頭かしげられておられますが、どう思われますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず入り口のところで、一切やはり地域の方はお金を出さないの、野洲市の公共施設として施設をつくって、次、分かれるのが、運営は地域でやるとお

っしやるのか、一定の運営はコミセンみたいに指定管理で委託料を出してやるのか、こういう選択肢ですね。

それともう一つは、自治会館型で、自治会館をつくるので、土地は市有地なので、あるいは設計とか施工の情報は欲しいのでとおっしゃるのであれば、こちらがよいしょって参画いたしますけど。市が集めて仕切るとなったら、これはもう市の施設になってしまうので、そこどころが明確じゃないので、ぜひそこは、決して突っぱねてるつもりはないんですけど、全体の政策の流れからすると、そこがまず入り口ではっきりぜひしていただきたいなと思います。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 市でつくれということ、今、要望書には書かれてるけど、今、僕がそれを絶対ここで答え、やりますって言えって言ってるわけではないです。今、地域の要望の中では、明確につくってほしいという要望はありました。でも、それに関してできるかできないか、今、話されたことを踏まえて、一緒にテーブルで協議して行ってほしいということです。今、答えを出さなくていいです。それをちゃんと、協議の場をつくってほしいということをお願いしておきます。よろしいですか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、だから待ってるんです、僕は。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） ちょっともう時間もないので次の質問に、次も市長ですが。

野洲市民病院の整備計画について、最後質問させていただきます。

この野洲市民病院建設の整備計画は、昨年12月議会で可決された野洲市民病院事業の設置等に関する条例に基づきまして、平成32年10月の開設に向けて、野洲駅前南口で直営の公立病院としての野洲市民病院建設に向けて進んでいます。

野洲病院も新年度の4月から新たに19名のスタッフもふえたと。これハート通信の春号に掲載されていましたが、新病院整備に向けた職員のモチベーションの高さや、滋賀医大との連携による、病院長も含めた医師の派遣と充実した体制によって経営も順調となり、収支も改善の傾向にあります。昨年度はちょっと全国的に収支は下がってるということは聞いてますけど。市に対する負債というものも、平成31年7月の2段階方式として、直営化時には残り約2.3億円ぐらいというような状況です。

ですが、しかし、この新病院整備に向けた問題は過去6年間に及びまして、反対派、賛

成派と分かれまして、拮抗した状態が長く続いて、二転三転というか三転四転今、してませんが。その中で、ことしの3月予算議会で病院関連予算が否決され、事実上は計画を進めることができない状態となっています。

また、3月末にこの社会資本整備総合交付金5,400万円の採択内示、病院建設のための実施設計に充当するためのお金ですが、これが臨時議会で提案されましたが、3月議会と同様で否決となりました。

あとばあって書いてるんですけど、時間がないので飛ばしまして、最後のところになりますが、この数年、議会や委員会を含めて、あふれんばかりの市民の方々が傍聴に来られています。さまざまな市民運動が広がっているこういう現状は、もう野洲の歴史の中でも、長く議員やってる方もいるのでよく聞きますけど、初めてのことやと。

先日も市民の方からこんなメールをいただきました。5月21日付の「やす民報」を見て、市議会の録画部分を再生し、改めて反対議員の態度に激しい憤りを覚えました。本件は昨年の市長選挙で病院建設を推進されている山仲市長が当選されたことで、市民は病院建設を支持したわけです。

反対派は、僅差を口実に民意とは言えないとして、数を頼りに暴挙を繰り返しています。3月に近江富士会館での市長との懇談会で、医療関連の仕事をしてきた経験から、医療機関にとって最も大切なことは医師の確保と必要な医療機器の確保である。また、医師は不便な場所には行きたがらない傾向がある。したがって、駅前ですることが不可欠だ。ぜひ推進していただきたい。そのために一般市民ができることは何でしょうというような意見を述べて、行動を起こしたいというふうな内容でありました。

さらには、議会の開会日の6月8日には、野洲守山医師会と野洲病院でまた新たに会を再結成されたということもありますし、女性の会との懇談も、あしたか何かあるのか、ちょっと日付はわかりませんが、またそういう懇談もあり、さまざまな市民団体の方々が行動を起こし始めておられます。

このように、まさに市民の声が市政を動かす歴史的な状況でもあって、果たして反対派の議員の方々が訴えておられることであつたり対案というのが、本当に実現可能で市民のためになるのかどうか。多くの市民の方々にこの現実を知ってもらった上で判断していただくことが本当に重要であるというふうに考えます。こうした現状について、市長はどのように考えられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の野洲市民病院の整備に関する御質問にお答えをいたします。

今、いろいろ現在の経過とか市民の方の意見を踏まえて、現状についての考え方とおっしゃいましたけども、今も昼休み、私ちょっとそこら辺歩いてたら、初めて声をかけてもらった女性の方から、市長、早く本当に病院頑張ってやってくださいよと、応援してますという声を、まさに聞きました。いろんな方から、市長に頑張ってもらうように言うといっておっしゃるんですけど、市長は頑張ってはるはずですよと言うとききましたという話も聞いたぐらいでありますので、まさに、本当に実感をいたしております。

今、桜橋会館で結構厳しいことを私言ったと思うんですけども、私が進めてきたやり方というのは、本当に客観的に状況を把握して、課題を位置づけて、それを市民に共有化していただいた上で、やはり専門家とか制度とかを踏まえて、一番いい解決策を生み出して、それを実現するというやり方でやってきたつもりです。過去のバイパスもそうですし、いろんなものも全部そのままやってきてます。

本当に、何回も言いますが、ぜひ御質問いただきたいと思うんですけど、高齢化対策、慈恵会をどうするかは真剣な問題だと私思ってます。野洲病院は姿が見えるようになってきました。

でも、高齢化は本当見えない、負担は、ということで、野洲病院に関しては、自信を持ってという大変ですけど、いろんな方の検証を受けてここまでやってきてるのに、二転三転してるのは全く残念であって、よう私個人的にもってるなと思う。病院にしても、本当に市長大丈夫か、大丈夫かって言われてるんですけども、よく放り出さないなというぐらいに、皆さん方の力でもって一緒に取り組めてるので、ぜひ。

今議会、先ほども、稲垣議員何か余地があるみたいなことをおっしゃったんで、大いに期待をしておりますけども。この議会で真剣に議論いただいて、もう一度、責任を持った賛成、反対。反対の場合はぜひ条例を改廃するなりして、後に禍根を残さない形で決着をつけていただく。

ただ、ぜひ、病院は必要です。おっしゃったように、野洲病院がなくなったら本当に大変です。さっきの鈴木議員の何か数字が合いませんでしたけど、あれは延べ数ですから、一万何千人が、二万何千人が使っておられるというのは、人口……の中で入院、通院、そんだけの方が使っておられます。入院5万人、通院10万人、救急車六百数十台が入っている。これがなくなるということは本当に想像もできない大変なことなので、ぜひ皆さん

方と一緒に実現に向かって取り組みたい。そして、国のほうも本当に応援をしてくれています。

以上、答弁といたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） まさに市長のおっしゃるとおりだと思います。本当に危機的な状況やと思います。本当にこれ計画とんざしたら、もう中核的医療は守れない状況が本当に目の前にあるので、大事な問題だと思います。

私たちが駅前病院ということに反対やというか不安やという市民の方もいるので、いろいろ視察今、行き始めてます。御存じやと思いますけど、吹田市、北大阪健康医療都市づくりということで、駅前に市民病院をつくられるということで、詳細、現場も見ましたけど、いろんなこと聞いてきました。

全国的には、神奈川県藤沢市が市立病院として病院整備、今、拡充の運動が進んでいたり、兵庫県の川西市でもそういうような運動があったり、京都の福知山市では指定管理から直営になったりとかいう動きが全国的にあります。広島も駅前でやっています。

大事なところは、市長もいつも言ってますけど、さっきも黒字やら赤字やという話が出てましたけど、やっぱり公立病院が、本当にぼろぼろの赤字はよくないと思いますけど、赤字なのは仕方ない。一般会計から繰り入れしてでも何とかぎりぎり黒字にしているというのは、そもそも不採算部門を取り扱っているから。じゃあ民間がやれば絶対もうかるとこしかやらないじゃないですか。

そこを、しっかり市民の命を守るために、健康を守るために、公立病院として行うという意味では、もう本当に市の直営、形は独法とかいろいろありますけど、市がやるということはすごい大事なことやと思います。

駅前ということも、利便性はもう言われてました、この吹田市も。本当に医師が集まりやすい、いろんな患者も来る、絶対もうメリットばかりやって言っていました。今、さまざまな課題はあるけど、それは1つずつクリアしてということを経験者が理解してもらったらいと思います。そこをしっかりと、また市民の方々にも理解してもらえるように説明して、僕らも一緒になって頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。再開を2時55分といたします。

（午後2時43分 休憩）

(午後2時55分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 16番、梶山幾世でございます。6月の定例会において、次の3件について質問をさせていただきます。

まず、初めに、就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応について質問をさせていただきます。

文部科学省はことし4月4日、特に所得が低い世帯に向けた義務教育の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）について、ランドセル購入など小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくても済むよう、入学前（3月以前）の支給を可能とすることを発表いたしました。来春の新1年生から適用されることとなります。

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの費用の一部を市が支給し、国が2分の1を補助する制度でございます。

しかし、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については、支給はされるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童・生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給となっておりました。

今般、文部科学省はその要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正することになり、就学援助要保護児童のランドセルの購入等新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額、小学校で2万470円を4万600円に、中学校2万3,500円を4万7,400円にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童・生徒から、新たに就学予定者を加えました。また、文科省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置（補助率2分の1）を行うとの通知がなされたところでございます。

しかし、この措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回、準要保護児童生徒はその対象にはなっておりません。この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については、今後、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について、本市においても判断していくこととなりますが、今回の国における改正の趣旨及び本市における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えております。

具体的には、就学援助における、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学

用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 梶山議員お尋ねの、就学援助の学用品費の入学前支給についてお答えいたします。

平成29年3月31日付で、先ほどお話しありましたように、文部科学省小等中等教育局長から、平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について、入学する年度の開始前の支給についても補助対象にできる通知があったところでございます。

また、学校教育法第19条においては、経済的理由によって就学が困難と見られる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。

このようなことから、準要保護の入学前の支給につきましては、来年4月に入学する児童・生徒に対し、本年度から実施できるよう指示をしたところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ただいま教育長のほうから、国の要綱に基づき、前向きな取り組みということでした。特に準要保護に対する今回の取り組みですけれども、要綱の改正は容易にできると思いますが、システム改修についてはかなり時間もかかることと、予算も要することなので、今議会で質問させていただきました。この取り組みについては十分間に合うような体制で取り組んでいただきたいと思います。その辺は大丈夫でしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 一番難しいのはシステム改修でございました。これが何とかいけそうなめどが立ちましたので、今年度におきましては3月ごろというふうにしたいと思っております。その以降につきましては、もう少し早められたらということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君）　じゃあよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

それでは、2点目の質問に参ります。次に、働き方改革について質問させていただきます。

働き方における我が国の現状は、子育て世帯の男性に長時間労働が多い一方で、育児休業や年次有給休暇の取得率が低く、子育て世代の男性が家事、育児に費やす時間は国際的に最低水準となっており、こうした長時間労働などの働き方や育児休業等の低い取得率、男女の固定的な役割分担意識の存在などが、女性に対するハラスメントの問題や育児負担の増加、また、高齢化の進行に伴う仕事と介護の両立が、男女を問わず課題であると言われております。

加えて、労働者の健康確保上の問題や仕事と家庭の調和への影響、労働生産性の低下といった問題など、長時間労働対策についても同じく喫緊の課題であり、地域の実情に即した働き方の見直しは、少子化対策における重要な取り組みであり、生産性の向上や質の高い労働者の確保などメリットもあり、良好な雇用機会の創出、雇用の安定、地域経済の活性化など、地域社会にさまざまなメリットをもたらすものであると言われております。

地方公共団体である本市の役割は、地方分権の一層の推進や人口減少社会の到来による地方創生の必要性により、その役割は増大していることに加え、多様化する市民ニーズに対しまして、的確に対応できる人材の確保や育成、あわせてその働き方の見直しについて、いま一度しっかりと考えていく必要があると思います。

そこで、働き方の見直しについて、我が町の職員、保育士、教師の角度から以下の点をお伺いさせていただきます。

まず1点目、市職員の働き方の見直しによる人材育成の考え方についてお伺いたします。

本市におきましては、これまで野洲市人材育成基本方針をもとに、人材の育成をされております。働き方におきましても毎水曜日、毎月1のつく日、11日、21日をノー残業デーとして、仕事の効率化に取り組まれております。

この働き方改革の質問は、2月議会でも他の議員からも質問があり、働き方改革の取り組みについての答弁内容は確認させていただいております。よりよい行政運営の観点からも、本市の職員は今後のまちづくりを担う貴重な人材であり、社会全体で進めるべき働き方の見直しを、行政みずから率先して行うことは大変有意義なことであると考えておりま



す。

時間外勤務の是正は、新たな行政運営スタイルへの移行が期待されており、その改革を具体化するものとして、一人一人がモチベーションを高め、質の高い仕事ができるワークスタイルのあり方に重点を置いていくことが必要だと思います。

行政ニーズが高まる中で、職員には新たな課題や難しい課題に果敢に挑戦していく高い意欲が求められている中で、挑戦の成果を正当に評価し、さらなる挑戦を促していくという好循環をつくり出すことが重要であり、その仕組みを構築しなければなりません。そのためにも、限られた時間の中で着実に成果を出す働き方に転換していくための人材管理や人材育成は欠かせないものであり、それらの人事評価のあり方について充実させていくことが必要だと思います。

以上の観点から、市職員の働き方の見直しと人材育成の考え方について、市長にお伺いしたいと思います。

次、2点目ですが、保育士確保と働きやすい環境づくりの取り組みと課題についてお伺いいたします。

乳幼児期は、子供が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、保育所における質の高い養護と療育の機能が強く求められており、期待はますます高まっていると言えます。

保育の量的拡大による保育士不足の問題については、保育士配置基準の高い3歳未満児の保育ニーズが増加しており、特にゼロ歳児については、育児休業の関係もあり、年度末には子供の数が3倍になるなど、充足保育士の確保に苦慮しており、安定的な確保を考えていく必要があるとの認識から、新規保育士の確保、離職防止、潜在保育士の掘り起こしの3つの取り組みが喫緊の課題であると言われてきましたが、保育士確保と働きやすい環境づくりの取り組みと課題について、この件についても市長にお伺いしたいと思います。

次、3点目でございますが、OECD（経済協力開発機構）が発表した「教育2015版」では、日本の教師は最も多忙であることが明らかになりました。1週間の労働時間は、世界平均の38時間を大幅に上回る54時間。日本の場合、放課後に単元の習得がおこなわれている子供などへの個別指導や補習をしたり、自分の授業がないときに応援で授業に入ったりするなど、授業時数として報告されない多くの指導もしております。

そのほかに、各国との違いで顕著なのは、課外活動と事務事業です。日本では、課外活動の一環として部活動顧問を教員が担っており、休日にも練習の指導や対外試合への引率

をしております。事務業務に関しては、個人情報への配慮、さまざまな報告書づくりなど、ますます煩雑になっております。さらに、進路指導や生徒指導、校外で起きた問題への対応、家庭訪問など、業務が多岐にわたるのも日本の教育の特徴でございます。

このような実態に国も対策に動き出しておりますが、教員の多忙化解消、負担軽減に向けた取り組みについて、この件は教育長にお伺いさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の働き方改革についての御質問にお答えをいたします。

まずは、市職員の働き方の改革であります。今般働き方改革ということで格言を今、掲げられてますけども、従来から働き方というのはきちっと位置づけて、改革といいますか、健全な市職員の働く状況づくりに努めてるところであります。

まず、働くということになると、生計の資を得るということもありますが、そこにとどまらず、社会参加、自己実現といった大きな要素があります。特に社会参加とか自己実現ということに関して言えば、市職員の場合は市民の公共サービスをきちっと提供することですので、それをいかに限られた財源で、効果的に大きな成果を上げて、良質のサービスを提供するかというのが一番働き方の大きなところだと思ってます。

……をすとかしないとかというのも大事なんですけども、今、申し上げたように課題をきちっと設定して、制度にのっとって公明・公正・透明性を保って成果を上げるという、そこが一番大きな方針です。ついついどっかで物事が決まったりゆがめられてしまうと、もうそこで仕事の効率は悪くなりますし、職員のストレスはたまりますし、無駄な作業が行われます。

病院の作業も本当に無駄なくオープンにやってきたつもりです。先ほども稲垣議員が、平成27年の職員はううんとおっしゃってましたけど、何回否定してもまた出てきます。あのときの問題点はきちっと特別委員会で公表してます。少なくとも秘密なしでやってると思ってます。それが一番大事なことでして、その周辺の何時まで超勤とかきょうはどうのこうの、これやってますけど、型も大事なんですけども、まずは職場が風通しよく何を言ってもいいと。

野洲は従来から、個人情報と企業秘密以外は、職員さんは市民には提供していただいて結構ですよと、議員さんも市民さんにも。この間有名な副大臣がびっくりしたことを言うたんでびっくりしたんですけども、上司に確認しないと情報を出せないと言っていました。

あれはストレスがたまると思います。私も三十数年間一般公務員やりましたけども、ああいう風土だったら本当に職場崩壊、ストレスたまります。まず、申し上げてるように、野洲の場合はそこをきちっとやっています。

それともう少し具体的なことを申し上げますと、御指摘いただきましたように、時間外勤務縮減への取り組み、そして有給休暇の取得の促進、またはボランティア休暇制度の拡充を図るなど、余暇活動が行いやすい環境づくりに努めるとともに、職員の家事、育児、地域貢献分散化、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進も図っています。

さらに、自己研さんのための研修参加への積極的な支援や、女性職員だけでなく男性職員の育児休暇、育児短時間勤務の取得促進、また、先ほど申し上げたボランティアの休暇の取得など、本当に具体的に課の中に職員がそういう制度を利用できるように努めているつもりです。

また、一方、能力を最大発揮できるように、心身の健康維持のために健康相談やメンタルヘルス、また、ハラスメントに対する相談支援体制の充実を図っているつもりです。そして長期休暇の制度も位置づけていますし、育児休業取得者の職場復帰にもかなり丁寧に対応して円滑に進めており、育児休暇をとっても職場に自分が無理なく復帰していただけるようにやっているつもりです。

また、人材育成につきましては、人材という言葉が余り好ましくないのも、これも既にお知らせしてますように、職員がみずから課題を認識して、みずから成長させていくということで、そういう姿勢で職員の成長を促しています。

特に、人事評価制度につきましては、平成28年度より本格的に導入しております、個々の職員が仕事の目標を明確にし、期待される役割をきちんと認識することで、強制されるのではなく、みずからが設定した課題を解決するという中で自立的に学び、新たな課題に挑戦するという意識づけで、能力開発と職務の実践を行ってもらっています。

それと、先般もお示ししましたように、年度初めに部の目標、課題目標を設定して、共有化するとともに公開すると。これもこの一環であります。例のプログラムの中で毎年目標設定をやってますけども、これもそういった一環であります。

次に、保育士の確保の取り組みについてであります。もともと野洲はもう保育士さんを採用しないで、民間に全て渡そうということとして、これ何回も言ってますように、就任したときには保育士さんの退職補充をしてませんでした。1年齢にも正規が1人もいない、非正規の方が主任になったりやってたので、まずこれを抜本的に解決しようというこ

とで、保育士の採用を改めて行って今に至ってます。

毎年かなり保育士さんを採用してまして、まずこれをやらない限り、もういろはのいが行えません。それと施設の更新、物理的な施設ですね、先ほど三上保育園、もう最後になりましたけども、篠原、第二、野洲、そして三上と、本当にひどい職場環境で就業していただいていたので、そこを改善するというので、本当によくなってると思います。

野洲の保育士、今は幼保一元化ですから、幼稚園教諭の免許と保育士の免許両方持ってもらっていますけども、いずれも伝統的に熱心で質のいい職員が育ってきてます。そこに新しい職員がいい環境で入ってきて、先輩に学びながら実力をつけて、今、保育に当たってもらってますので、今の保育の現場の職場環境、あるいは士気は高いというふうに思っています。

現に採用も目標数が達成できてます。一部非正規の場合は少し厳しいですけども、正規の職員は確保ができておりますし、昨年からは、7月に子育て専用の無料職業紹介所として、野洲市三方よし人材バンクを立ち上げまして、潜在保育士や保育園だけじゃなしに幼稚園、学童保育で働きたい方のマッチングを行ってまして、昨年だけでも85人の登録で50件の市内での就労ができてまして、これ画期的な数だと思ってます。働く側にとってもプラスですし、市の保育園等でも働いてもらってますが、民間の保育園にも御紹介しますので、かなりの、50人という大きな数値が、実績が上がってます。

これも専門職の保育士が現場で当たってくれてるのと、いろんなどころへ出かけて行って広報したり紹介してくれてる成果でして、この士気の高さと実績というのも、私は職場環境のよさが、効果が発揮できてるというふうに思っております。

また、保育士の働きやすい環境づくりとしては、これはもう一般職員と一緒にですけども、育児休業や年次有給休暇のとりやすい状況づくり、そして早朝延長保育要員や事務休憩代替職員の確保等で職場に負担がかからない、過重労働にならないような取り組みも行ってます。

また、保育士の待遇改善としましては、賃金の改善を行ってまいっておりますが、これ過剰な賃上げは近隣の市町での競争を招きますので、適正な待遇を維持するというので、潜在保育士、あるいは新たに働きたいという若い保育士の確保に努めているところであります。

保育というのは、これ本当に一番大きな公共サービスでして、私民間のサービスを否定はしませんし、野洲市内にも民間の保育所があつて、そこは独自に6%の運営補助を出し

てますが、そこで受け持てない部分は、順番に公共保育園を整備していきます。これが、当然子供はそうですけど、保護者の安心と保育士さんと働く人たちへの安心につながっていて、確保ができてるんだというふうに思います。

最後に、あわせましてですけども、成果ですけども、これ先ほど申し上げましたけど、自慢になりますけども、学校の耐震化が、職員が頑張ってくれて、3年間で半分が100%になったとか、幼保一元化という困難な課題がクリアできて、新しいこども園が幾つもできて、そこで2つの制度が円滑に運んでいるとか、国8のバイパスの用地が3年間で実質8割、9割が買えていると、あるいはクリーンセンターも計画どおりに円滑に進んでると。

これ私の力というよりは職員の働きであると思っておりますけども、まだまだたくさん成果が上がってますけども、これは結果的に今の職場環境、働き方の改革ができた。いろんな市民から数十年の課題がほとんどできてるじゃないかとお褒めいただいでて、もっと宣伝しなさいと、病院だけやってるん違いますよと言われてるんですけども。残念ながら、とまっているのは病院だけですが、あす最終の基本設計をお示しして、バーチャルリアリティーで体験いただきたいと思っておりますけども。

設計は順調に進んでますけども、予算のめどが立ってない。これはぜひ議員の皆さん、本当に真剣に考えていただいて、本当にこれだけが動いてません。国8なんかはもう奇跡だと言われてます。国のほうもことし21億円、私が就任したとき、毎年1億円がとりあえず形だけついてたわけですね、計画決定が。それが4億円、5億円になって、10億円になって、二十何億円。

これはお金の問題じゃなしに、なぜこうなったかといったら、地権者の方の協力もありますけども、あるいは地域の協力もありますけども、職員が一生懸命用地買収に邁進してくれたからです。ましてや工業団地の土地取得なんか一瞬のうちに済んでしまいました。これは私もびっくりしたぐらいです。これもやはり働き方改革、働き方改革というのはライフスタイルであるとともに、本当に市民のために実積が上がってるかどうか問われてるというふうに思います。

以上、そのあたりも評価いただいて、今後も、まだまだ足りないところがありますので、御提案とか御指摘いただくことをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私のほうから、3点目の教職員の勤務時間の縮減についてお答

えをいたします。教職員の勤務時間の縮減につきましては、特に御質問がありました課外活動と、それからもう一つ、事務事業の2点についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の課外活動につきましては、今日特に部活動が全国的に大きな問題となっております。放課後や休日の練習にかなりの時間を費やし、また負担に感じている教員もたくさんおります。

そこで、市内の中学校では、平日の部活動の終了時刻の見直しや、休日の活動時間の制限、土日どちらか1日を休みにするとかなどの制限をつくり出しております。また、1つの部に複数の顧問を配置し、1人の教員に負担がかからないように各学校で取り組んでおります。

さらに、この4月ですが、国の法改正がありまして、部活動の指導員というのが明記されました。まだ出されたところですので、この指導員について、教員の負担軽減につながるどのようなシステムができるのか、少し考えて対応していきたいというふうに考えております。

次に、2つ目の事務事業につきましては、教職員の事務文書の軽減やデータ化等の取り組みを進めております。また、生徒指導等の対応については、スクールソーシャルワーカー6名の配置やスクールカウンセラー5名の配置、こういう専門員の配置や関係機関との連携を強化することで、教職員の負担軽減を図っているところでございます。

教職員の多忙化解消や負担軽減に向けての根本的な改善策は、やはり何と言いましても教職員の数をふやすことでございます。国や県にも都市教育長協議会というのがあるんですが、そこを通して要望を出しながら、教職員定数の改善に向けて強く働きかけていきたいと考えております。

また、県教育委員会が働き方改革推進会議を設置し、学校業務のあり方や改善について議論し、教育効果を高める教員の働き方について考えていく取り組みを始めました。先日5月29日に第1回の推進会議が開催されたところでございます。こうした県教育委員会の動きとも連携していきながら、教職員の多忙化解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ただいまは市長のほうからさまざまな成果、非常に風通しのいい職場であるということを伺って、ちょっとほっとしてる部分があるんですけども、せ

んだっての質問でも、時間外でも1, 200時間とかということもあって、それは改革で  
きたということで安心してはるんですけども、今の状況の中で、済みません、1点、もう一  
回再質問させていただきます。

今の市長の答弁の中で、非常に素晴らしい取り組みということで聞かせていただいて安  
心はしておりますが、特に男性職員の育児休暇もとってるということで、その辺の実績が  
あるのかどうか聞かせていただきたいのと、それとあと過重労働で病気とか、そういう方  
が現状、欠勤であったのか、今は大丈夫なのかという点と、もう一つ最後に、今、いろい  
ろとお聞かせいただいたので含まれてると思うんですけども、非常に女性の過重労働で自  
殺されたことを受けて、非常に働き方改革が全国的にも問われるようになった背景の中で、  
市長はこの野洲市を担っていく、人材ということは余り使いたくないというふうにおっし  
ゃったんですけども、そういう人に対する、何を市長としては野洲市のまちづくりにおい  
て、人材と言われる人に何を特に望まれていかれるか。ここの今までの答弁の中に入って  
ると思うんですけども、それを聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、教育長のほうからは課題を言っていました。教育長も非常に現場の第一  
線で、児童・生徒に寄り添ってここ定年退職まで来られて、非常に教育に熱い思いを抱い  
ていただいて、先日も学校訪問、8時ごろ電気がついていけば訪問して、生徒の状況も見  
させていただいてるということで、そういう点で確認していただいていることは認識させて  
いただきましたが、そういった状況でストレスを抱えてる職員とか、今現在そういうこと  
で問題がある教員とか、課題を抱えてる問題とか、それに対して取り組まなければいけな  
いということがあれば、最後にお聞かせいただきたいとします。

以上の2点について、市長と教育長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の再質問にお答えをいたします。

まずは、育児休暇、育児休業ですけども、男性もとってます。ちょうど詳細のデータは、  
私も名前が浮かんでる職員何人かいますけども、正確なところは総務部長から後ほどお答  
えをいたします。

それと、過重な労働で休んでる方というのはいないと認識してますけども、さまざまな  
状況で休んでる方は一定数います。これはどの職場でも、個人的な病気であったりとか、  
いわゆるメンタル等で長期に休暇をとってる人はいますので、これについても、差し支え  
ない範囲で、データ持ってますので、公表をさせていただきます。

それと、職員に望むところはもう単純でして、誠実さと熱意と技能。誠実さというのは、透明、公平、公正ということですし、熱意はやはり市民サービスをきちっとやるという、その使命感が熱意です。ただ、熱意と誠実さだけでは仕事になりませんから、法令の知識とかさまざまな情報とか技術、技能、いわゆるスキル、これがないと仕事にならない。この3つを期待したいと思ってます。

私、高く評価はしてますけども、職員が悪いという意味じゃなしに、おいおいどうしても内向きになります。だから失敗したら困るからなとか、やらないほうがいいからなとかになりますから、これは常にいい意味で、繰り返しのテンションかけて内向きにならないように。やらないことの理由を上げるよりは、やらないことによってどういう問題が生じるかというところに着目をして。

これ全て病院に通じるんですけども。病院をやらないよりはやらなかったら、先ほども御指摘があったように、本当に野洲市の中核的医療が崩壊をします、やらなければ。あるいは、いつまでもぐだぐだやったらなります。そこが一番大事なことで、失敗したらだめですけども、最大限きちっと計画を練って実現をして、チャレンジをするということをも言ってますし、期待をしております。

じゃああとは、細かい数値は総務部長がお答えをいたします。

○総務部長（上田裕昌君） もう一点ありますけど、……いいですか。

○市長（山仲善彰君） いや、いって、私の後やから。いいでしょう、これ私の補い部分だから。いや、ほか先やってもらっても結構ですよ。

○議長（坂口哲哉君） いや、どうぞ。

（「ちょっと先で」の声あり）

○市長（山仲善彰君） うん。先でええでしょう、これはね。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） よろしいですか。はい。

学校現場のほうですが、こちらも育児休業につきましては、私が退職しました3年前から、ちょうど私と入れかわりに男性の、野洲小学校ですが、1名が育児休業に入りまして、去年も別の教員がまた育児休業をとるという形になって、ここ二、三年、少しずつですが、男性の育児休業もふえてまいりました。

ただ、女性と違いまして、そこは圧倒的にやっぱりまだ少ないという状況ですので、さらにそこら辺の周知徹底を図っていけたらというふうに思っております。



あと、課題につきましては、やはりメンタルヘルスで休む先生方が毎年のように出ております。全国的には年間5,000名というふうに言われています。滋賀県内では、その1%ですので、大体50名程度。野洲市におきましては、つい最近までなかったんですが、この5月の末から1名の先生がお休みになりました。大体年間1人か2人という形で休んでおられるという状況があります。

そういう意味では、働き方改革、やっぱりどんどん進めていかないと、こういう先生方の負担というのはなかなか解消できないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） ちょっと確かめたいことがあります。

梶山議員、人材を望むことということで市長に答弁を求めておりました。

○16番（梶山幾世君） はい、求めています。

○市長（山仲善彰君） 市長。

○16番（梶山幾世君） それは今、言っていました。

答えていただいて、総務部長は要求していませんけど、答えていただけるのであれば答えていただいて、それはもう議長に任せます。人材育成は答えていただきました。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 済みません。まず、育休関係で、男性の取得者ということなんですけど、平成28年度育休を丸々休んでる分が男性が1人ですね。それから、部分休、短時間勤務というんですかね、そちらは男性の場合2名とってます。それから、長期で病休で休んでる職員については4名おります。それから、その方たちが復帰するようになった場合は、主治医の方の意見をお聞きしながら、リハビリ出勤をするなどしていただいて、円滑に復帰できるようにプログラムをつくってございます。

ほんで、そこに至るまでに相談業務を行っておりますして、健康相談、メンタルヘルス相談というようなものも設定しておりますして、それぞれ相談していただいと、このような状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ちょっと最後と言ったんですけど、今、総務部長が答弁していただきましたので、もう一点だけ聞かせていただきます。

今、4名休暇されてるんですね、職員。その代替はきちっとできてるんでしょうか。それだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） ケース・バイ・ケースになってございます。どれだけ休むかとかいうのがありますので、そういう状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） 今、市長と教育長から答弁いただいて、今の市長の答弁からいくと、働きやすい環境づくりもできており、働く人の能力も最大限に発揮できるように取り組んでるといふふうに捉えていきたいと思っておりますので、そういう方向で皆さん頑張っていていただきたいと、力を発揮して市民サービスに努めていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入りたいと思っております。3点目ですが、食品ロス削減の取り組みについてお伺いいたします。この件の質問は、昨年5月議会において質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

農林水産省の平成25年度推計によりますと、2,797万トンの食品廃棄物のうち、632万トンが食品ロスと推計されております。今、全国的にも各自治体の意識も高まり、食品ロスの削減に向けて積極的な取り組みが始まりました。

本市においても、さる2月16日に野洲市の食品ロスの現状についての研修会を開催され、啓発活動が進められております。前回の答弁では、野洲市ごみ問題市民会議で検討していくとの答弁でした。また、宴会での食べ残しを減らすために先進的に取り組まれていた長野県松本市の成功例を挙げまして、30・10運動の啓発を提案いたしました。

この30・10運動は、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しみ、食べ残しを減らそうというものです。実際に今日まで宴会に参加した際に、司会者からの呼びかけはありませんでした。

まず、本市の食品ロスの削減の取り組みについてお伺いさせていただきます。

先進地事例として、名古屋市ではロス削減に関する懇談会構成員を各関係者15名で構成され、定期的に懇談会が開催され、削減への取り組みは本当に大きく進められております。今後の取り組みにおいて、次のような取り組みが必要と考え、質問させていただきます。

まず、1点目、普及啓発の取り組みについて。ポスターの作成、掲示、広報、ロス削減冊子の全戸配布による家庭への働きかけ等です。これについてお伺いします。

2点目、環境教育の取り組みについて。幼稚園、保育園、小学校への出前講座、また、食べきり献立等の工夫などについてお伺いいたします。

3点目、食品ロス削減協力店の募集等の考えについてお伺いいたします。

4点目、市民、事業者と連携したキャンペーンの実施についてお伺いいたします。

5点目30・10運動の啓発についてお伺いいたします。

6点目、フードドライブの設定、フードバンクの普及啓発についてお伺いいたします。

最後、7点目、食品ロス削減に関するアンケート調査は、今後どのように考えていかれるのかお伺いいたします。

以上、このような取り組みは実際に名古屋市でも積極的に取り組み、成功例が取り上げられて、ホームページにも出ておりました。今後食品ロスをなくすためには、お互いの啓発活動が大切になってくると思います。本市においては、野洲市ごみ問題市民会議の開催等で今、積極的な取り組みを展開されようとしておりますが、今後のさらなる取り組みについて見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、梶山議員の食品ロス削減の取り組みについての御質問について、2点目の環境教育の取り組みを除く6点、そして今後のさらなる取り組みについてお答えさせていただきたいと思ひます。

それでは、1点目の普及啓発の取り組みについてお答えします。

まずは、本市における食品ロスの削減における計画でございますけれども、まずは環境基本計画、また一般廃棄物処理基本計画、そこにおきましてごみの減量化、また資源化等の一環として位置づけているところでございます。

その具体的な取り組みとしての食品ロス削減の啓発ということでございますけれども、28年度では市の広報、これ2016年、去年ですか、10月。そしてまた出前講座、これ6回程度。ただし、ごみの出し方についてとか、そういった機会を利用してこのことも言ってる、そういったこと。そして、御質問の中で御紹介もいただきましたけれども、研修会をこの2月にさせていただきました。まだ、これからというところでございます。これは正直なところでございます。

したがいまして、議員御提案の食品ロス削減冊子の全戸配布なんですけれども、家庭への働きかけということでございますけれども、その御提案も含めまして、効果的な手法を検討して周知してまいりたいと、そういうふうにお願ひしております。

次に、3点目の食品ロス削減協力店の募集ということにお答えします。

現在の食品ロス削減に係る取り組みの動向といたしましては、県の第4次廃棄物処理計

画というのがございまして、その中でうたわれておりまして、全県的にやろうということで、県、市町村、関係事業者が連携して食品ロスの量の把握、抑制、そして食べきりの普及啓発、そういった取り組みをする運びとなっております。

その母体といたしましては、この7月なんですけれども、来月ぐらい第1回会議の予定がありまして、県の循環社会推進課を事務局とした、仮称でございましてけれども、滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会というのが設置されます。今後この協議会と市が連携しながら食品ロス削減の推奨店の募集、あるいは情報提供など行う予定をしております。

次に、4点目の市民、事業者と連携したキャンペーンということでございます。これも3点目で御説明しました協議会、双方連携のもとで、おおむねですけれども、10月から12月ごろに予定をしております。

次に、5点目の30・10運動の啓発についてでございます。私としても非常にわかりやすくよい運動だと思っております。個人的には、すぐにではできることですので、いつも言われる日本の伝統のもったいないと、そういう精神を持ちつつ、30・10を手がかりに、さらに工夫しまして、特に私、環境経済部でございますので、環境経済部が率先行動しつつ和を広げていきたいと、そういうふうに思っております。

ちなみに、私きょう宴会がありますので、私はすぐに取りかかります。済みません。

次に、6点目のフードドライブ・フードバンクの普及についてでございます。フードバンクは規格外の農産物や家庭で余った食品、こういったものを、支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する活動ということでございますけれども、これについては、食品衛生上の課題ということもありまして。ただ、一方で、この制度が健全的にうまく機能すれば、福祉の向上ということに大きく貢献いたします。そういったことから、今後の課題としてきっちり検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

次に、7点目の食品ロス削減に関するアンケートということでございます。食品ロス削減につきましては、ごみの減量化の取り組みの一環として進めています。そうしたことから、食品ロス削減のみに限定したアンケートというのは、現在のところは予定しておりません。本市のごみ問題の調査、検討する機関としての野洲市ごみ問題市民会議、そういったことも含めて、その意見も参考にしながら周知、啓発等していきたいと、そういうふうに考えております。

最後に、今後のさらなる取り組みという、見解ということでございます。基本的な方向といたしましては、冒頭に申し上げました第2次環境基本計画に基づきまして、ごみの減

量化、資源化、さらには地球温暖化対策、そうした取り組みを推進してまいります。

その中で、食品ロスの削減ないしは食品廃棄物の発生の抑制の取り組みにつきまして、さきにお答えしました広域的な協議会との取り組みが1つ、それとごみ問題市民会議から、今のところは、タイトルとしては「もったいない、食品ロスを減らそう」、そういった御提案が今年の12月にいただきました。それをまず基礎にしたいというふうに思っております。

そして、また昨年度議会での矢野議員の食品ロスの削減に向けた取り組みを進める意見書、こういったことも全員で採択ということも受けておりますので、それも踏まえまして、具体的な目標を持って積極的に取り組んでまいりたい、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） それでは、梶山議員の2点目の環境教育の取り組みについてということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

学校給食センターの栄養教諭がそれぞれ校園を訪問して、食育の授業全てのクラスで行っているところでございます。給食感謝週間を設定いたしまして、この期間に調理員などが校園を訪問し、子供たちと一緒に給食を食べることによりまして、つくっている人の顔が見られるということで、残食ゼロにもつながっていくと、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） ありがとうございます。

これからということで、野洲市はごみ減量に向けた町の課題という私も冊子いただいて、昨年28日、12月の今の2点の提案、もったいない、食品ロスを減らそうというところにしっかり掲げて、これから取り組んでいくということと、ごみ出し支援、超高齢化社会に向けて、この2点について具体的にこれから取り組まれて、ことしは計画の段階で、来年4月から本格的にという計画もされているようですので、着実にその計画に基づいて、早い段階で成果の出るような形で取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、具体的な、例えば30・10、きょう部長が早速宴会に行かれて、30分動かないで食べ切ると、食べて10分前に座るというお話がありましたが、そこでしっかりと皆さんにも啓発をお願いしたいと思います。

大津市も早くからこのような、ちょっと見えないですけど、コースターですね、皆さん

が意識づけるように。本来であれば私も去年5月に質問しましたので、コースターの例も言っていましたので、奉賀会とか商工会とかのときにこういうコースターを配っていただいて、アナウンスがあればよかったなという思いがあったんですけども、そこまでは計画できてないということ。

30・10運動ということで、ごちそうさまは宴席で、具体的なことも書いて30・10で皆さんと楽しみましょうというコメントが書いてあったコースターをつくって、大津市は取り組まれておりますので、またぜひ参考にさせていただけたらと思います。

また、これからポスター等、まだ今、ポスター考えてないということなんですけども、今、私もいろんな方とお話しする中で、なかなか食品ロスまで取り組まれてるという話題が上がってこないんですね。もちろん冷蔵庫に余分なものがあって腐らせたとか、買い過ぎて食べ切れなかったとか、食堂に行って食べ残してきたとか、食べ切れないとか、持って帰ったとか、いろんな声はあるんですけども、

そういったことを、これは野洲市から食品ロスをなくそうと思うと、行政のかかわり、事業所のかかわり、各いろいろなお店がありますので、各お店の協力も要りますし、各家庭の一人一人もそういった意識がなければなかなか全体が減りませんので、皆さんがそういう盛り上がりができるような取り組みをぜひしていただきたいと思うんです。

そういう意味では、私はポスターを自治会に張って、食べ残しをなくそうとか、今のもったいないとかというのを自治会でポスターの掲示板に張って、それを見ることによってそれぞれが意識を変えていこうとか、そういうことをこれから取り組める内容ではないかと思えますし、名古屋ではポスターを子供たちに絵を描かせて、そして募集して取り組まれてる。子供たちも一緒に、もったいないということで、しっかりそういう食べ残しがないように食べていこうという運動もされておりますので、そういった先進地事例も参考にしながら、ぜひできることから、早い取り組みをしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第13号、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。いよいよ一般質問最後になりました。

これまで病院関係についてはいろいろ議論がされてきたわけですがけれども、賛成議員、反対議員とかいって、反対議員は対案もなしに反対してるよとか、中核病院がなくなってもええんかとか、そういったことばかりを言われておりますけども、反対してる議員も、病院は必要だけでも、今の提案には納得できないとがありますよということで意見を出

してるはずです。出したことについても、ことごとく否定のことしかなくて、そこに協議の場というものが無いのが私は残念やと思ってます。以前にも聞き合いというのが大事違うかって言ったけども、いまだにそういうような状態にあります。

ついにこの「広報やす」にまでそういったことが載りまして。これも最近ではなしに、恐らく去年の夏ぐらいからでも出てるんだと思うんですけども、きょうは、そういった意味で、5月に発行されました「広報やす」の記事内容についていろいろ質問をしたいと思います。内容的には非常に私も質問をしにくいところなんですけども、ひとつよろしくお願いをいたします。

5月1日発行の「広報やす」8ページに、「市民病院の予算が市議会で否決されました～病院事業接地条例に反した議決です～」という見だしで、議会を批判した内容が載っていました。この記事を読んだ市民からも、一方的な内容で議会を批判しており、市の広報としてはふさわしくないという声を聞いております。私もこの記事は、常々山仲市政が言っている公平・公正性を著しく欠いた不適切な内容だと思っております。

さらに、6月1日発行の「広報やす」にも、臨時会の内容で、議会批判を繰り返した内容になっております。一々細かいことには触れませんが、行政の広報紙としての記事として適正なのかを、政策調整部長にお伺いをしたいと思います。

まず、8ページから11ページに載っておりました記事内容は、公平、公正と言える内容なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、「広報やす」2017年5月発行の記事内容について、まず、1点目の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

市の広報紙には、市が進めている事業、そして政策の現状を客観的に市民に伝えるという役割がございます。御指摘の記事につきましても、事業の現状をお伝えするため、公平・公正性を保つことに努めながら作成したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 当然部長としては公平性を欠いてますとは言えんと思いますので、そういう答えになると思います。これは仕方ないですわね。その辺のことについては、後々までずっと話をしていきたいと思っておりますけども。中に、立入三千男議員という議員個人名が出されております。こういったことを出すのが広報紙として必要があったのかどうか、

その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 2点目の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

記事に掲載をさせていただきました議員さんのお名前につきましては、議会という公的な立場での議員という公人としての発言であるために、名前を掲載させていただきました。御承知のように、当然公的な場での発言でございますので、議事録においても記録され、公開されるものであるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 公人だから広報に載せたということですけども、それと議事録の話ありましたけど、議事録にはこうこうこうやったというようなことなんですけど、この広報にこうやって書かれると、たとえ公人であっても例えば〇〇議員がこんなことを言っているということで、わざわざ市民に知らせるということは、この〇〇議員に対して、市民に反発をあおってるようにとれるんですね。

その辺があるから、幾ら公人とは言いながら、そういうなのは問題かなと思います。こんなことがあった程度ではいいんではないかなと思いますけども、議事録は議会なり来ていただければ、言った内容そのものが載つとるので、そっちを見てもらえばええと、こういうふうに思います。

次に行きますけど、同じように、議会広報のいわゆる議会だよりの中では、議案の審査結果については全て載せてます。ところが、今回の広報については、そのこの病院のそのこの部分だけ載せとんですね。その辺については、なぜこの賛否をそこだけ載せる必要があったのかも伺います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 賛否の結果についての掲載でございます。

特に病院整備関連予算という市民の方が特に注目をされているという議決でございますので、その事実を掲載させていただいたということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 今のことも、それから先ほどの議員の名前もそうですけども、これは市の広報と議会の広報、いわゆる議会だよりとしてのすみ分けというんですか、書く



分担、内容分担ちゅうのは、取り決めがなかったとしても暗黙の了解なり、そういうことでやられてるのではないかなど。議会広報の中には、例えば委員会ではこんな発言があったとか、そういうのが載りますし、それから、今、言いました採決の結果はどうであったというのは載せるんです。

だから、私はこれは、広報としての内容は、これは不適切やなと思います。余り部長責めても多分答えられへんと思いますから、その辺は、今後はそういうところは気をつけていただかないかんの違うかなというふうに私は思います。

また、ここで突然、この病院のことを述べてるのに議員報酬のことを載せてるんですけど、この議員報酬ちゅうのはもう既に終わってる話やのに、何でここに載せる必要があったのか。また、ここではじゃあ何が言いたかったのか、その辺お伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、お尋ねいただいております議員報酬の件を同じページの下段のほうで掲載をさせていただきました。5月号全体を見ていただきますと、まず冒頭からは、特集といたしまして、平成29年度市全体の予算記事を掲載させていただいております。それに引き続いて、市民病院関連予算に関する記事を掲載させていただいたということで、今回の議員報酬の記事についても、客観的な事実をお伝えするために、紙面構成を考慮して掲載をさせていただいたということでございます。

なぜ、ここで何が言いたいのかというふうなお尋ねでございますけれど、ここにも掲載をさせていただいているとおおり、議員報酬の件につきまして、予算と条例が一致しない状態になってるということを客観的事実としてお伝えをしようとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 次の3番のところで、何が不一致なのか聞こう思ったんですけど、そういう不一致の状態があったから載せたということなんですけど。私はこれ別にこの時点で不一致とかいう必要ないと思うんです。確かに議長が2月定例会のときに出すわという話があったようですが、2月だけじゃなくチャンスはまだ、例えばこの議会でもありますし、極端なこと言うたら次の議会でも、時期としてはあるのではないかなと私は思っております。

わざわざここで強調してるのがよくわからない。ここで、問い合わせ財政課まで書いて、こんなことして、何かようわからんのですね。ほんで、それで不一致やとかいうて書いて

ますけども。こういうのも、なぜかという理由だけは私は聞きましたんで、理由はわかりました。

実はここで私も通告のやつをいろいろ調べてましたら、定数の条例というのが公布されたんですかね。変わってないんですけど。あっ、そうか、これは通告がないからわかれへんわね。ごめんなさい。

じゃあ条例が、例規集ありますよね、例規集ちょっと調べてみたら、最新が29年4月4日の内容で、加除をやっているのが5月8日にやっとなです。ほんでやっとなですけど、今の定数条例は変わってないんですよ、22になっとなです。ウェブ上のほうの、ホームページから調べるやつね、あれ調べても同じなんですよ。

そやから、これ公布忘れなのかしてないのか、総務部長調べといてくれます。今、答えくれなんてこれ言いませんので。もし公布したという事実の、告示で出すんですかな、それあったら後でその文書を見せてください。もしこれ、いや、いいです、いいです。総務部長に、総務やね、これ。

(「はい」の声あり)

○4番(丸山敬二君) だから総務部長、後で調べてもらって、これ終わったら見せてください。忘れてたらえらいことですよ、これ。それちょっとお願いしときますね。

次に、もう5番目のところに行きますけれども、まず、ここで条例に反する議決がされたってずっと言われてるんですけど、これいろいろ調べてみますと、私はこの病院の設置条例というのは病院の位置やとか規模、この辺を示して、こんな病院をつくるんやと言っただけであって、これにより予算要求ちゅうのはできないん違うかなど。要は、前にも議論あったと思いますけども、地自法の222条で、予算を伴うものは予算が確定してなければだめやということで、いろいろ聞いたんですけども、なかなかちょっと私の理解できるような答えは得られないままずっと来てるんですけど。

ちょっと調べてみますと、地方財政法で、公営企業で政令で定めるものについては、その経理は特別会計を設けてこれを行うとなってるんです。この地方財政法の施行令を見ると、病院事業は該当されるちゅうのが明記されてます。

また、一方、地自法では、公営企業でも特別会計を設けることに該当しないものもあると。現実いけば水道事業会計ですね。あれ特別会計にはなってないですね、呼び方では特別会計みたいな分類で言うてますけど。

しかし、この病院事業は条例によりその会計を設ける必要があると判断しますけれども、

本市の特別会計条例の中にも書かれてないし、条例に追加するよという話も聞いたことがないんですけど、この辺の法の絡みが非常に調べてて難しかったんですけど、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、今、議員のほうから御質問をいただいております条例関係の話をお聞きいただいております。

まず、地方自治法209条には、特別会計を設けた場合には、条例でこれを設置することができるというふうに明記をされてます。そして、その中で、地方公営企業法の適用を受ける場合には、これを設置する必要はないですよというふうに規定がされております。今回病院事業会計のほうにつきましても、こちらの地方公営企業法の適用を受けるということございまして、法律上特別会計の設置が義務づけられると。この時点で、今、申し上げました自治法209条に規定されております条例設置は必要性がなくなったということでございます。

例を申し上げますと、野洲市のほうでも下水道事業を公営企業化させていただいたとき、そして、病院事業で申し上げますと、他市の病院事業を設置されているところについても本条例は必要とされず、規定はされてないということを申し添えて、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 私もいろいろ調べてみましたら、今、下水道事業も、たまたま今度水道のほうに行って一緒になって、特別会計からは抜けて、どっかあるんか言うたらないと、水道事業やからということでした。

それと、今、部長の言われました、私もわからへんで、よそを調べてみようかと思って県内の近隣を調べたら、見当たりませんでした。他府県のやつも調べたんですけど、やはりないんですね。今、回答いただいた、私も今、調べた時点ではそういうことなんで、もう一つどこが根拠なのかわからないんですけども、他市でもないということなんで、正しいんかなというちょっともやもやとしとるところがあるんですけど、私ももうちょっと勉強とします。ありがとうございました。

それでは、次に、広報の9ページに、今度は新着情報として、市民病院の設計予算に国が交付金5,200万円を内定したと掲載をされてます。これは平成29年第1回定例会

の会期中の3月16日に、国交大臣宛てに野洲駅周辺地区都市再生整備計画を提出したものですけれども、3月24日には定例会で病関連予算が否決をされてます。そして、国の内示があったのは3月31日であります。

この辺のことについて、都市建設部長にお伺いしたいんですが、整備計画を出して交付金を申請するのは議会で採決後にすべきと思いますけども、なぜ採決前に行く必要があったのかをお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、丸山議員の1点目の御質問でございますが、採決前の申請についてお答えをいたします。

予算採決前に行った手続きにつきましては要望調書等の提出でございまして、国に対して交付申請は行っておりません。

なお、交付金の内定を得るためには、事業実施年度の前年度に国に対して要望調書を提出する手続きが制度化されているものでございまして、平成28年12月22日の野洲市病院事業の設置等に関する条例の可決成立を経まして、要望調書の根拠となる社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画を正式に提出したものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。ということは、これは申請じゃなしに、こんな事業がありますよというて出したやつですね。ちょっと、はいはい、わかりました。

そしたら、次のところに書いてあるのも内容を変更させてもらいますけれども。じゃあこの3月16日に計画を出した後、3月24日に病院関係予算が否決されてます。そのことは、計画を出している国なりには報告はしてるんですか、否決されたという内容は。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいまの御質問でございますが、国に対して伝えていたのかというような内容であると、このように思いますが、病院関連予算が否決された時点で、県のほうに報告をさせていただいております。国に対しても、県を通じて報告がなされているものと理解をしているところでございます。

また、報告に際しては、議会に対しても、今後も引き続き市民病院整備事業への御理解と病院関連予算をお認めいただきますように粘り強く対応してまいりたいということも同時に伝えていたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。いろいろ国、国言うところけど、県を經由ということでええわけですね。ということは、これ5月の臨時会でも否決されてるんで、県を經由して、そういうまた報告はされてるという解釈でよろしいですか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 県に対しましても、本市の政策に基づく市民病院整備事業は市の最重要課題であるということから、予算措置の状況については逐次報告をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そうしますと、3番目の分は、いわゆる予算の本申請のリミットのなことを聞いてるんですけど、これは先ほど鈴木議員が交付金の申請リミットということで聞いたときに回答がありまして、直接こっちは関与でけへんのやというような、そういう判断でよろしいですね。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 先ほどお答えさせていただいた、そのとおりでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） はい、わかりました。そしたら、先ほどの答弁もあったように、議会のほうもこれ真剣にやってますんで、ひとつ県通じて国のほうとの連絡というんか、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほんで、私もこれ調べとるときに、今、言われた都市再生整備計画というような、こういう立派なわかりやすいもんがあったんですね。この辺を都市基盤整備の特別委員会なりでこれをしっかり説明してくれといたら、かなり理解はしやすかったんかなど。何で国交省のどこから病院の補助金もらうんやとかいう疑問は早くからありましたんで、こういうとこを説明してもらって、これは言葉として出すか出さんかは別ですよ、こういうことでやっとなるから協力してくれぐらい言われたら、もっと真剣ちゅうか、考えるとこあったん違うかなど、このように思ひます。

今後は、出せる資料があるんやったら、こんなんはインターネットで見たら載ってまし

たんでね、市のホームページに。出して説明してもらったほうがえんかなと私は思っています。

そしたら、次、7番目に行きます。

行政広報は情報の真実性、周知徹底性、反応期待性、平等並行性の4つの原則があるとされている。これは誰が言うたんかという、行政の広報としてはというのはもう当たり前のことやから、何も書いたことないんですけど、いろいろ調べるときに、こういう言葉が行政広報のあり方として書かれてました。

その情報の真実性に関しては、自己に不利な情報も提供することが重要であると。広報の目的が、住民の自由な意思決定を誤らせないようにするために十分な情報を提供することにあると。そうであるならば、行政にとって不利な情報であっても、全て隠さずに提示すべきである。それが地方自治のためにも、住民の自立を促すためにも大切であると。

ということで、今回のこの広報の内容を見てると、広報というのは抜きにしますと、政治家があたかも誰かを批判するようなもので、個人の正当性を主張する、いわゆるそういった活動の報告のような気がするんです。そういうところで、再度政策調整部長にお伺いしますが、行政の反省事項といいますか、反省事項も含めた不利な情報はないのかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 広報発行に際しまして、行政の反省事項、または不利な事項はないのかということについての御質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、議員のほうから御指摘ございました行政広報の4つの原則というのは確認できませんが、「広報やす」の発行に当たっては、野洲市広報規則により、市政情報を迅速かつ広く市民の皆さんへ提供することで理解を深めていただき、またその情報を共有化することにより透明性を高め、市政の円滑な運営を図ることを目的に発行をしております。当然不利益情報についても全てオープンにして、透明性の確保に努めているところでございます。

御指摘の「広報やす」5月号の記載内容につきましても、客観的事実を市民の皆さんに提供したものでございまして、先ほど御指摘いただきました個人の正当性を示す活動報告のようなものには何ら該当するものではなく、行政として反省すべき事項についてはないものと認識をいたしております。

また、不利な事項といたしましては、市民病院の予算が市議会で否決された。そのことを大きく表題にして掲載をさせていただいていると認識をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そういうのはわかりますけども、先ほどの荒川議員のいじめの問題の中で、荒川議員ええこと言うてましたやん。いじめを隠す評価ではなく表に出すような評価をしてほしいという。私これは大事やと思いますよ。だから、こんなことを書くんでも、行政側は何で反対、否決されたんかというのは、そこも述べる必要があるん違うかなと私は思ってます。

最後に、この市の広報は市長がいわゆる発行責任者として行われるわけですが、この「広報やす」の5月、6月分について、病院関連についての記事は公平・公正性が保たれているとの判断のもとで発行されたのかをお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の広報についての確認についてお答えします。

御指摘のとおりです。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ありがとうございます。

それでは、次に行きます。

温水プールすいむ8の閉鎖について。

総合体育館温水プールは昨年11月、二度にわたり天井部材の一部が落下し、その後の専門家による調査の結果から、改修にも多額の費用を要するなどを理由に、ことしの3月31日で閉鎖した。

しかし、市民病院整備にかかわる住民投票の話を知った市民からは、1,700万円もかけて住民投票するくらいなら、温水プールを改修して引き続き使用できるようにしてほしいという声を聞きます。

ことし1月の全員協議会で温水プールの今後について協議し、その方針どおり進めることで合意をしました。しかし、この合意は方針を協議して了としたものであって、閉鎖の決定については合意をしてないと判断をしております。昨日の議案質疑の中でもこの辺が出て、教育部長から何回も全員協議会で了としたと言われてますけども、決して了という内容ではないと。方針については了としたということであって、閉鎖することについてはしてない。

といいますのは、全協の資料の中で、3年前倒しする方向で検討します。それから、次

にも、ほかの既存のプール施設の有効活用も検討しますって書いてあるんですね。このような結果については何も議会には報告がありませんでした。

質問は、昨日の今、言った議案質疑もありましたんで、その辺は私から聞くのは省略しますけども、以下何点かお伺いをいたします。

まず、落下の直接原因は何であったのかをお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） それでは、丸山議員の温水プールすいむ8の閉鎖についての、落下の直接の原因は何であったのかという御質問にお答えをさせていただきます。

昨年の12月に調査業務を委託しました、野洲市総合体育館・温水プール棟天井劣化度調査業務の現地調査報告書によりますと、プールの天井裏にたまりました塩素と結露水により、外壁面に近い部分の軽量鋼製下地材にさびによる腐食が発生し、天井部材の落下の原因になったものと思われるので、そういったことの報告がございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） じゃあ、それが原因であったということなんですけども、その原因による確率、それで落下に至る確率というのはわかりますか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 12月に調査を、報告書ですけれども、今後どの程度の確率で天井部材が落下するかの明記はございません。しかしながら、プール天井は落下のおそれがあり、安全対策が必要と、このように報告をされております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） それでは、今のは落下があったから発注して調査したもんですね。では、温水プールの点検状況、いわゆる定期点検とか、その辺について、点検の項目と周期をお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 温水プールの点検状況でございます。28年12月の臨時休館に入る前までは、温水プールの管理運営業務を委託しています業者、そして職員によりまして日常の点検を毎日行っております。これは目視で行っているものでございます。また、3年に一度の特殊建築物定期報告を平成26年5月12日に行ったものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。



○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 今のはプール全体でいんですね。天井部分はじゃあどういう点検をされてるんですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 天井部分の点検ということですが、委託業者と職員による日常点検につきまして、天井については目視になりますが、そのような点検を行っております。法定点検、法定調査、先ほど言いました特殊建築物のほうですが、天井の不燃に関する、そして耐震に関する調査をしているということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） その目視ちゅうのはどうなんですか、双眼鏡とか使ってこうやって見るんですか。いや、下からこうやって高い天井を眺めるとか、その辺はどうなんですか。何を見るんですか、目視って。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 双眼鏡で見るということはございません。通常に、こういうふうには、日常、我々がする目視という感覚でします。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ほな何もやってないと一緒にすよね。一般の人が、ちょっとこないして上見ると一緒にやから。

今、その天井のときに、目視以外に法定として不燃と耐震ちゅうのがありましたけども、これをやったのは26年5月12日でええんですね。ですね。そうすると、この全協の資料に、耐震性いところを見ると、25メートルプールの耐震性というのを書いてますね。手元ありますか。ここに特定天井に該当、現行の耐震基準を満たさないって書いてんのです。これ現行の耐震基準ちゅうのはいつからですか、これ。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○4番（丸山敬二君） 何年からですか。

○教育部長（竹中 宏君） 年度、ちょっと私承知してませんが、新耐震基準ができたときからだと思います。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ということはかなり前じゃないんですかね。この特定天井というのがちょっとよくわからないんですけど。それでいけば、耐震というのは点検する前に、

もっともっとはよから耐震基準を満たしてなかったということじゃないんですかね、これ。その辺またちょっと教えてください。

何かその辺の点検のどこ、もっと点検を真剣にやってたら、これ落ちることなかったんじゃないですか。だから、さびの点検、さびが発生するのを点検するような項目はないということですね、そういうことは。だから、あんな湿気のあるところやったら、そういうのを想定した点検をするべきやと思いますよ。これ、そやから、そういうのって全然やってないんですね。だから、そういった点検をやってないという、これはちょっと問題ですよ。今、部長に言うたって、多分何もええ答ええないと思いますから、もうこれはええとします。また時間がなくなるだけですから。

じゃあ閉鎖することによって、管理運営業務の委託費が1億4,000万円ほど残るといことが言われてます。このときに、契約変更というのはもうしたんですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 今、契約変更したのかということでございます。臨時休館以降、業務内容の縮小、それに伴いまして金額の減額の変更をしております。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） その辺は、次の3番に書いとることも、きのう議案質疑で出たんで、3番のやつはもうやめますね。B&Gとの関係のやつ。もうこれはやめます。

じゃあこの精算という中で、1億4,000万円ちゅうのはどうやっとなんですか、これ精算で払ってるんですか。この辺はどうなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 1億4,000万円ということですが、当初、契約ですけども、温水プールの契約27年4月1日から32年3月31日までの契約、5カ年の契約をしております。これが金額が2億3,600,1,600円ということで、1年間にしますと4,720万320円という年額でございます。これを結局契約解除しましたのが29年3月31日に契約を解除してますので、結果的に3年間、29年度、30年度、31年度の3年間の契約が解除したということになりますんで、年額4,720万320円掛ける3年分ということで、1億4,000万円という数字が出ているということです。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） じゃあこの1億4,160万円というのはまだ払ってないという

ことですね。あっ、違うわ、返してもらうんですかね。そこどうなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 毎年度で払いますので、まだ払っていないという状況ということですね。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。5年契約やけど、払うのは年度で払うということですね。

そしたら、次に行きます。

温水プールを、先ほど言いました、全協では了としたということに関連して、これ、こっからが問題なんですけど。温水プールを決定、要はあの方針に基づいて閉鎖を決定したことちゅうのは議会にはいつ報告されたんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 温水プールを議会にいつ示したかという御質問でございます。

温水プールの臨時休館に先立ちまして、28年11月29日に議員の皆さんや報道機関に、臨時休館のお知らせをしました。その後、本年1月26日の市議会全員協議会におきまして、温水プールの今後について協議事項とし、天井劣化度調査の結果や安全性を確保できる改修方法とその期間、そして収支見通しなどの検討結果と、今後の方向性として閉鎖時期を前倒しすることと、当面の対応として回数券等の払い戻しについての御説明を申し上げ、全員協議会で御協議いただき、了としていただいたというものでございます。

これを受けまして、1月30日には、臨時教育委員会議、行政機関ですけれども、そこで審議をいただきまして議決いただき、温水プールの閉鎖が正式に決定したというところでございます。

こうした手続につきましては、2月1日に議員の皆さんや報道機関に、閉鎖について通知をさせていただいたところです。

なお、温水プールの建設に当たりましては、国・県の補助金を受けているというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） やったことはそういうことやと思いますけども、議会には報告は、私は受けてないと思っとなんですよ。全協では、先ほど言うたように、方針は了とした。こ

うということについて検討します、検討しますやから、方針はいいですよと。その方針に基づいて臨時の教育委員会を開いてやった、これもまあいいですわ。ほんでそこでオーケーになったというのは、なるほど私もずっと見とって、2月1日に閉鎖についていうて、これメールが入ってきました。

しかし、議会に正式の報告はなかったと認識しとんです。議会に報告があったということは、ここで条例で温水プールの廃止が出ないかんのじゃないんですか、ここで。そやから3月の時点で。そういうことはやってないですよ。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 条例の廃止の話になりますけれども、温水プール、きのう言いましたけど、温水プールの建設に当たりまして、国・県の補助金を受けております。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によりまして、財産処分に制限がございます。国の承認を受けないと取り壊し、あるいは用途変更ができないということになります。

そういったことから、温水プールの廃止条例につきましては、本年2月、そのとき2月早々に県のほうを通じて国への照会をしてございました。結果的に4月4日に県から、条例改正により温水プールを廃止しても差し支えないというような連絡がありましたので、今議会で体育館条例の一部を改正する条例として提案させていただき、このような状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） あれ、県から来たん4日いうて言いましたっけ。僕14日いうてメモってたんやけど。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 4月4日言いました。14日でございます。失礼しました。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いや、そうすると、その辺も来てへんのに12日から回数券の払い戻ししますいうてやってますよね。この辺は違法性というか、ルールが無視されてるんじゃないですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 使用料の返還というのは、もう実質プールを使えない状況でございますよね。そういったことから、野洲市使用料条例、それに基づく体育館規則に基

づきまして、実質払い戻しをしているというような状況でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いや、やはりいずれにしても、条例でプールが残ってるんですから、それが廃止した上で、今回も何か使用料条例が出てますけども、削除になってますけど、それはちょっとおかしいん違いますか。

ちょっと戻るかもしれませんが、時間が減ってくるんでね。今、言うた、3月に廃止できなかったのが、補助金云々いうのがあってできなかったということですけども、そのときでも、例えば私これでいけば2つあるん違うかなと思うんです。

もう3月に条例廃止を出してて、附則で今、言うたそういう協議中のことがあるんやから、この協議は、文章でどう書くんか知りませんよ、附則でこれが決まった日から施行するとか、それあったんじゃないですか。それと、もしくは、14日におりてきたんであれば、専決でできたんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 1点目の、まず先に条例を提案させていただいて、公布の日からという形にしてはどうかという御意見ですけども。いずれにしても、それを議決していただくと、もし国で承認が得られなかった場合、条例廃止ができないとなった場合は非常に困りますので、それはしてません。

それと、専決処分をしたらいいのではないのかというのは、それもあるんですけども、基本的には議会のほうにお諮りして手続を踏んでいくのが正解かなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） あるときには専決を使ってばばっとやったりするけども。その時点では、ほぼ大体わかってたんやったら、私はいずれかの方法ですべきやと思いますよ。廃止できなかったらというのがあるんやったら、それやったら先に払い戻しやとか、定期も早く何か戻しとるみたいですけども、そんなことやった自身もおかしいんじゃないですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 野洲市総合体育館の管理運営規則の中で使用料の還付をうたってます。第9条の第1項で、災害その他施設の利用者の責任によらない事由により利用

することができなかつたとき全額還付するというふうになってますんで、これに基づいて料金を返してるということでございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 私もそれ見ましたけど、その前に設置ちゅうか体育館条例というのが先あるんじゃないんですか、それは。それはええんですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 現実、プールという建物自体はあるんですけども、使用ができない建物でございますね。実際市民の方は定期券を買っておられるんですね。そしたら速やかに、もし使用ができない状況ならば、お金を返すのが妥当やというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） その辺は、定期を返すというのはわかりますわ、定期を返すというのは。回数券まで返してしまうのはどうかなと思いますけど。

じゃあ協議事項の中に書かれてたところに、近江八幡のプールができるとか、そういったことが書かれてましたけど、近江八幡のプールが6月1日にオープンしました。野洲からどれぐらいの人が行ってますか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 近江八幡市に問い合わせをしました。6月6日現在の利用者数ですけども、近江八幡市内の扱い1,520人おられるそうです。その市外が212人のうち103人、約半分が野洲市の方だというふうな説明がございました。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 今、聞いたの6月何日。8言いました。

○議長（坂口哲哉君） 6月6日。

○4番（丸山敬二君） 6、8。

○議長（坂口哲哉君） 6月6日。

○4番（丸山敬二君） 向こうに聞いたのが。

○教育部長（竹中 宏君） 6月。

○4番（丸山敬二君） 3日。

○教育部長（竹中 宏君） 6。

○4番（丸山敬二君） 6やね。

○教育部長（竹中 宏君） 6です。

○4番（丸山敬二君） 私も13日に聞きました。そしたら、野洲は103人でしたわ。ということは、そっからふえてないんですね。ということは余りふえとらんやろうと。そのとき全協で説明あったのは、野洲の人は2,827、これスイミング教室があるから、これ除いても、フリーでも1,984人って報告があったんですね。その中で103人が向こうへってるというのは、これかなり行ったと判断してええのかどうか、ちょっと私は疑問やと思います。

それはそれとしとして、あとあるのが、検討事項の中でB&Gのプールの開設期間の延長というのがありますけど、これ具体的に延長どうしたんですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） B&Gの温水プールの延長についても検討を少ししました。結局今現在は7月21日から8月末ぐらいの1カ月間ぐらいをあけてるんですけども、その期間のまず延長を考えたわけです。一応9月末ぐらいまでということでも考えました。

そうした中で、実際経費が400万円ぐらいはかかってくるということと、それと、いわゆる目的としては、現温水プールを利用されている方をいわゆるB&Gのほうで吸収できないかというのが一番の目的ですので、そういった方を考えますと、利用時間が午前、それと、B&Gの開館時間が朝9時から夕方4時までということになります。

午前、午後で、大体午前が高齢者の歩行を今、温水プールは今まで使っておられました。それと午後は成人の水泳ということと、夜間も成人の水泳という形になってるんですけども、実質的にいわゆる使っておられる方は高齢者の水中歩行が多いのかなというふうには思うんですけども。

その後、どうも温水プールで歩行されて、採暖室いう、暖房の部屋ですね、そちらのほうを利用されてるお客さまが大半だというふうに聞いておりますので、結果的にはもう、結局B&Gをお金をかけて期間を延長する、あるいは時間を延長するということは受け皿にならないという判断をしましたので、実質的には何も変えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） この辺は、B&Gは本当に夏期のことで、限定やのに比較

にはならないと思うんですよね、こんな。ほんで検討をやったときにどうやったんか。私は実はさっき言われた1月の臨時の教育委員会で、その辺の意見がどんなんが出たんか本当は知りたいんですよ、どういう、今のこういうような海洋センターも使いますって言うたときに。

期間延長というのも、9月まで言いました。これ今、開設しとんのは夏休み期間中ですね、基本的に。だから、前倒しでいくなれば、ちょっと水のぬくもった今ごろぐらいからやるのかなと思たら、どうもそうでもないみたいですしね。何かこの辺がちょっとええかげんかなというか、こじつけのような意味合いがあります。

ほんで、この方向性のとこに書いてある、サブアリーナの用途に設備を改修する構想を加速化すると書いてあるんですけど、これは温水プールを廃止してこうするという意味ですよ、これ。そうすると、何かこれが先あるから無理やりやめたようにとれるんですよ、これ、ほかの今、言うた使いもしないB&Gのプールを使いますとか、八幡にあるからそっち行ったらどうやってなにおわしたり。だから何か無理やりサブアリーナのなもんつくるためにやったような気がするんですよ。

余り時間がないからもう聞きますけど、これ利用できなくなってから廃止の時期までという、廃止ちゅうかクリーンセンターのとこにできるまでの時期にすると3年4カ月ぐらいあるんですよ。これをこんなにほっといて、市民サービスの物すごい低下やと思うんです。この辺のこと思ったら、安全をまず確保して再開したらどうかと。部長の決断はどうですか。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） まず、1月の全員協議会で協議いただきまして、了としていただきまして、安全性を最優先にして温水プールの再開をしようとする耐震性が必要になってくるということで、約5,000万円以上の改修経費と工事期間、8カ月以上の改修期間が見込まれるということです。

さらには、天井の改修工事とは別に、今、とめてますボイラー、あるいはろ過器、ポンプ、こういったもんとめてますので、さらに設備の再整備に時間と費用を要するというところで、まだまだ金額が上がる可能性としてはございます。

そういったことから、当初から計画してました、改修後2年程度しか御利用いただけないということになりますので、2年間の稼働で収支を計算しますと約1億円程度の経費が必要となります。



また、野洲クリーンセンター余熱利用施設の開設が平成32年度ということで、約3年程度控えておりますので、そちらのほうにシフトしていくという形で、温水プールにつきましては、新たな投資は二重投資となるということから、再開については考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） すぐそういうことばかり言うてやめていくというのは、私はどうかなと思います。八幡の温水プールは回数券買っても、回数券買えば幾らなるかというの調べました。調べてないでしょう。あそこの回数券は11回で7,500円やったかな、何かなんですよ。ということは1回650円、1回650円かなんですよ。

ほんで、野洲の今の温水プールは1回500円でしょう、6,000円で12回やから。その辺もちゃんとしっかりして、市民サービスというのはそういうところやと思います。だから、もうやらんやらんいうて言うてますけど、その辺はもう一回しっかり考えてほしいと思います。

先ほど言うた耐震のやつは、わかったら教えてください、後で結構ですから。

終わります。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明17日から6月28日までの12日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、明17日から6月28日までの12日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る6月29日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。（午後4時45分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年6月16日

野洲市議会議長                      坂口哲哉

署名議員                              太田健一

署名議員                              野並享子